

魚沼市子ども・子育て支援事業計画

(素案)

平成 27 年 月

魚 沼 市

目 次

第1部 総論	1
第1章 総論	2
1 計画策定の趣旨	2
2 子ども・子育て支援制度の概要	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	6
5 計画の対象	7
6 計画策定の流れと策定体制	8
7 計画の評価検証	8
第2章 魚沼市の子育てを取り巻く現状と課題	9
1 人口と少子化の動向	9
2 家庭の動向	12
3 子どもの状況	18
4 保育サービス及び子育て支援事業の現在の状況	19
5 ニーズ調査結果から見る現状	25
6 ニーズ調査等を踏まえた子ども・子育て分野における本市の課題	51
第3章 計画の基本的な考え方	53
1 基本理念	53
2 基本的な視点	53
3 計画の方向性	53
第2部 各論	55
第1章 教育・保育提供区域の設定	56
1 区域設定の考え方	56
2 区域設定	56
第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	57
1 幼児期の教育・保育の量の見込み	57
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期	58
第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	59
1 利用者支援事業	59
2 地域子育て支援拠点事業	59
3 妊婦健診事業	60
4 乳児家庭全戸訪問事業	61
5 養育支援訪問事業	62
6 子育て短期支援事業	63
7 ファミリー・サポート・センター事業	63
8 一時預かり事業	64

9	延長保育事業	66
10	病児・病後児保育事業	66
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	68
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	71
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	71
第4章	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	72
1	幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進	72
2	質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方策	72
3	幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進	73
第5章	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	74
第6章	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	75
1	児童虐待防止対策の充実	75
2	ひとり親家庭の自立支援の推進	76
3	障害児施策の充実	76
第7章	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	78
第8章	母子保健計画	79
1	現状と課題	79
2	活動目標	79
3	母子保健事業の提供体制と量の見込み	80
参考資料		93
1	魚沼市子ども・子育て支援法の構成	94
2	策定の経過	97
3	パブリックコメントの結果とその反映状況	100

第 1 部 総論

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

我が国の合計特殊出生率¹は昭和42年以降減少し続け、平成元年には、それまでの最低水準であった1.58(昭和41年)を下回る1.57を記録し、その後も減少傾向はとどまることなく少子化が進行しています。平成24年の合計特殊出生率は1.41と、平成23年の1.39より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な水準(人口置換水準²のことで、わが国ではおおむね2.07程度)を大きく下回っています。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等からの子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況が増えつつあります。また、産業構造の変化が進み、企業経営を取り巻く環境は依然として厳しい中、共働き家庭や長時間労働の増加、非正規雇用の割合の高まりなど、仕事と子育てを両立させることが困難な状況が増えつつあります。

国では、子ども・子育て支援について、平成15年に制定された「少子化対策基本法」に基づき、総合的な施策を講じてきましたが、急速な少子化の進行や子ども・子育て支援が質、量ともに不足しているなどの現状を踏まえ、新たな支援制度を構築するため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。そして、平成24年には認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法³」が制定されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととしています。

本市では、平成17年に「魚沼市次世代育成支援対策推進行動計画(前期)」を、平成22年に「魚沼市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)」を策定し、また、平成23年に策定した「魚沼市総合計画後期基本計画」においても保健・医療・福祉分野で「子どもを安心して産み育てることができる社会の構築」を掲げ、子育て支援施策や保育・教育事業の充実を図るとともに、総合的な子育て施策を推進してきました。

子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、本市における子育て施策の更なる推進と、全ての子どもが健やかに成長することが出来る社会を実現することを目的として、本計画を策定します。

¹ 「合計特殊出生率」・・・15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

² 「人口置換水準」・・・人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

³ 「子ども・子育て関連3法」・・・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の3つの子ども・子育て支援新制度に関する法律

2 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援制度のねらい

「子ども・子育て支援新制度」とは、「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

(2) 子ども・子育て支援制度の内容

「子ども・子育て支援新制度」の内容については以下のとおりです。

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園※」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）

※認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割を持つ施設で、以下の機能を備え、都道府県の認可を受けた施設のこと

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

■保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
- ・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業※の給付制度の創設）

※地域型保育事業（市町村による認可事業）

3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

- ・小規模保育⁴、家庭的保育⁵、居宅訪問型保育⁶、事業所内保育⁷

■地域における子ども・子育て支援の充実

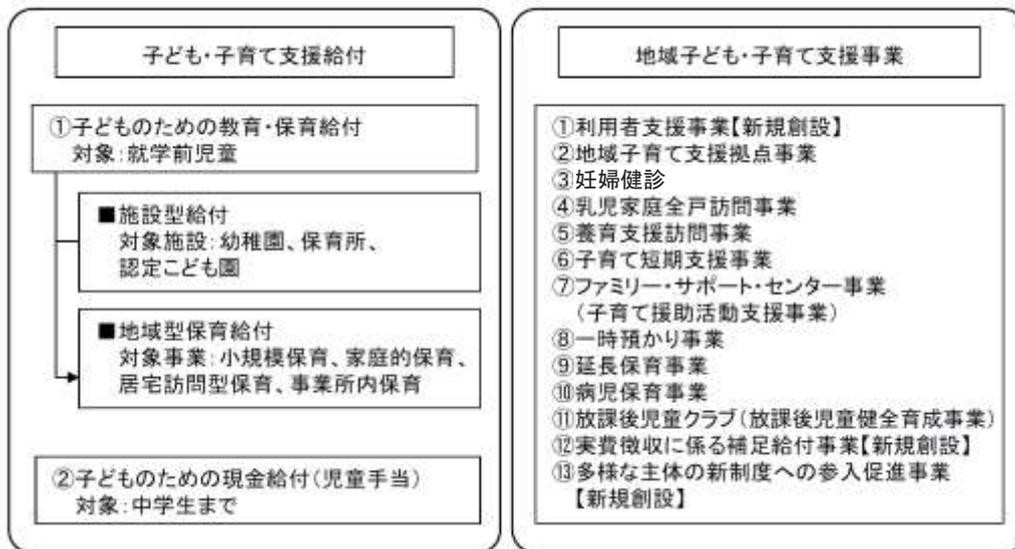
⁴ 「小規模保育」…主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

⁵ 「家庭的保育」…主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

⁶ 「居宅訪問型保育」…主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもので、保育所等と連携しながら自身の居宅等において3人以下（補助者がいる場合には5人以下）の就学前児童を保育する）による保育を行う事業。

⁷ 「事業所内保育」…主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

- ・子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ⁸など既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）



3 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる次世代育成支援対策推進法は、平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

⁸ 「放課後児童クラブ」・・・主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業で、児童福祉法で規定する放課後児童健全育成事業のことを指します。「学童クラブ」、「学童保育」とも呼ばれています。

(3) 魚沼市総合計画を上位計画とする実行計画

本計画は、市のまちづくりの基本となる「魚沼市総合計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合性を持たせた、子ども・子育てに係る総合的な計画として策定します。

第一次魚沼市総合計画 後期基本計画（抜粋）

第3章 健康で安心して暮らせる保健と医療と福祉の充実したまちづくり

第3節 子どもを安心して産み育てることができる社会の構築

第1項 子育て環境の整備

子育て支援センター等を中心とした相談・支援体制を強化し、子どもと親が安心できる地域での子育てを支援します。

また、国の制度改正においては、保育園と幼稚園機能を一体化した「こども園」（仮称）が検討されていることを踏まえ、子育て窓口の一元化を図り、情報の集約、情報の一元的提供ができる体制整備をすすめ、子育てをしながら働きやすい環境づくりをすすめます。

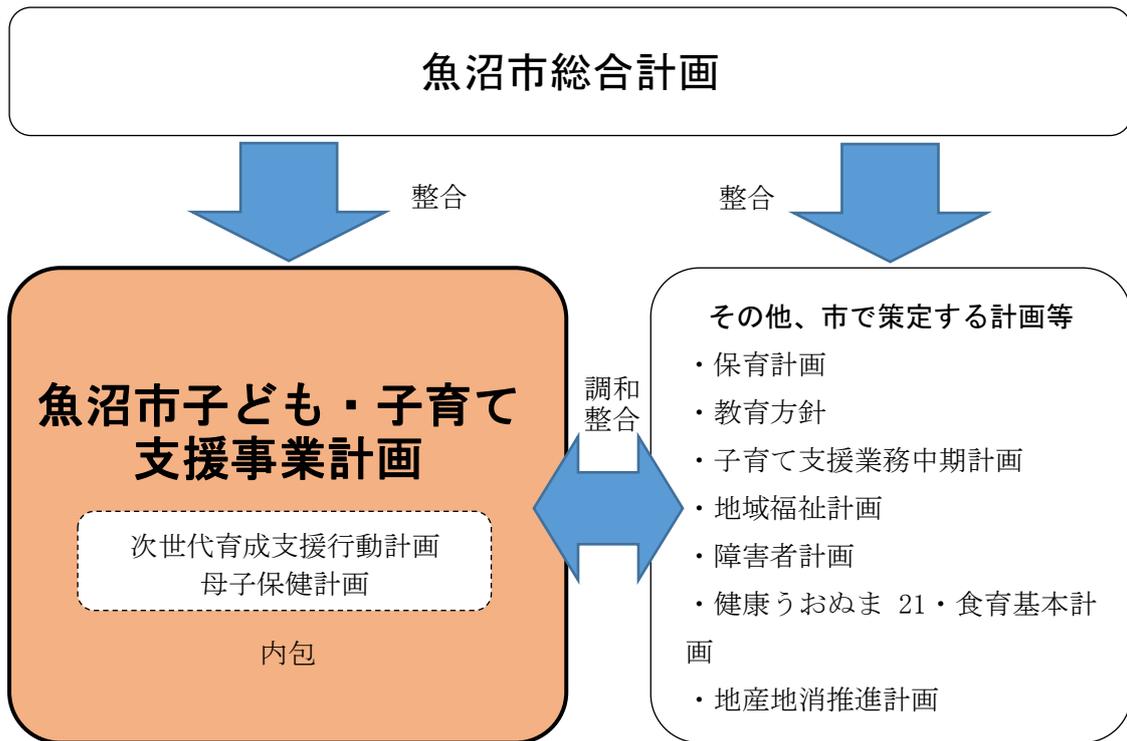
第2項 次世代の子育て環境の支援

子どもは次世代の親になるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的視野に立った子どもの健全育成のための取り組みをすすめます。

(4) 母子保健との連携

次世代育成支援行動計画において内包して策定していた母子保健計画について、次世代育成支援行動計画と同様に、妊娠期から途切れなく支援を行うこととして、母子保健計画を本計画に内包して作成します。

～ 本計画と他の計画等との関係 ～



4 計画の期間

本計画は、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とし、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間を計画期間とします。（※中間年を目安として計画の見直しを行います。）

	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
子ども・子育て支援事業計画											▶				
次世代育成支援行動計画	▶ 前期計画					▶ 後期計画									
魚沼市総合計画		▶ 第 1 次									▶▶▶▶▶ 第 2 次				

5 計画の対象

本計画の対象は、子ども・子育て支援法に基づき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とします。

子ども・子育て支援法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

■「保育所」と「保育園」の呼称について

児童福祉法では、保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満の者を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設のことを「保育所」として呼称していますが、本市では、市内の保育所の名称を「〇〇保育園」として統一しているところです。

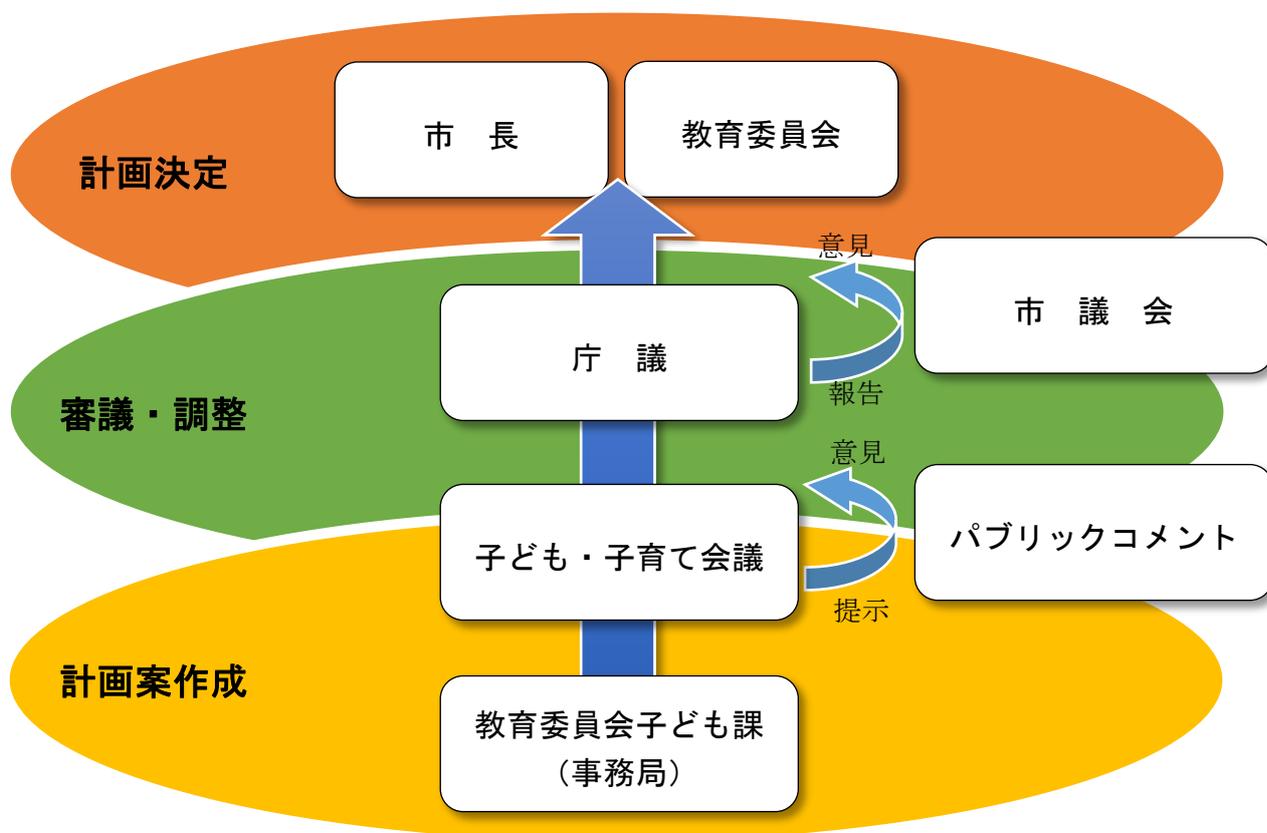
そのため、本計画においては、国の制度上の呼称及び固有の名称としての「保育所」という標記と、本市内における保育所を指す「保育園」という標記が混在していますが、これらは全て児童福祉法でいう「保育所」を表しています。

6 計画策定の流れと策定体制

本計画は、魚沼市子ども・子育て会議⁹で計画案を策定し、庁議等で関連計画等との整合性を確認の上、市長及び教育委員会が計画決定します。また、適宜市議会に進捗状況等を報告します。

なお、魚沼市子ども・子育て会義は、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成しており、本市における特定教育・保育施設¹⁰の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について、調査、審議する機関として、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき設置するものです。

～ 本計画の策定体制 ～



7 計画の評価検証

本計画は、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）について、各年度において魚沼市子ども・子育て会議で点検、評価を実施します。また、その結果を市議会等に報告します。

⁹ 「魚沼市子ども・子育て会議」・・・「子ども・子育て支援法」により市町村への設置が規定された（努力義務）ことから、条例に基づき設置した附属機関。この会議は、学識経験のある者や子どもの保護者、関係団体等から構成され、本計画や子ども・子育てに関する総合的な推進などに関して意見の提出を受ける。

¹⁰ 「教育・保育施設」・・・認定こども園法に規定する認定こども園、学校教育法第に規定する幼稚園及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

第2章 魚沼市の子育てを取り巻く現状と課題

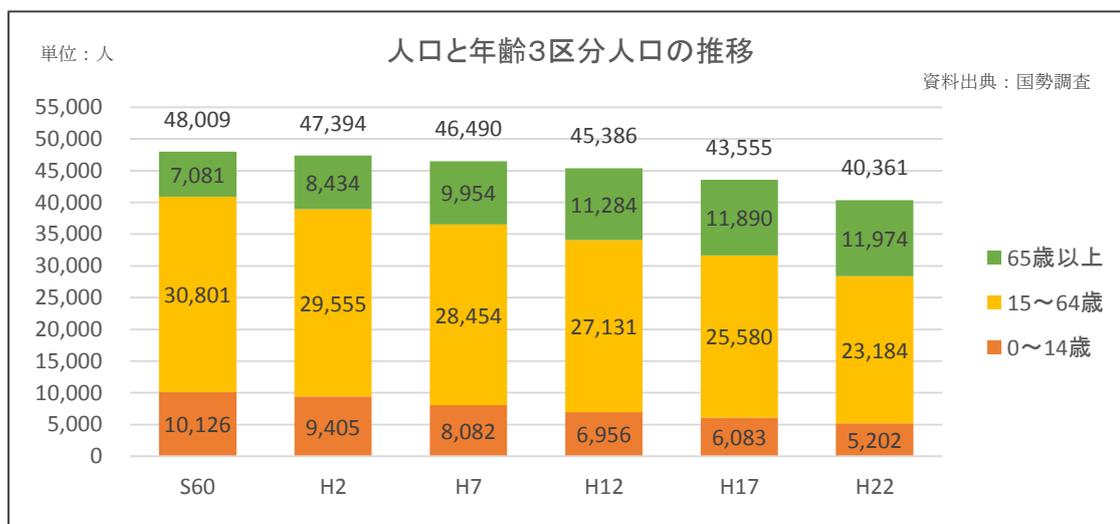
1 人口と少子化の動向

(1) 年齢三区分別人口と年少人口の割合の推移

本市（合併前を含む）の人口は、昭和35年の60,521人をピークに減少を続けており、特に平成2年以降に減少傾向が強まっています。

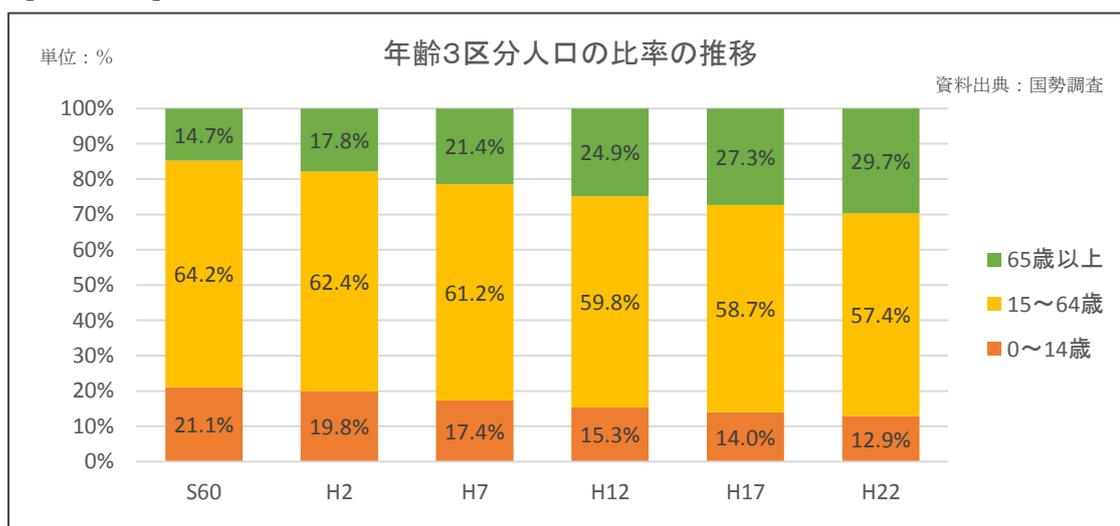
高齢人口（65歳以上）が増加する一方、生産年齢人口¹¹（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあり、特に年少人口は平成22年には5,202人と昭和60年の約半数になっています。総人口に占める割合も減少傾向にあり、平成22年には12.9%となっています。

【グラフ1】



※合計人口数には年齢が不詳の者の数を含むため、区分の合計と異なる場合があります。

【グラフ2】

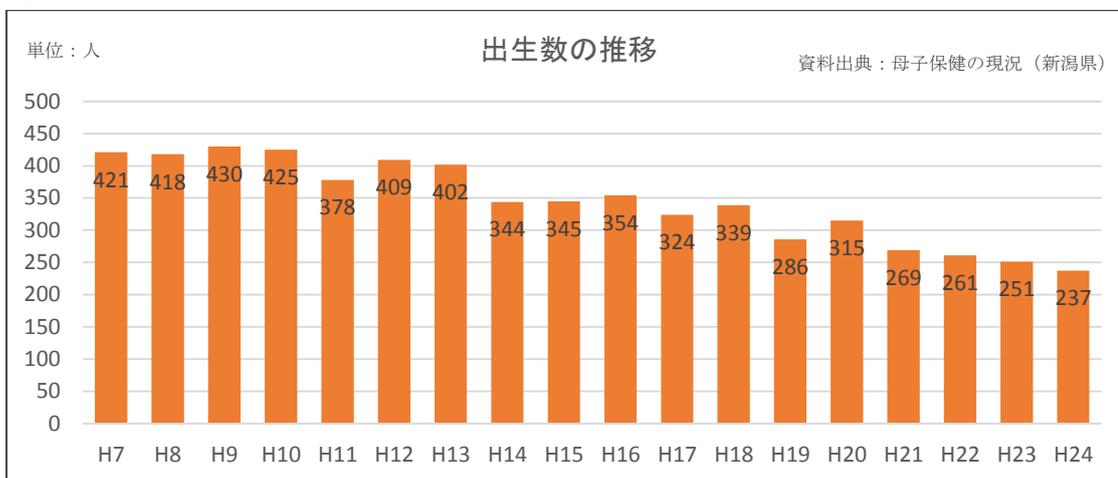


¹¹ 「生産年齢人口」・・・年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口がこれに該当します。

(2) 出生数の推移

本市の出生数は、年度により増減があるものの近年は減少傾向にあります。平成7年、8年、9年の3ヵ年合計と、平成22年、23年、24年の3ヵ年合計を比較すると、41.0%の減少となっており、特に平成19年以降について減少傾向が顕著となっています。

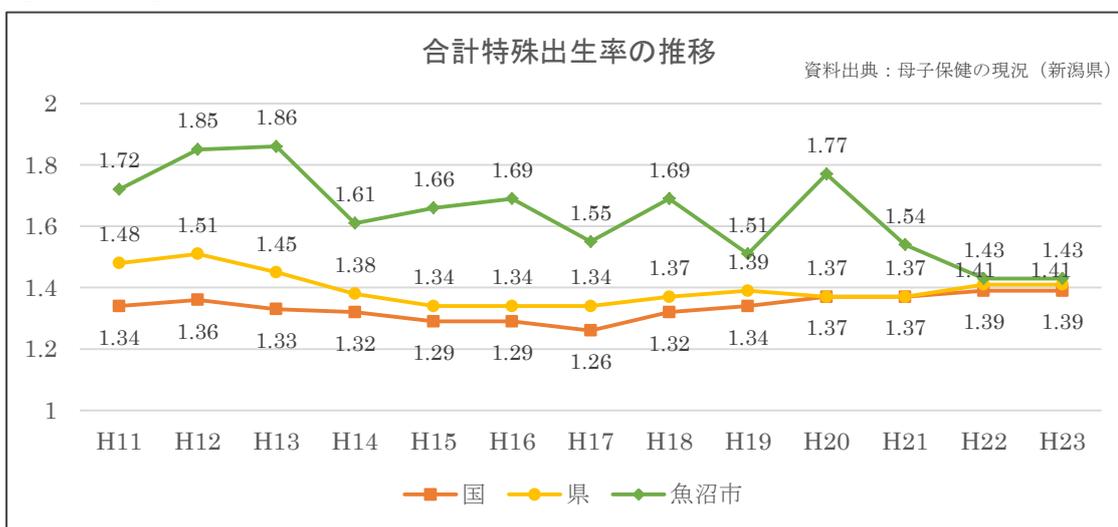
【グラフ3】



(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、国、県、本市のいずれにおいても、人口を維持するのに必要とされる2.07を下回っています。本市は、国、県に比べてやや高い水準で推移してきたものの、ここ数年は低下し、国、県の数値と近似しています。

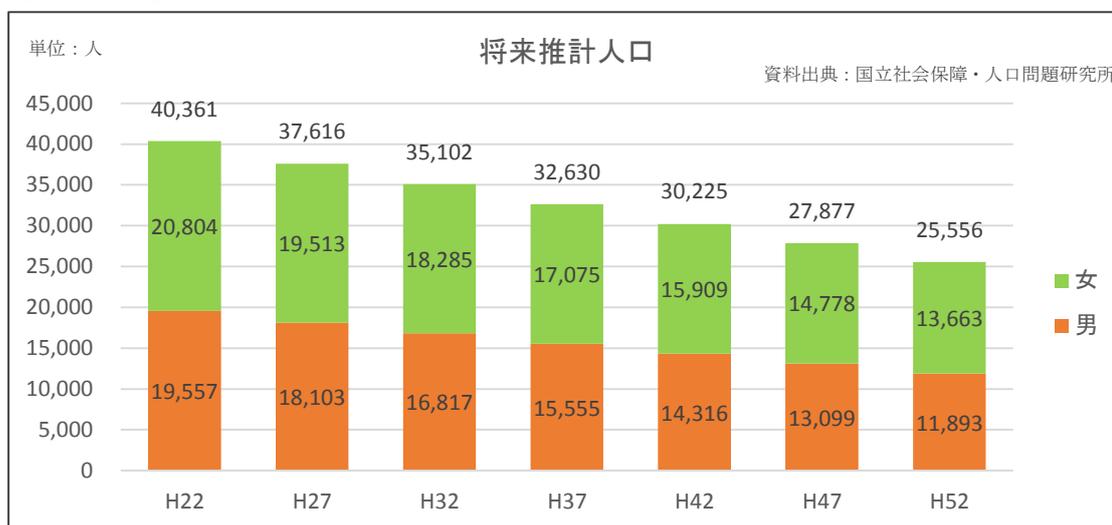
【グラフ4】



(4) 人口の将来推計

本市では、転出を転入が超過する「社会減」及び死亡が出生を超過する「自然減」の両方を原因として人口減少が続いていますが、この傾向は今後も続き、本市の人口は、平成52年には25,556人まで減少するという推計が出されています。

【グラフ5】



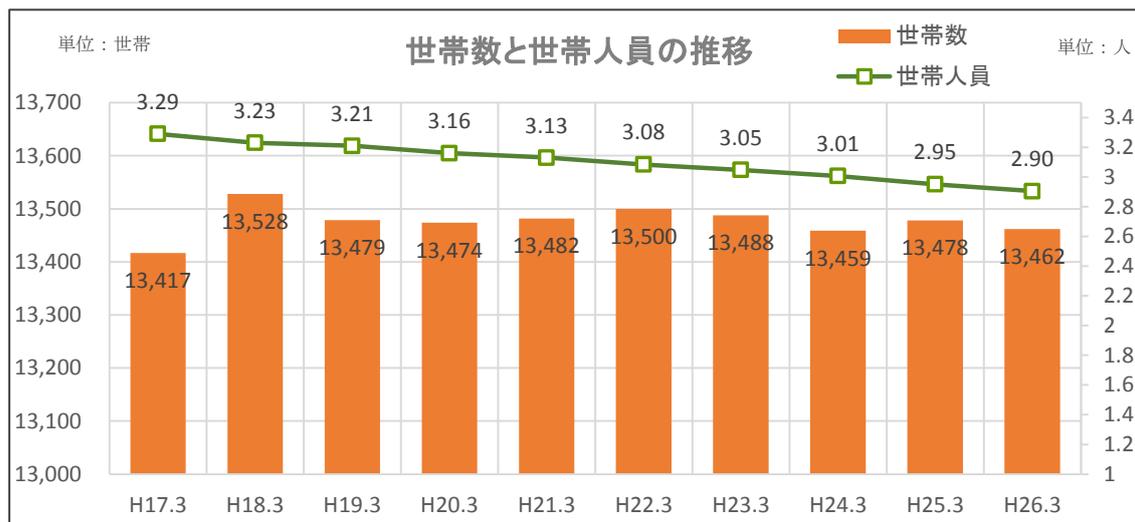
2 家庭の動向

(1) 世帯数の推移

本市では、昭和 35 年をピークとして人口減少が続いていますが、世帯数については、核家族化の進行などにより、平成 18 年まで増加を続けてきました。平成 19 年以降はほぼ横ばいとなっています。

なお、1 世帯あたりの人員については、世帯数の増減に関わらず一貫して減少し続けています。

【グラフ 6】

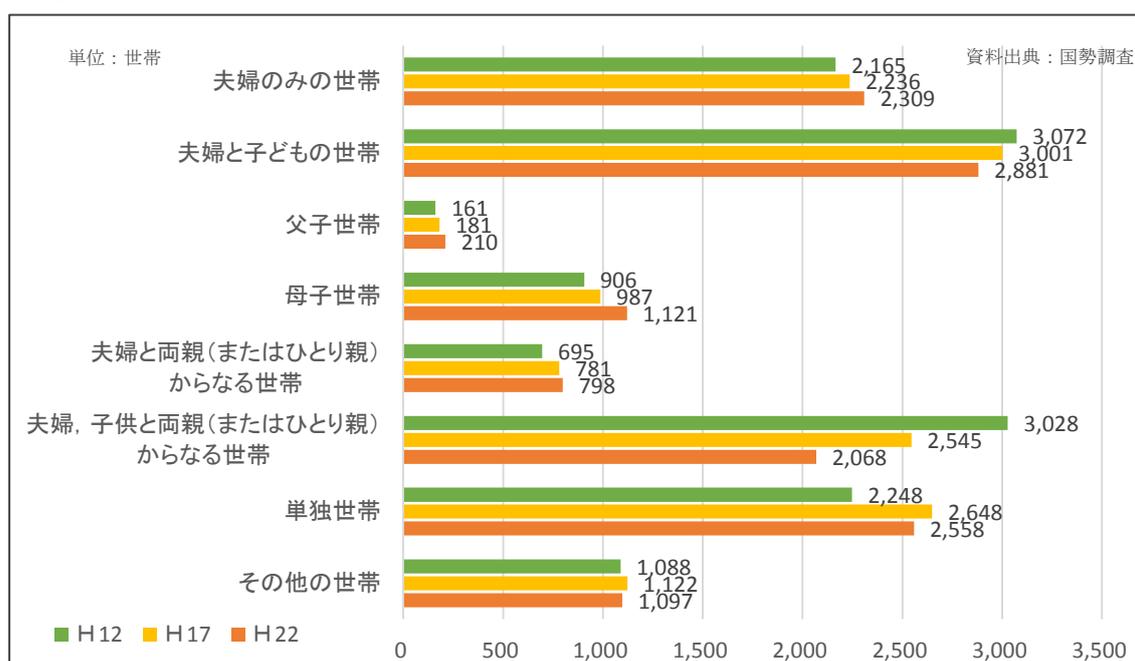


(2) 世帯構成の変化

資料出典：魚沼市住民基本台帳

「夫婦のみの世帯」、「夫婦と両親からなる世帯」及び「単独世帯」などの子どもがいない世帯並びに「父子世帯」及び「母子世帯」が増加し、「夫婦と子どもの世帯」及び「夫婦・子どもと両親からなる世帯」が減少しています。

【グラフ 7】

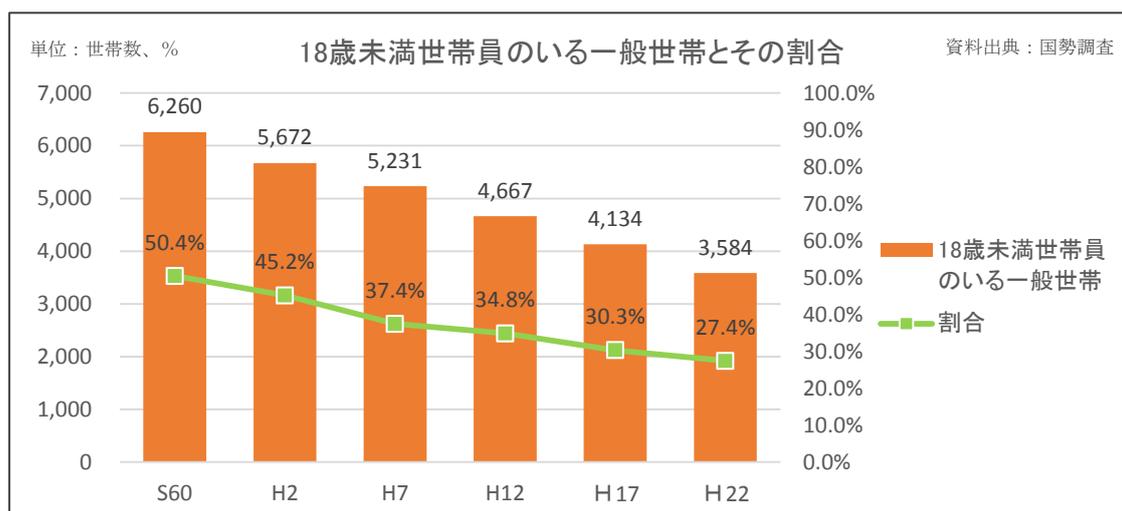


(3) 子育て世帯数の推移

18歳未満の世帯員のいる子育て世帯は、昭和60年には6,260世帯で、全世帯に占める割合が約半数でしたが、昭和60年からこれまでの間、子育て世帯数と全世帯に占める子育て世帯数の割合のいずれも減少を続けています。

その結果、平成22年には全世帯に占める子育て世帯の割合は27.4%と、昭和60年の約半数になっています。

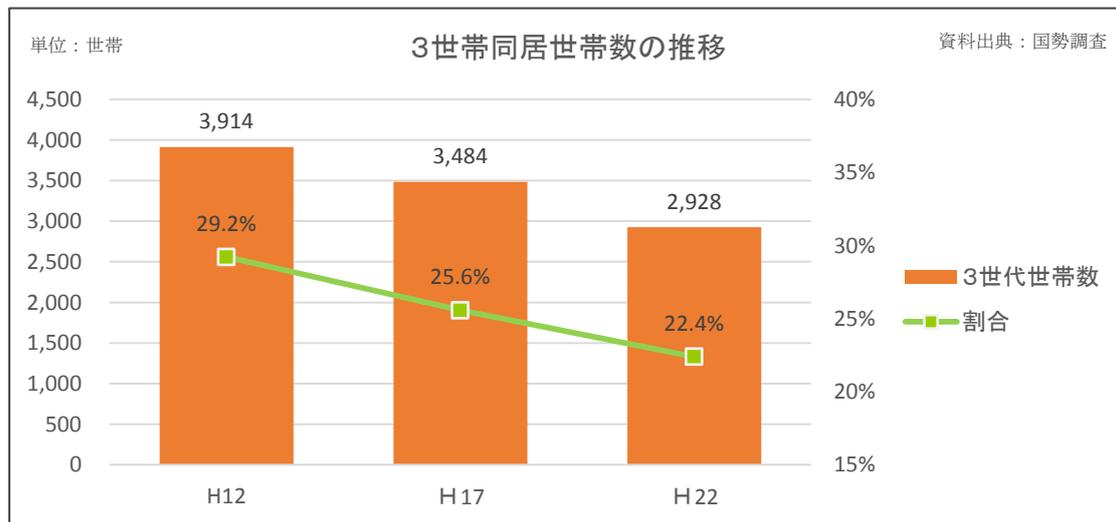
【グラフ8】



(4) 3世代同居世帯の推移

3世代が同居する世帯についても、世帯数、全世帯に占める割合ともに減少しています。

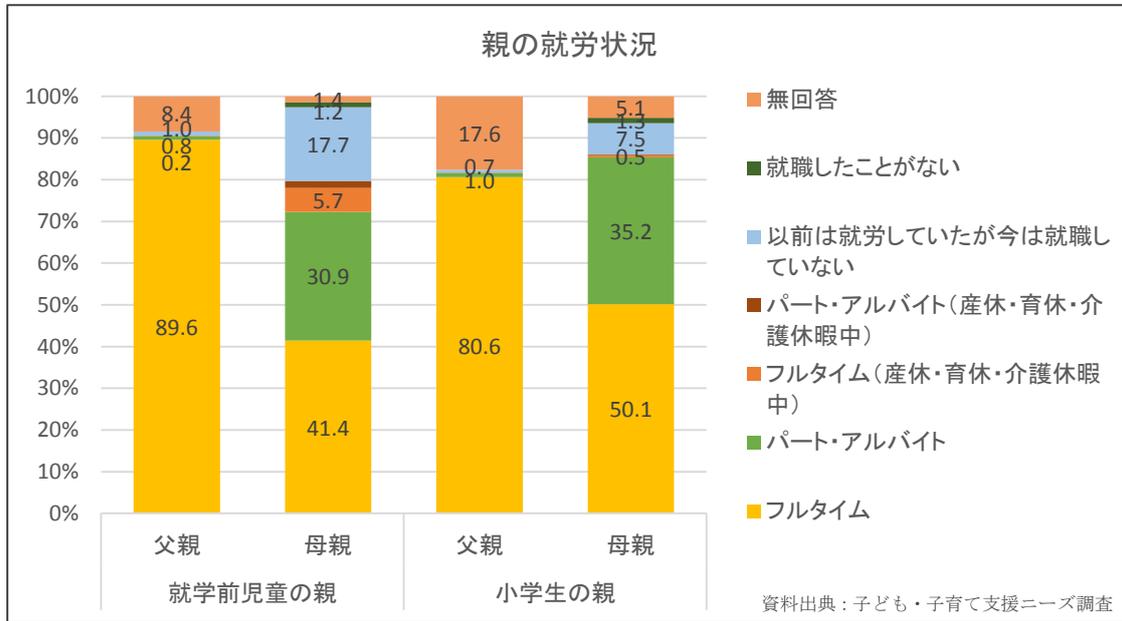
【グラフ9】



(5) 父母の就労状況

平成 25 年度に実施した子ども・子育て支援ニーズ調査によると、父については、無回答を除くとほぼ全ての方がフルタイムで就労しており、母については、就学前児童調査で72.3%、小学生調査で85.3%がフルタイム、パート・アルバイトなど何らかの形で就労しています。

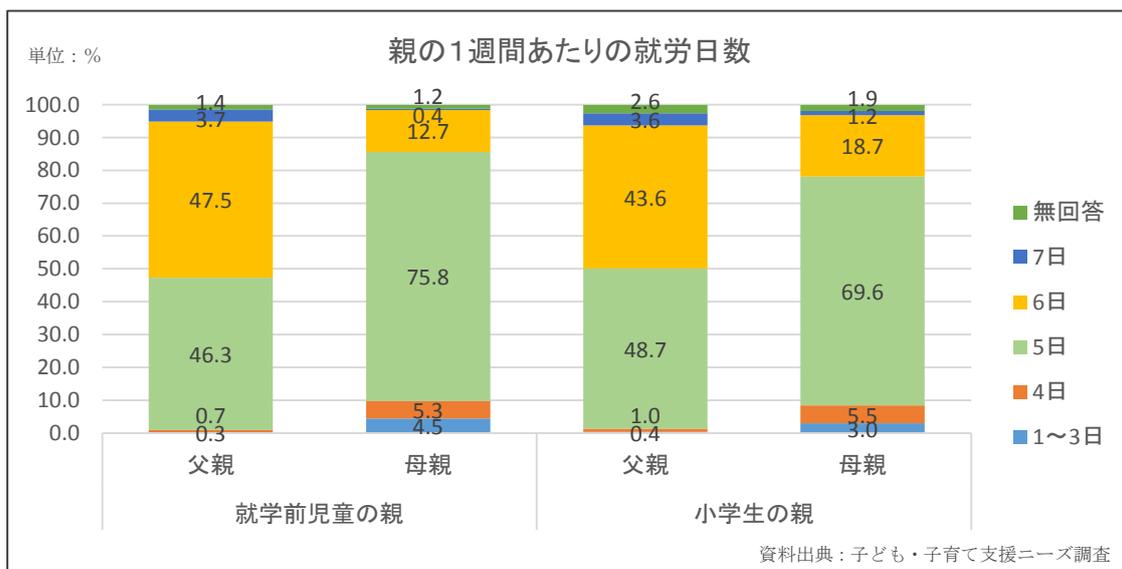
【グラフ 10】



(6) 父母の就労日数（対象：就労者）

平成 25 年度に実施した子ども・子育て支援ニーズ調査によると、父については、約半数が週のうち5日、残りの約半数が週のうち6日の就労となっており、母については、就学前児童調査で75.8%が週のうち5日、12.7%が週のうち6日の就労となっており、小学生調査で69.6%が週のうち5日、18.7%が週のうち6日の就労となっています。

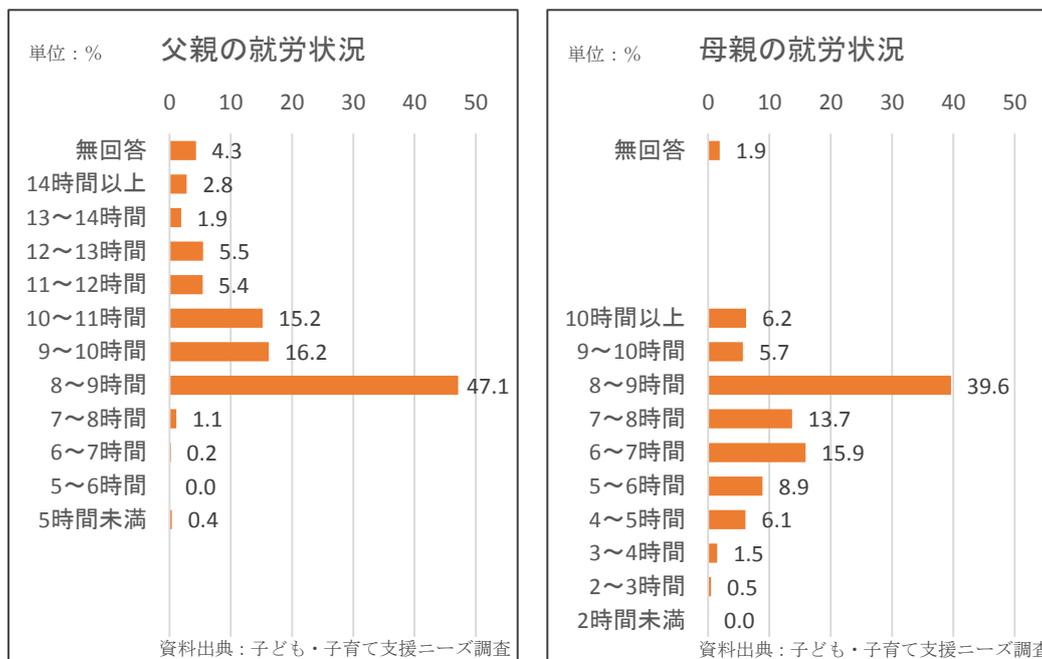
【グラフ 11】



(7) 父母の就労時間（対象：就労者）

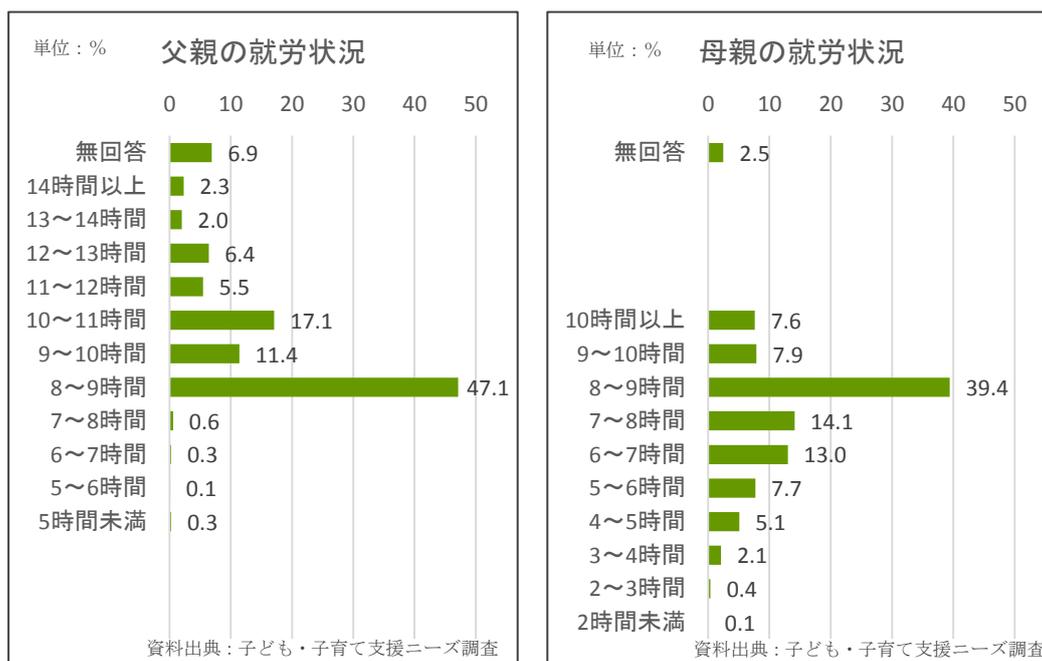
平成25年度に実施した子ども・子育て支援ニーズ調査によると、就学前児童の父については、8時間から9時間が全体の47.1%、9時間以上が全体の47%となっており、就学前児童の母については、8時間未満が全体の46.6%、8時間から9時間が全体の39.6%、9時間以上が全体の11.9%となっています。

【グラフ12】 就学前児童の親の就労時間（対象：就労者）



また、小学生児童の父については、8時間から9時間が全体の47.1%、9時間以上が全体の44.7%となっており、小学生児童の母については、8時間未満が全体の46.6%、8時間から9時間が全体の39.4%、9時間以上が全体の15.5%となっています。

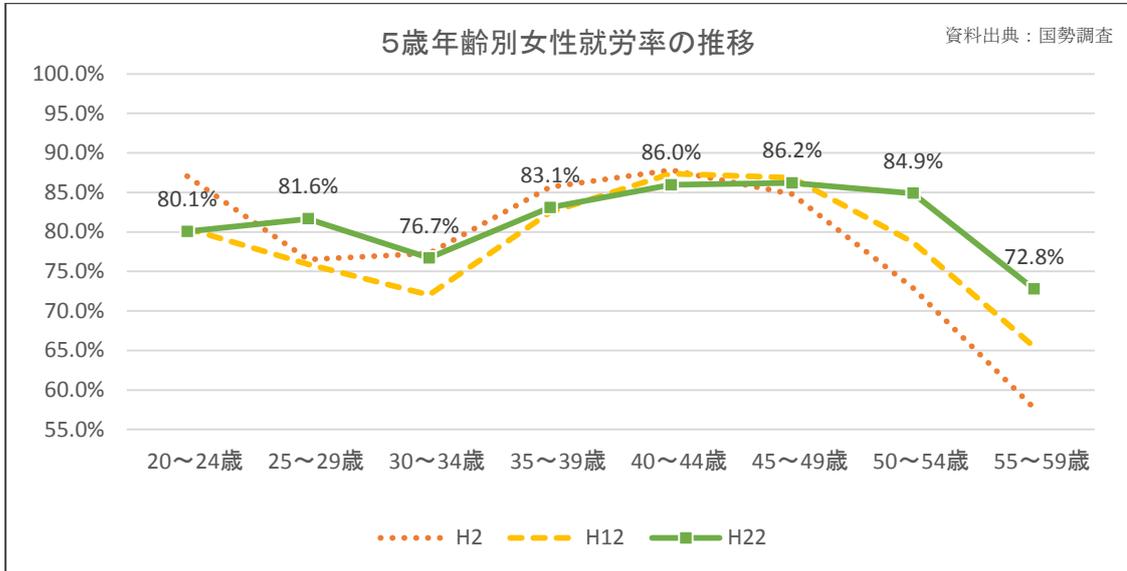
【グラフ13】 小学生の親の就労時間（対象：就労者）



(8) 女性の年齢別の就労状況

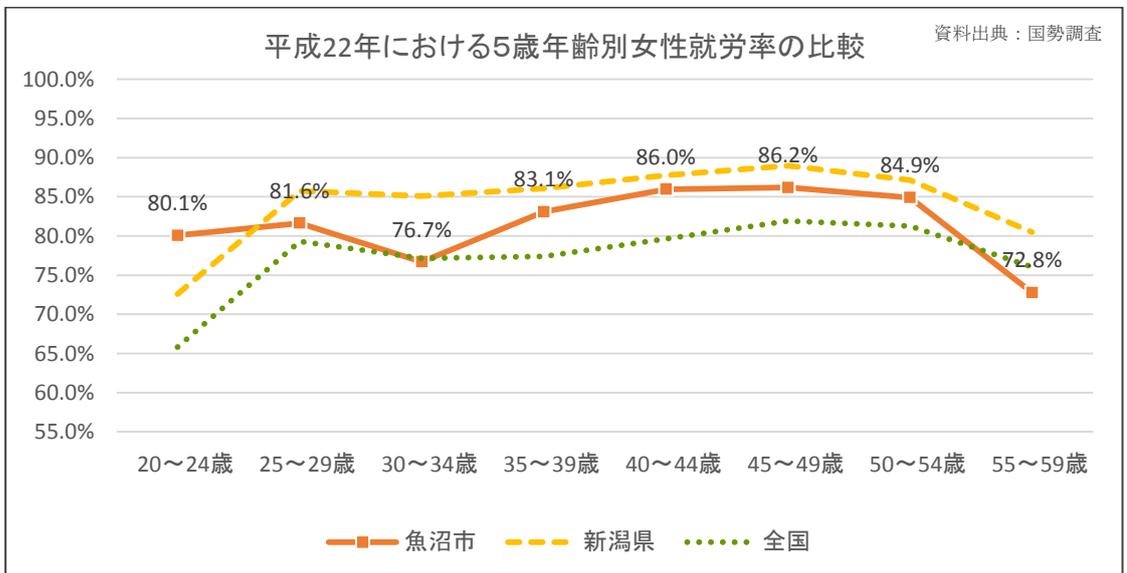
女性の就労状況については、30歳から34歳において就労率の減少が見られます。平成12年と比較すると、全体として大きな変化は見られないものの、25歳から34歳と50歳から59歳で増加しているものの、40歳から44歳でやや低下しています。

【グラフ14】



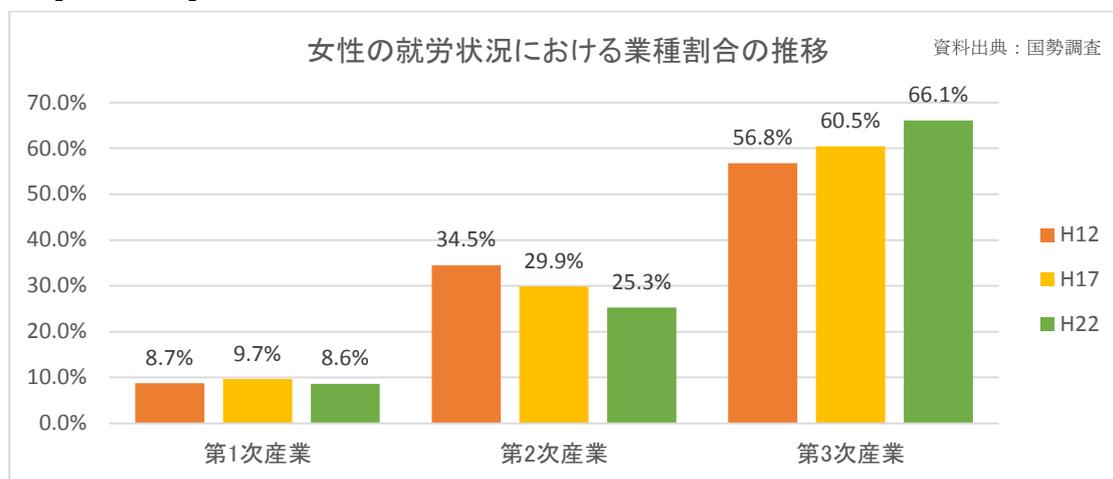
平成22年における全国、新潟県との比較においては、全体として、全国より就労率が高いものの、新潟県より低くなっています。なお、20歳から24歳の就労率が高いのは、本市内に大学等が無いことが原因と考えられます。

【グラフ15】



女性が就労する業種については、第2次産業が減少し、第3次産業が増加する傾向となっています。その結果、平成22年度には、第3次産業が66.1%（全体の約3分の2）を占めるまでになっています。

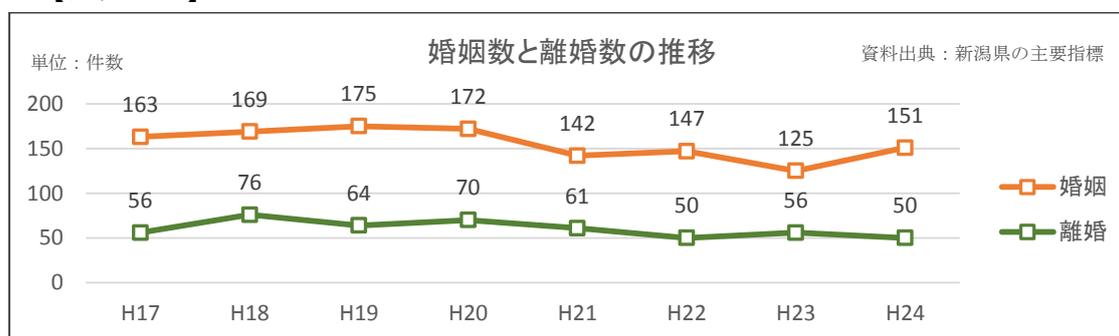
【グラフ16】



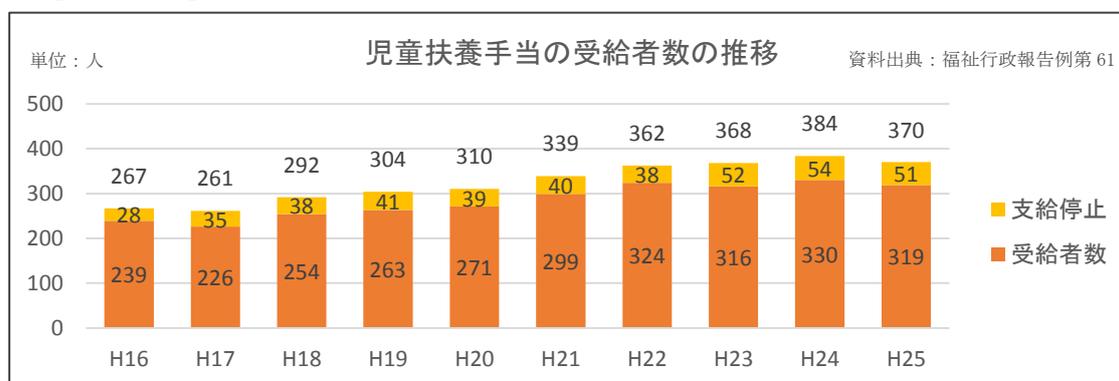
(9) 婚姻数と離婚数の推移

婚姻件数、離婚件数ともに近年は減少傾向となっていますが、児童扶養手当¹²の受給資格者数は増加傾向にあります。

【グラフ17】



【グラフ18】



¹² 「児童扶養手当」・・・離婚や遺棄等で父親又は母親と生計を別にしていない児童や、父親又は母親が一定の障害の状態にある児童を育てている父親、母親または養育者に対して支給し、生活の安定と自立を支援し、児童の健やかな成長をお手伝いすることを目的としています。但し、公的年金の給付を受けることのできる方や一定額以上所得のある方には手当ては支給されません。

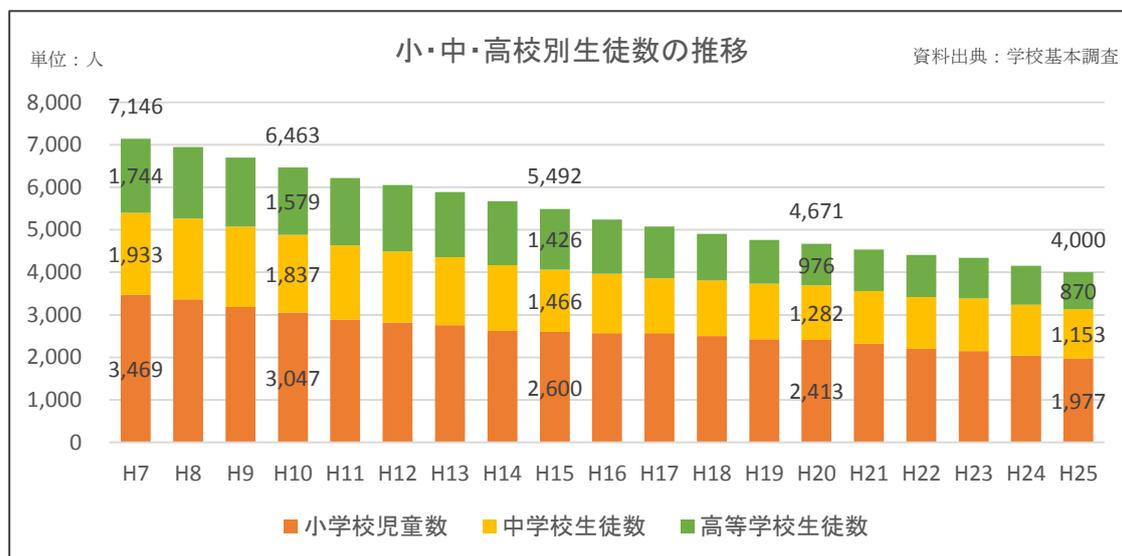
3 子どもの状況

(1) 児童、生徒数の推移

人口減少とあわせて児童数も減少しており、平成7年には、小学生、中学生、高校生をあわせて7,146人だった児童数が、平成25年度には4,000人へと44.1%減少しています。

【グラフ19】

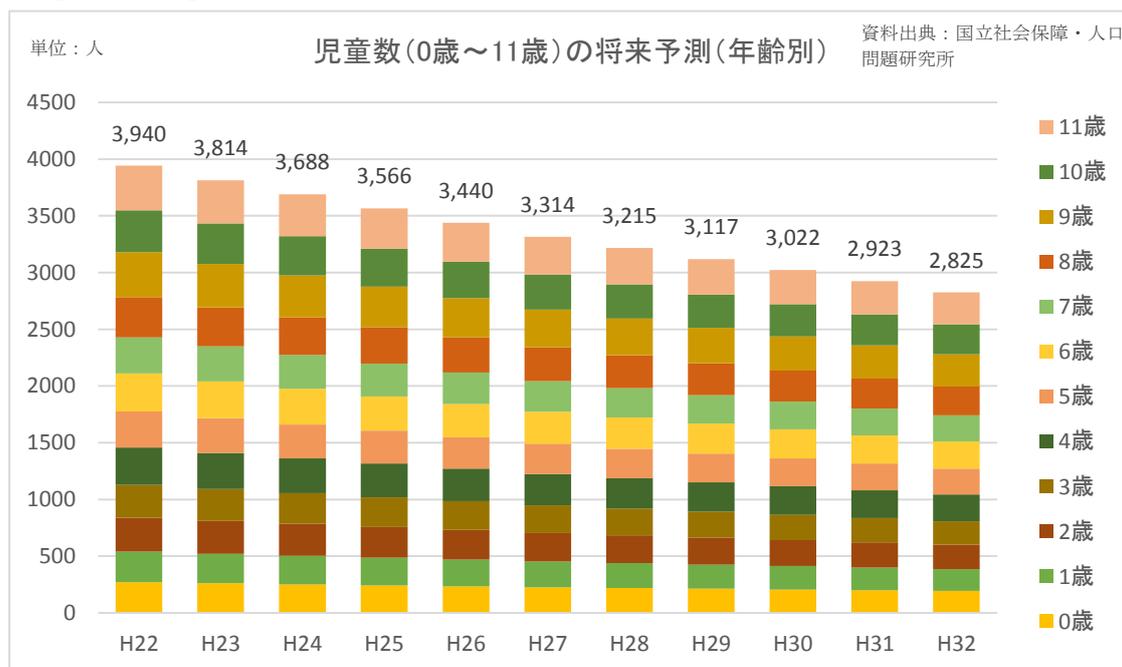
各年度5/1現在



(2) 児童数の将来推計

人口減少の予測とあわせて、児童数も減少していくことが見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成22年度に3,940人いた11歳以下の児童数が、平成27年度には3,314人、平成32年には2,825人になると予測されています。

【グラフ20】



4 保育サービス及び子育て支援事業の現在の状況

(1) 保育園

保育園は、児童福祉法第 39 条第 1 項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育する児童福祉施設です。

現在、市内には公立保育園が 9 園、私立保育園が 2 園あります。平成 26 年度における 11 園の定員数の合計 1,330 人（公立 1,100 人、私立 230 人）に対して入所者数は 1,025 人で、稼働率は 77.1%となっています。近年は、少子化により保育園の定員を児童数が大きく下回っています。

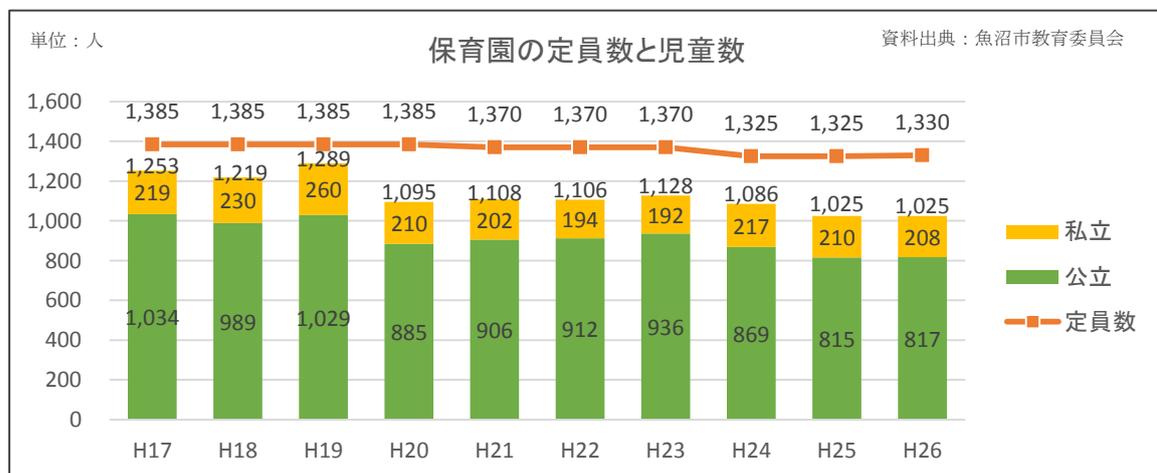
【平成 26 年度入所者数】

H26.5.1 現在

区分	名称	建築	定員	入所園児数							職員数		
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	正職員	非常勤	計
公立保育園	1 堀之内 なかよし	H15	270	2	17	19	56	61	66	221	12	23	35
	2 佐 梨	H10	75	5	3	11	17	17	21	74	6	9	15
	3 ひがし	S52	60	0	9	4	2	12	10	37	5	4	9
	4 伊米ヶ崎	S56	90	2	7	6	19	8	14	56	7	6	13
	5 つくし	H 3 H16	150	1	23	21	35	29	41	150	10	20	30
	6 ひかり	S61	45	0	1	5	3	3	10	22	3	4	7
	7 ふたば西	H 7	160	6	10	14	23	32	28	113	10	12	22
	8 ふたば東	H 6	160	3	12	12	26	25	29	107	9	13	22
	9 守 門	S46	90	0	1	10	14	12	-	37	5	7	12
	小 計	9 か所	1,100	19	83	102	195	199	219	817	67	98	165
私立保育園	10 小 出	S54 H12	180	11	24	28	33	28	35	159			36
	11 清 心	S50	50	2	6	10	13	8	10	49			18
	小 計	2 か所	230	13	30	38	46	36	45	208			54
保育園計		11 か所	1,330	32	113	140	241	235	264	1,025			219

資料出典：魚沼市教育委員会

【グラフ 21】



(2) 特別保育等の利用状況

①延長保育

延長保育は、保護者の勤務時間などの都合で、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に行われる保育です。

【利用実績】 (延人数)

	H22	H23	H24	H25
実施箇所数	12	11	11	11
利用延人数	380	452	510	435

※資料出典：魚沼市教育委員会

※平成 22 年度末でさくら保育園が閉園したことにより、平成 23 年度から実施箇所数が減少しました。

②未満児保育

未満児保育は、0 歳～2 歳までの未満児に対して保育園などで行われる保育です。

【利用実績】 (延人数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
実施箇所数	12 か所	12 か所	12 か所	11 か所	11 か所	11 か所
公立	10 か所	10 か所	10 か所	9 か所	9 か所	9 か所
私立	2 か所					

※資料出典：魚沼市教育委員会

③一時預かり

一時預かりは、保護者が、急な仕事や病気、冠婚葬祭などで昼間一時的に家庭で保育できない場合や、保護者の育児等による心理的、肉体的な負担を解消するために預かるものです。

【保育園での利用実績】 (延人数)

	H22	H23	H24	H25
実施箇所数	12	11	11	11
利用延人数	674	289	234	299

※資料出典：魚沼市教育委員会

【子育て支援センターでの利用実績】 (延人数)

	H22	H23	H24	H25
実施箇所数	1	1	1	1
利用延人数	318	557	346	408

※資料出典：魚沼市教育委員会

④乳幼児健康支援デイサービス（病後児保育）

乳幼児健康支援デイサービス（病後児保育）は、病気が回復期にあるものの集団生活はまだ困難という、乳幼児・児童（小学校2年生まで）を一時的にお預かりするものです。

【事業概要】

- ・対象者 魚沼市在住の保育園児・幼稚園児・小学2年生までの児童
- ・利用時間 月曜日から金曜日まで 午前8時から午後6時まで
- ・その他 利用は登録制となっており、前日17時までに予約が必要です。

【利用実績】

（箇所数・延人数）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
実施箇所数	1 箇所					
利用延人数	57 人	40 人	32 人	22 人	12 人	18 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

(3) 認可外保育施設の状況 (H26.5.1 現在)

認可外保育施設は1 箇所あります。

- ・実施場所 「みんなの家」

(4) 事業所内保育施設の状況 (H26.5.1 現在)

事業所内保育施設の実施はありません。

(5) 幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として設置しています。

【平成26年度入所者数】

H26.5.1 現在

区分	名称	建築	定員	入所園児数					職員数		
				満3歳児	3歳	4歳	5歳	計	正職員	非常勤	計
幼稚園 公立	1 守門	S49	70	-	-	-	18	18	1	1	2
	2 入広瀬	S51	105	-	6	5	14	25	2	2	4
	小計	2 箇所	175	-	6	5	32	43	3	3	6
幼稚園 私立	3 めぐみ	-	120	1	14	22	18	55	-	-	8
幼稚園計		3 箇所	295	1	20	27	50	98	-	-	14

※資料出典：魚沼市教育委員会

※放課後に子どもの面倒を見る者がいない等のやむを得ない事情がある場合に子どもを預かる「預かり保育」を全ての幼稚園で実施しています。

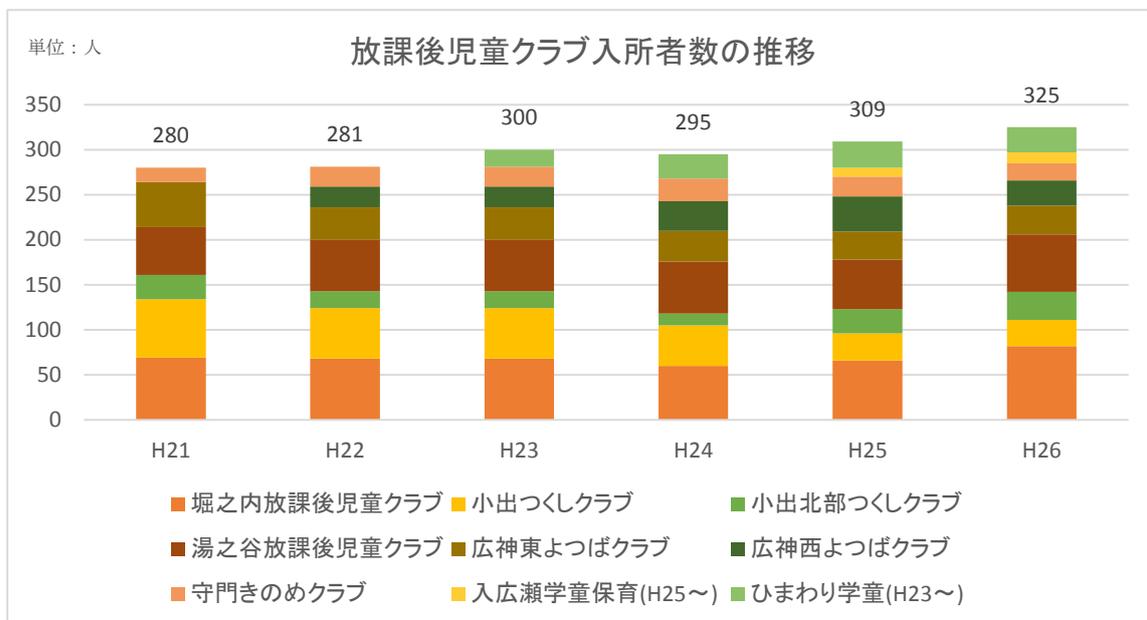
(6) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（平成26年度までの対象は、おおむね10歳までの小学生）に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的として設置しています。

利用者数は、ここ数年緩やかな増加傾向となっています。

【グラフ 22】

各年度 5/1 現在



※資料出典：魚沼市教育委員会

※児童数には、長期休暇利用者及び一時利用者を含まない。

(7) 子育て支援センター

子ども同士が一緒に遊んだり、子育て中の親同士が、育児についての情報交換をしたり、気軽に遊べる施設です。

開放日を設けた広場事業、親子教室、子育て相談、乳幼児一時預かり、病後児保育、虐待に係る要保護関係、ファミリー・サポート・センターの事務局などを行っています。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
広場自由開放等	20,382人	18,246人	17,853人	20,910人	22,281人	20,430人
堀之内	5,631人	5,223人	5,478人	7,181人	5,816人	3,778人
小出	14,751人	13,023人	12,375人	13,729人	16,465人	16,652人
乳幼児一時預かり	510人	403人	318人	557人	346人	408人
親子ふれあい支援事業	2,392人	2,088人	366人	433人	375人	377人
ファミリー・サポート・センター事業	4回	7回	0回	39回	35回	12回

※資料出典：魚沼市教育委員会

(8) 地域療育事業

発達障害児等の支援を行うもので、子どもの発達課題に対して、関係機関と連携を取りながら保護者の育児を支援します。また、保育園の巡回も実施しています。支援に当たっては、個々の児童の保育計画を作成し、発達に即した支援を行います。

	平成 22 年度		平成 23 年度	
	実施回数等	延利用人数	実施回数等	延利用人数
就園前教室 (つくしプレイ教室)	毎週水・木曜実施 2クラス 延 67回	302人	水曜日クラス 11回 木曜日クラス 46回	319人
就学前教室 (ステップアップ教室)	隔週火・金曜実施 3クラス 延 51回	298人	隔週火・金実施 4クラス 延 68回	325人
保育園巡回相談	保育園巡回相談 36回	92人	保育園巡回相談 53回	203人
研修会	保育士等対象 4回	438人	保育士等対象 3回	93人

平成 24 年度		平成 25 年度	
実施回数等	延利用人数	実施回数等	延利用人数
水曜日クラス 44回 木曜日クラス 23回	390人	水曜日クラス 46回 木曜日クラス 46回	485人
隔週火曜日実施 2クラス 延 32回	235人	隔週火曜日と第1、第3金曜日実施 3クラス 延 51回	271人
すこやか相談会 3園 4人 園訪問 10園 185人	189人	すこやか相談会 5園 6人 園訪問 12園 219人	225人
保育士等対象 3回	139人	保育士等対象 2回	82人

※資料出典：魚沼市教育委員会

(9) 要保護児童相談・支援

子どもが心身共に健やかに育つよう、子ども及びその家族を一元的に支援し援助するもので、子育て支援センターにおいて、要保護児童（被虐待児童）相談支援や要保護児童対策地域協議会¹³の運営を実施しています。

【本市内の虐待の種類別及び送致件数】

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
身体的虐待	11	17	19	20	22	22	17
ネグレクト	10	19	19	21	13	24	25
性的虐待	0	0	0	0	0	0	0
心理的虐待	5	12	14	10	6	5	7
合 計	26	48	52	51	41	51	49

※資料出典：魚沼市教育委員会

¹³ 「要保護児童対策地域協議会」・・・虐待相談、ケース検討を通じて適正な支援を行い、要保護児童ネットワークで問題を解決していくため関係機関が集う協議の場

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児を対象に、本市の訪問スタッフが自宅を訪問し、子育ての悩みを聞き、子育てに関する相談先や市の事業の紹介等を行っています。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
対象者数	-	220人	252人	263人	275人	242人
訪問者数	-	211人	242人	252人	274人	235人

※資料出典：魚沼市健康課

(11) 養育支援訪問相談

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育に関する支援が特に必要な家庭に対して保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行っています。

	H21	H22	H23	H24	H25
訪問件数	0件	6件	1件	2件	2件

※資料出典：魚沼市健康課

(12) 妊婦健診事業

妊娠、出産時の費用の軽減を図るために、妊婦健診の費用の一部を助成するもので、妊娠届の提出時に妊婦一般健康診査受診票を14枚交付します。定期の受診がない妊婦も見受けられるため、医療機関と協力し、受診勧奨を行うとともに、妊婦健診の重要性を伝えていく必要があります。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
延受診者数	1,161人	3,031人	3,084人	3,147人	2,773人	2,915人

※資料出典：魚沼市教育委員会

※平成20年度までの交付枚数は4枚であり、平成21年度から制度改正により交付枚数が14枚となりました。

5 ニーズ調査結果から見る現状

(1) ニーズ調査の概要

①調査の目的

子ども・子育て支援法第61条に基づく新制度の開始に向けて、子ども・子育てに関する実態とニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることを目的として就学前児童及び小学生の保護者を対象に調査（以下「ニーズ調査」という。）を行いました。

②調査設計

ア 調査対象

本市に居住する平成13年4月2日から平成25年10月1日（小学6年生から0歳）の間に生まれた子どもの保護者全員を調査対象としました。

ただし、複数の児童がいる世帯には、最年少児童についてのみ回答を依頼しました。（1世帯に1枚のみ配布）

調査種類	調査対象	配布人数
就学前児童	本市在住の就学前児童の保護者	1,239人
小学生	本市在住の小学生の保護者	987人

イ 調査期間

平成25年12月9日～12月18日

ウ 調査方法

調査種類	調査対象
就学前児童	通園者は園を通じての配布・回収。 未就園者は郵送による配布・回収。
小学生	原則、小学校を通じての配布・回収。 ただし、一部については郵送による配布・回収。

③回収結果

調査種類	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,239	945	944	76.2%
小学生	987	840	840	85.1%

④結果の見方

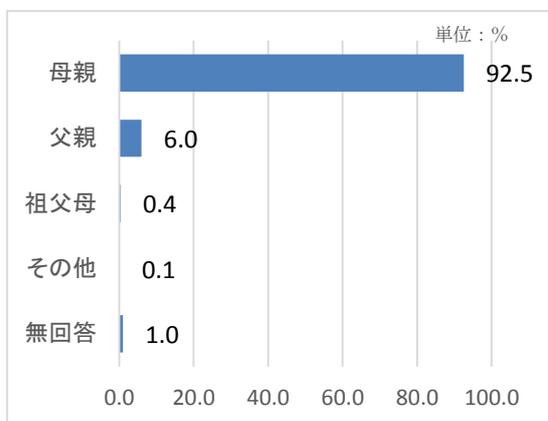
- ・結果は百分率（％）で表示し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した結果、個々の比率が合計100％にならないことがあります。
また、複数回答（2つ以上の回答）では、合計が100％を超える場合があります。
- ・図表中の「n（number of cases の略）」は、質問に対する回答者の総数（該当者質問では該当者数）を示し、回答者の比率（％）を算出するための基数です。
- ・回答者数（n）が少ない場合は、比率の数字に偏りが生じやすく、厳密な比較をすることは難しいので、おおよその回答の傾向をみることになります。

(2) 回答者の属性

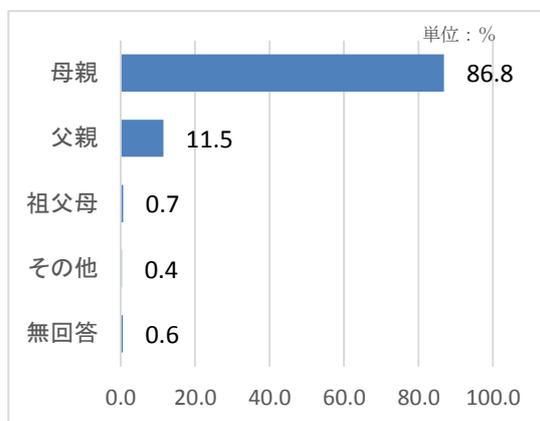
①回答者

就学前児童調査では「母親」が9割を超え、小学生調査では8割を超えており、回答者のほとんどは母親となっています。

【就学前児童調査】 n=944



【小学生調査】 n=840

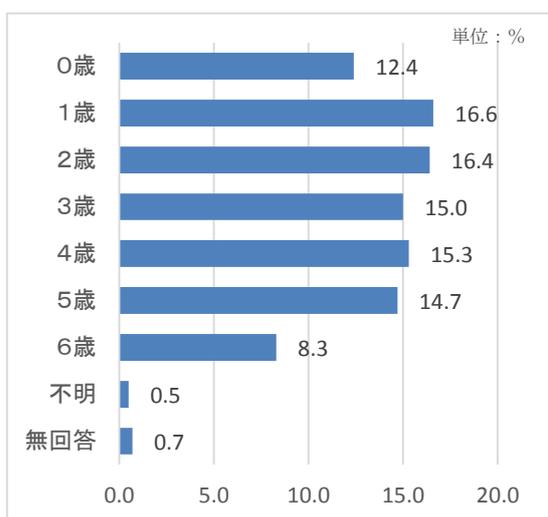


②子どもの年齢・学年

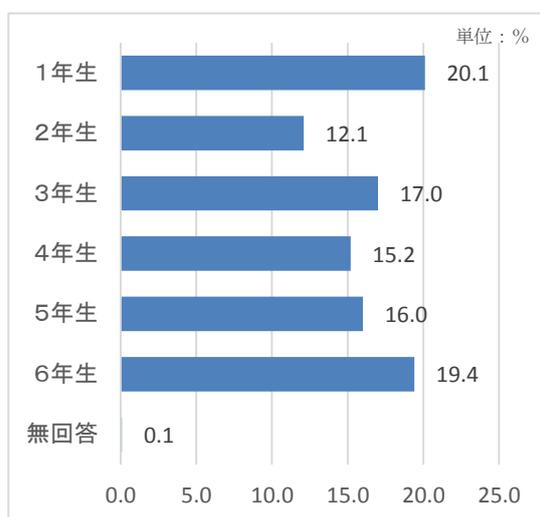
就学前児童調査では、「1歳」(16.6%)が最も多く、次いで「2歳」、「4歳」、「3歳」、「5歳」、「0歳」の順となっています。

小学生調査では、「1年生」(20.1%)が最も多く、次いで「6年生」、「3年生」、「5年生」、「4年生」、「2年生」の順となっています。

【就学前児童調査】 n=944



【小学生調査】 n=840



③お住まいの地域

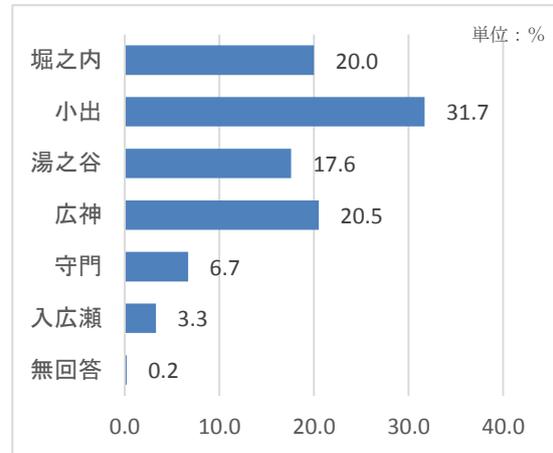
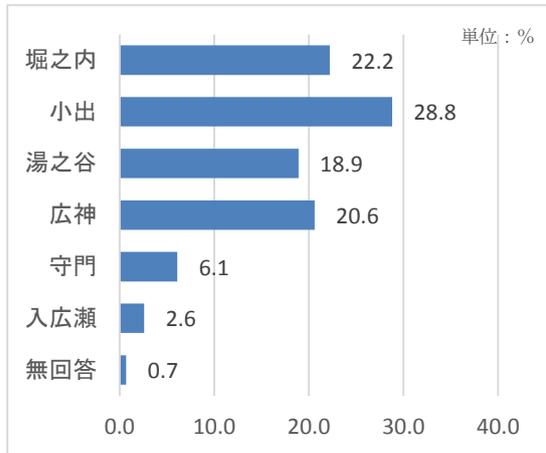
就学前児童調査、小学生調査ともに、「小出」が最も多く、次いで、「堀之内」、「広神」、「湯之谷」、「守門」、「入広瀬」の順となっています。

【就学前児童調査】

n=944

【小学生調査】

n=840



(3) 子どもの育ちをめぐる環境

①預かってもらえる親族や知人

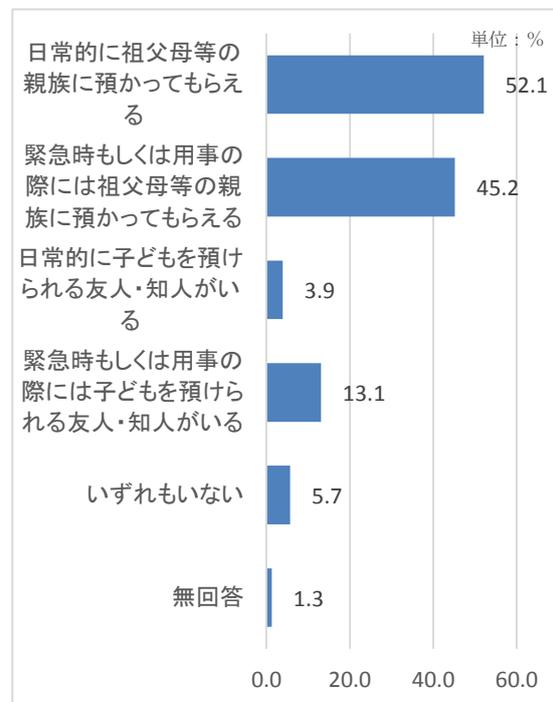
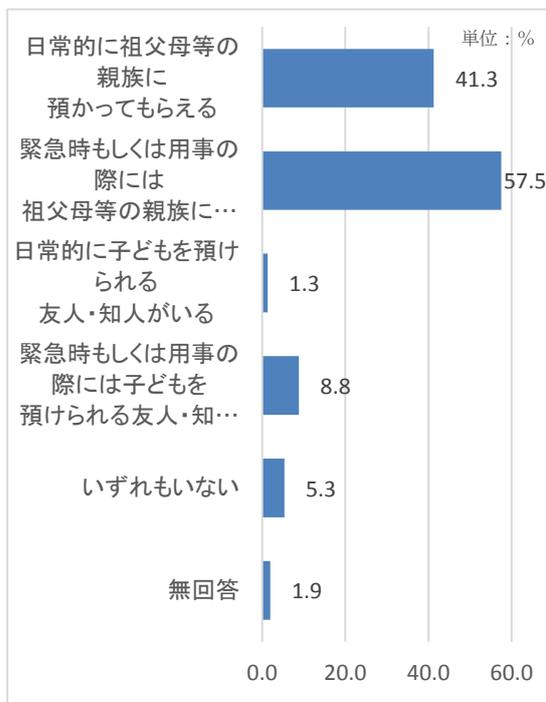
就学前、小学生のいずれも、ほとんどの家庭で少なくとも緊急時には祖父母等の親族に預かってもらえています。一方で、就学前では5.3%、小学生では5.7%の家庭で預かってもらえる親族、知人等が「いずれもない」と回答しています。

【就学前児童調査】

n=944

【小学生調査】

n=840

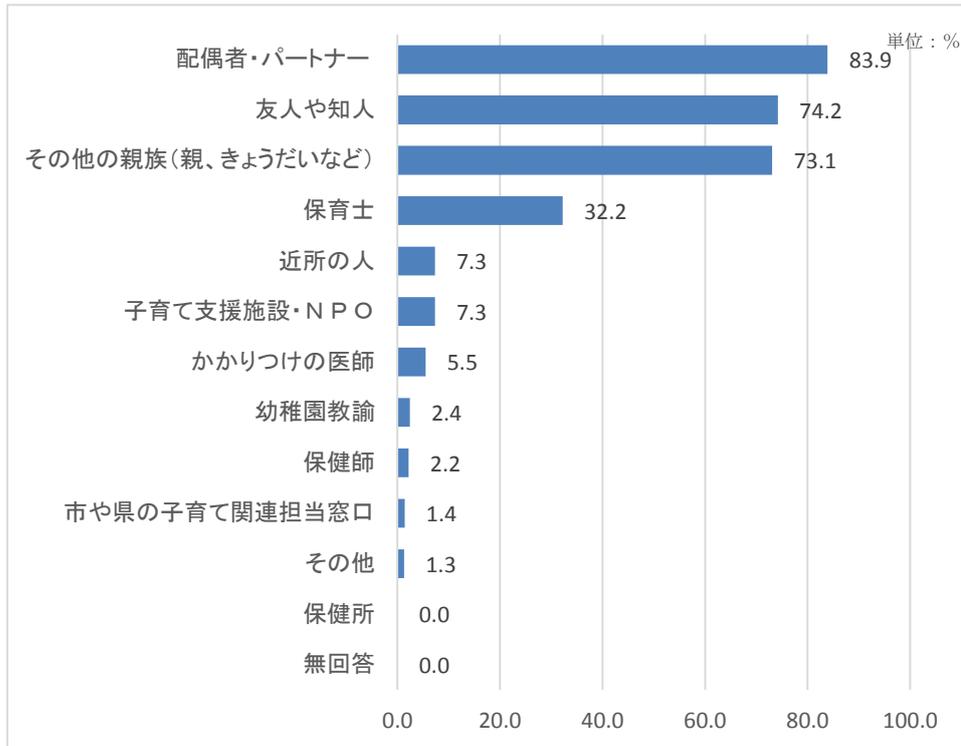


②相談の相手（場所）

相談相手が「いる(ある)」と回答した方のうち、就学前児童調査、小学生調査のいずれにおいても、「配偶者、パートナー」、「友人や知人」、「その他の親族（親、きょうだいなど）」で7割を超えています。なお、「保育士」や「小学校教諭」はそれぞれ3割ほどにとどまっています。

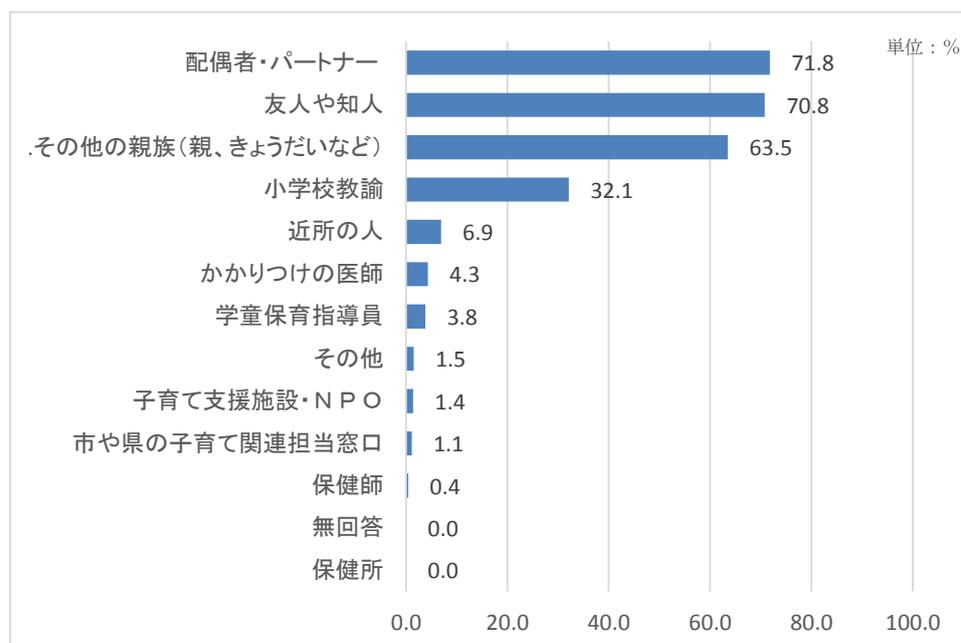
【就学前児童調査】

n=914



【小学生調査】

n=795



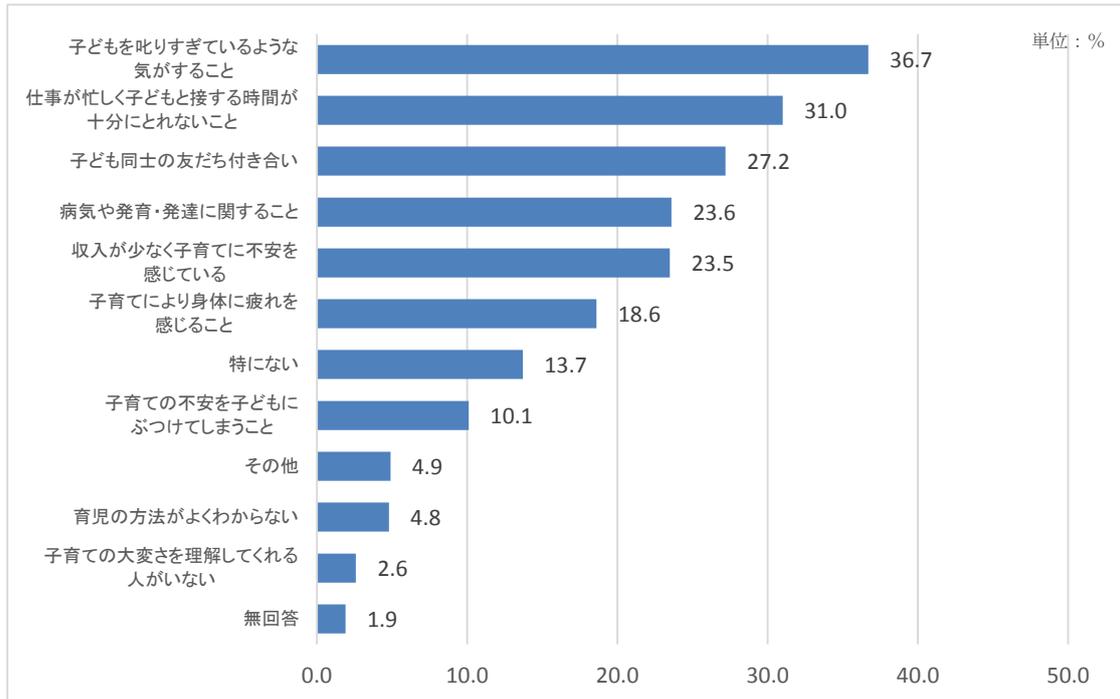
③子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

就学前児童調査では、「子どもを叱りすぎているような気がする」と36.7%と最も高く、次いで、「仕事が忙しく子どもと接する時間が十分にとれないこと」(31.0%)、「子ども同士の友だち付き合い」(27.2%)の順となっています。

小学生調査では、「子どもの教育・学習に関すること」が42.5%と最も高く、次いで、「子ども同士の友だち付き合い」(42.0%)、「仕事が忙しく子どもと接する時間が十分にとれないこと」(31.8%)の順となっています。

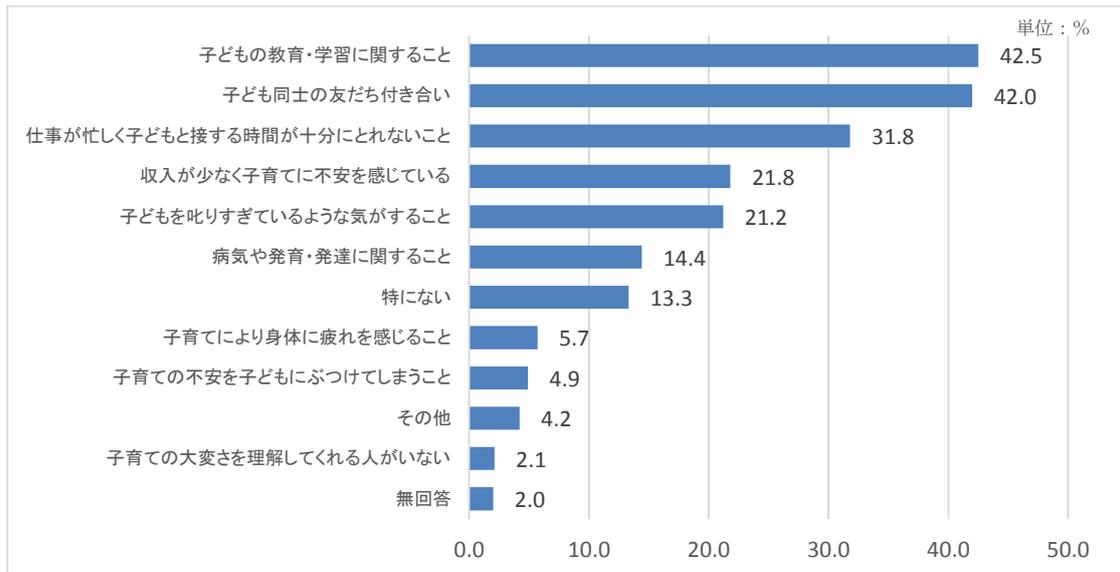
【就学前児童調査】

n=944



【小学生調査】

n=840

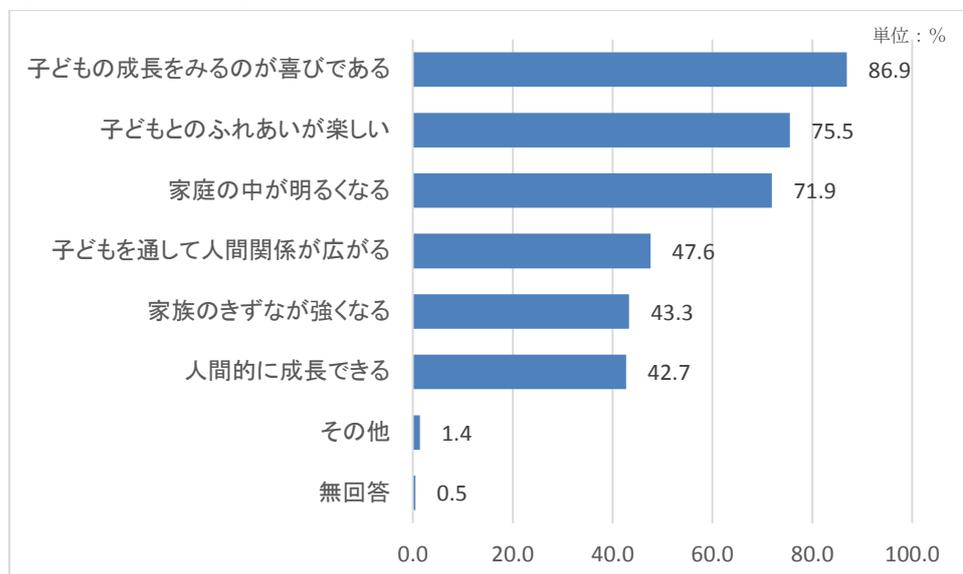


④子育てをしていてよかったこと

就学前児童調査と小学生調査のいずれも、「子どもの成長を見るのが喜びである」が80%を超えて最も高く、次いで、「子どもとのふれあいが楽しい」、「家庭の中が明るくなる」の順となっています。

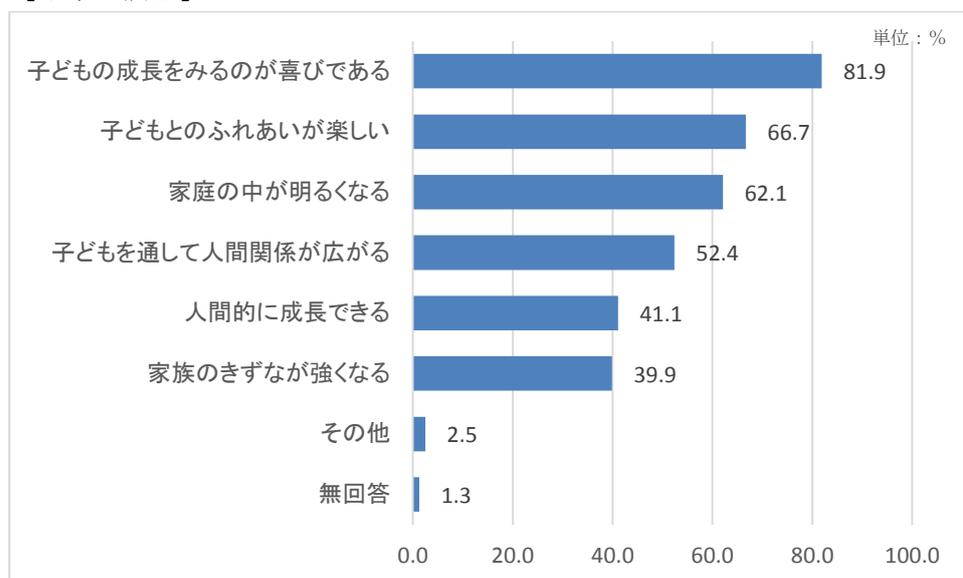
【就学前児童調査】

n=944



【小学生調査】

n=840



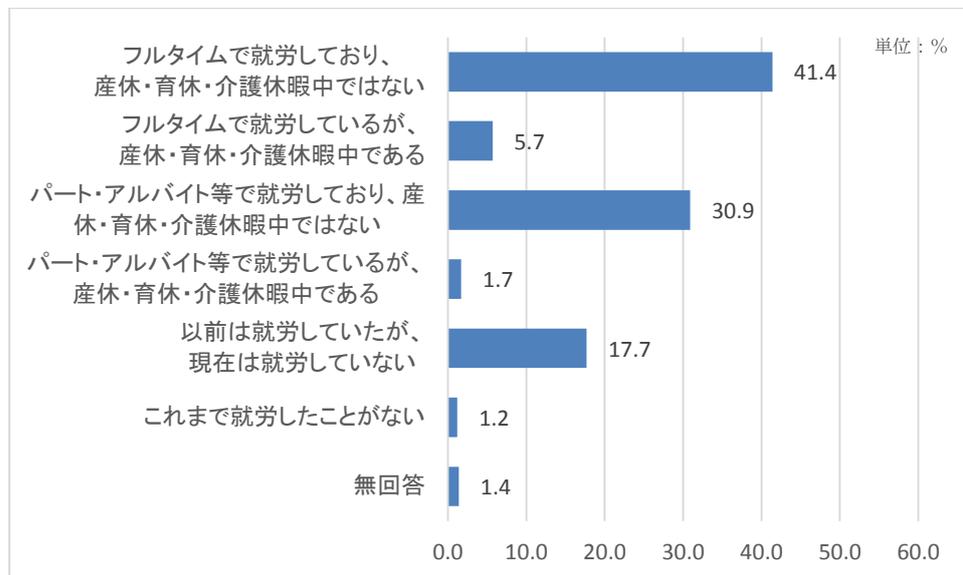
(4) 保護者の就労形態

① 母親の就労形態

母親の就労形態については、就学前児童調査、小学生調査のいずれも「フルタイム就労」が最も多く、次いで「パート・アルバイト就労」となっています。「就労していない」と回答した割合は、就学前児童調査が小学生調査に比べて10ポイントほど高くなっています。

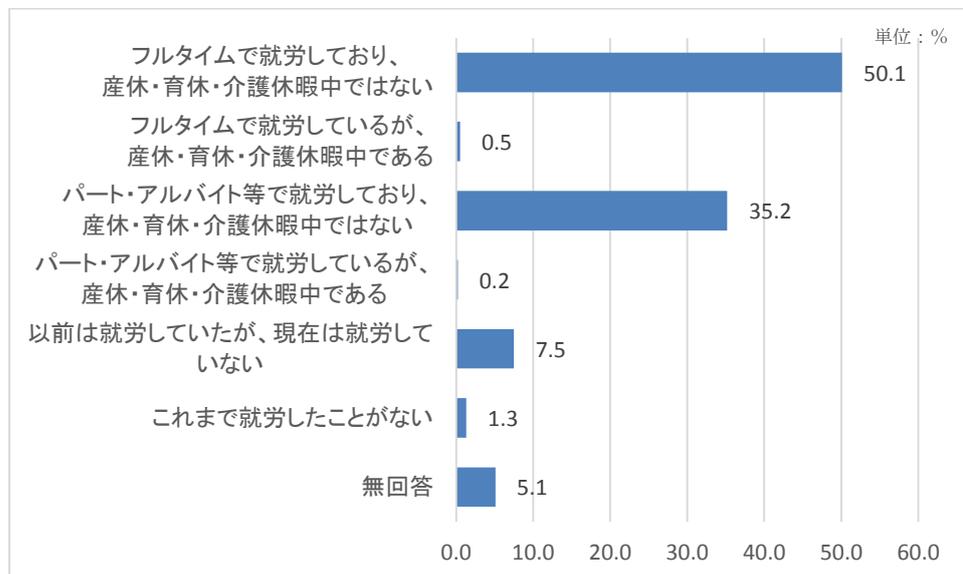
【就学前児童調査】

n=944



【小学生調査】

n=840

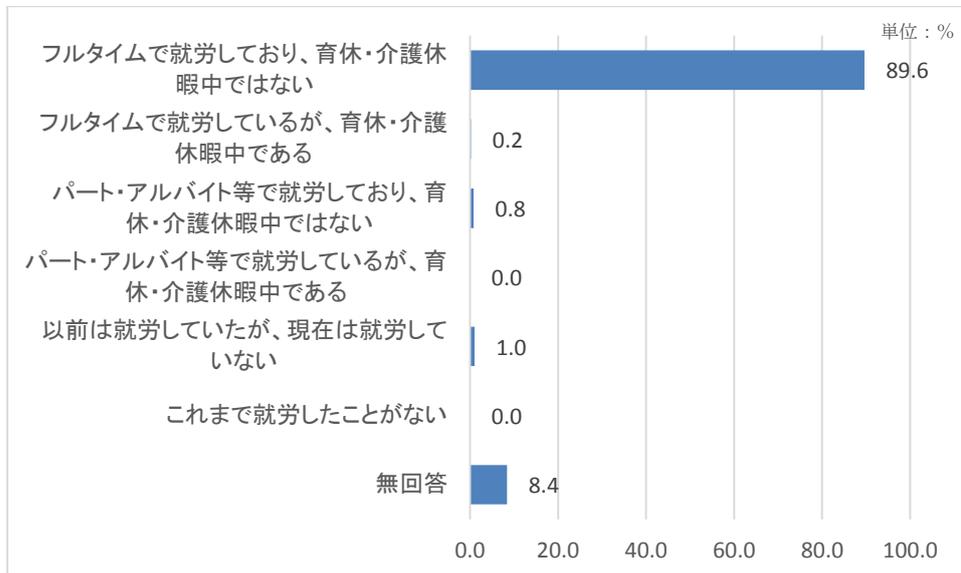


②父親の就労形態

小学生調査、就学前児童調査ともに「フルタイム就労」が80%を超えて最も高くなっています。なお、小学生調査では、「無回答」が高くなっています。

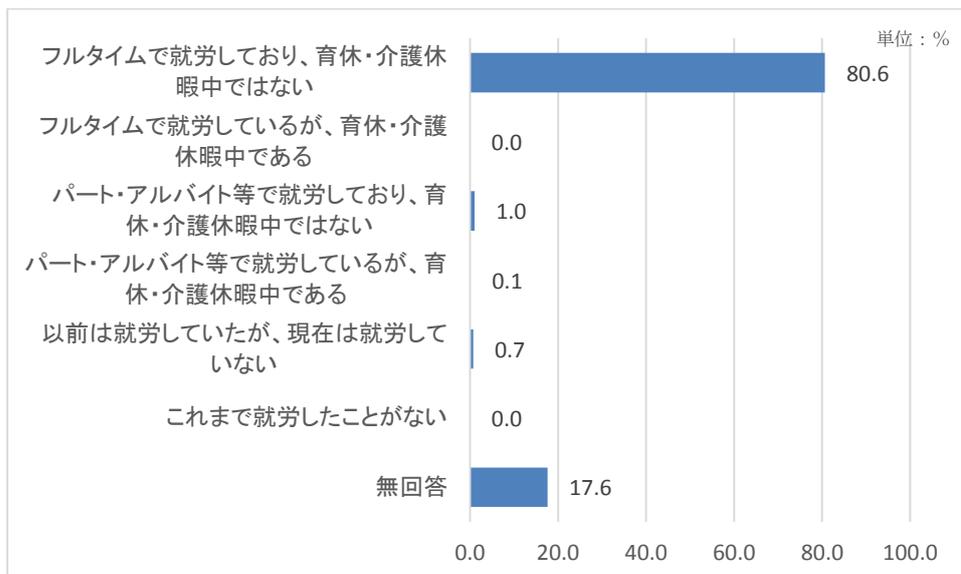
【就学前児童調査】

n=944



【小学生調査】

n=840



③父親、母親の就労日数（週当たり）

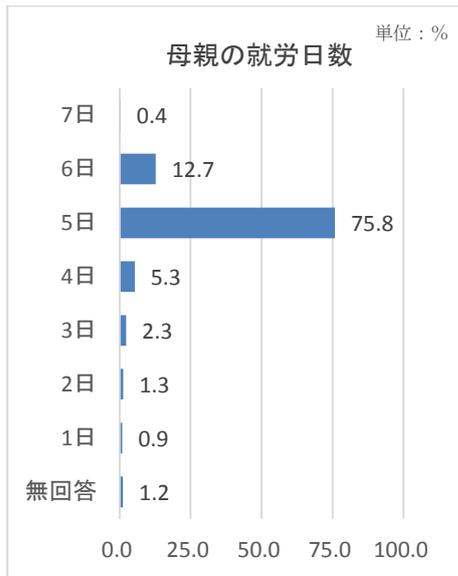
母親の週当たりの就労日数については、就学前児童調査では、「5日」が75.8%と最も高くなっており、次いで、「6日」が12.7%となっています。小学生調査においても、「5日」が69.5%と最も高くなっており、次いで、「6日」が18.7%となっています。

また、父親の週当たりの就労日数については、就学前児童調査では、「6日」が47.5%と最も高くなっており、次いで、「5日」が46.3%となっています。小学生調査では、「5日」が48.6%と最も高くなっており、次いで、「6日」が43.5%となっています。

【就学前児童調査】

母親 n=753

父親 n=856



【小学生調査】

n=723

n=686



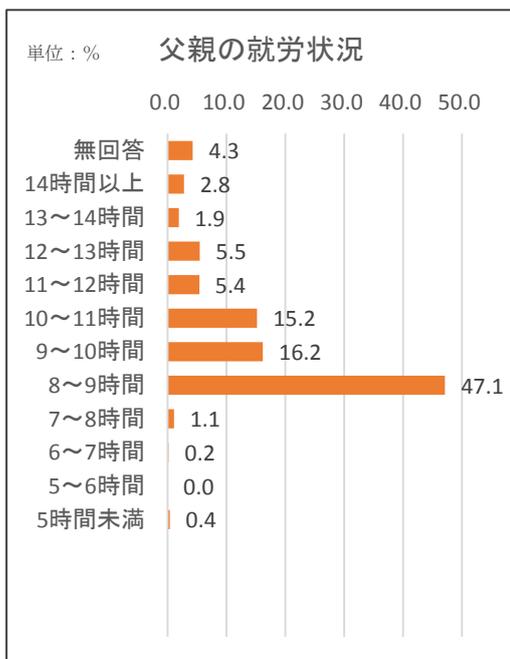
④父親、母親の1日の平均就労時間

就学前児童の父については、「8時間から9時間」が47.1%と最も高く、その他、『9時間以上』が全体の47%となっています。母については、「8時間から9時間」が全体の39.6%と最も高く、その他、『8時間未満』が全体の46.6%、『9時間以上』が全体の11.9%となっています。

【就学前児童調査】

父親 n=856

母親 n=753

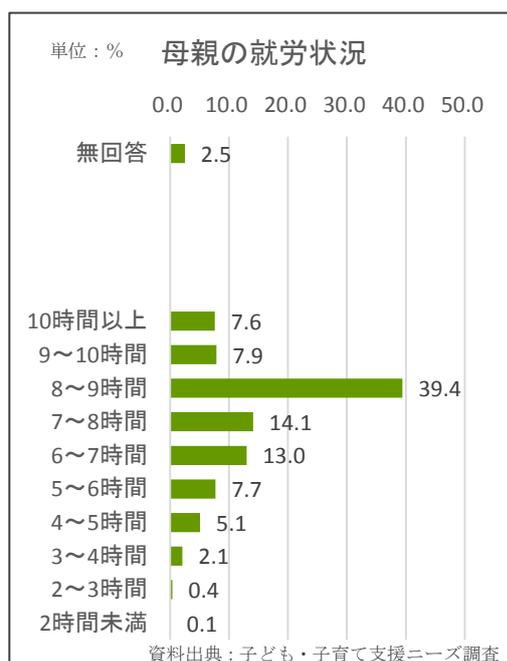
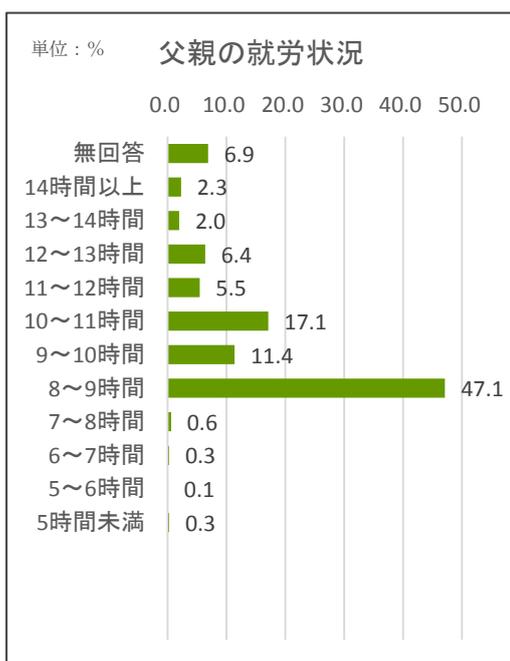


小学生の父親については、「8時間から9時間」が47.1%と最も高く、その他、『9時間以上』が全体の44.7%となっています。母親については、「8時間から9時間」が全体の39.4%と最も高く、その他、『8時間未満』が46.6%、『9時間以上』が15.5%となっています。

【小学生調査】

父親 n=686

母親 n=723

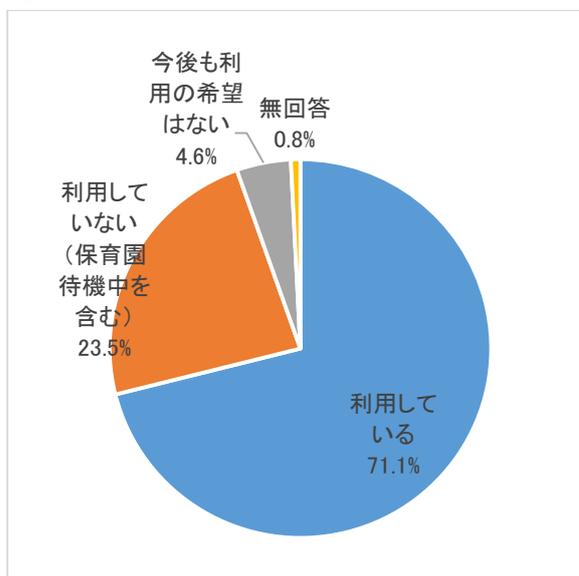


(5) 平日（日中）の定期的な教育・保育事業の利用について

①利用の有無

就学前児童の7割以上が平日（日中）何らかの定期的な教育・保育事業を利用しています。

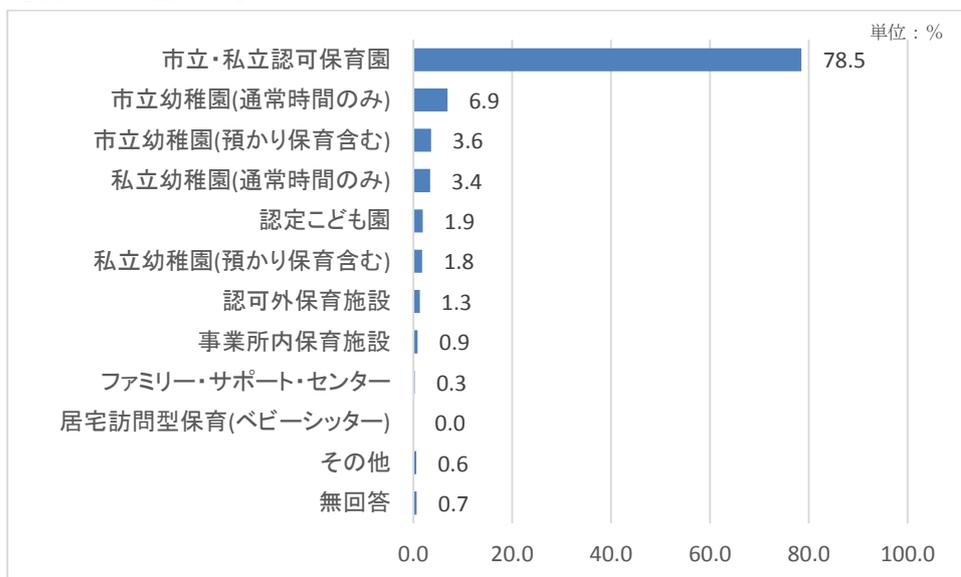
【就学前児童調査】 n=944



②主に利用している教育・保育事業

平日日中の定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方のうち現在利用している事業としては、「市立・私立認可保育園」が78.5%と最も高く、次いで、「私立幼稚園」(6.9%)、「市立幼稚園」(3.6%)の順になっています。

【就学前児童調査】 n=671

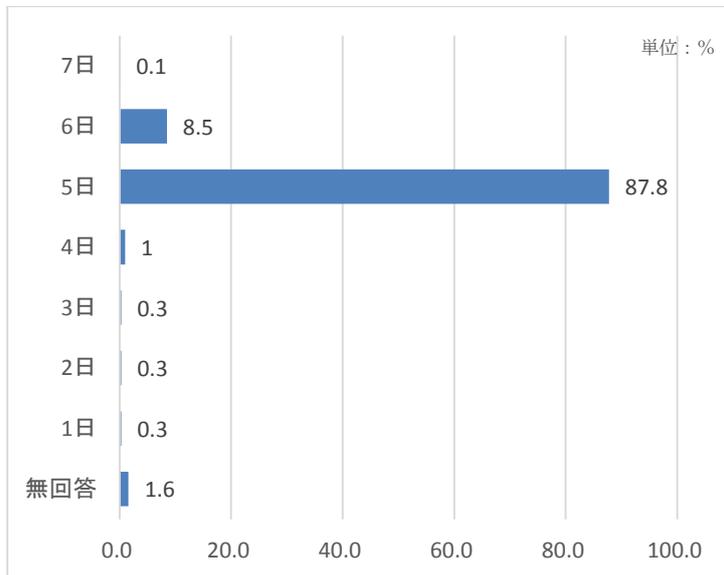


③教育・保育事業の利用日数

就学前児童調査における教育・保育事業の利用日数は、「5日」が87.8%と最も高く、次いで、「6日」が8.5%となっています。

【就学前児童調査】

n=671



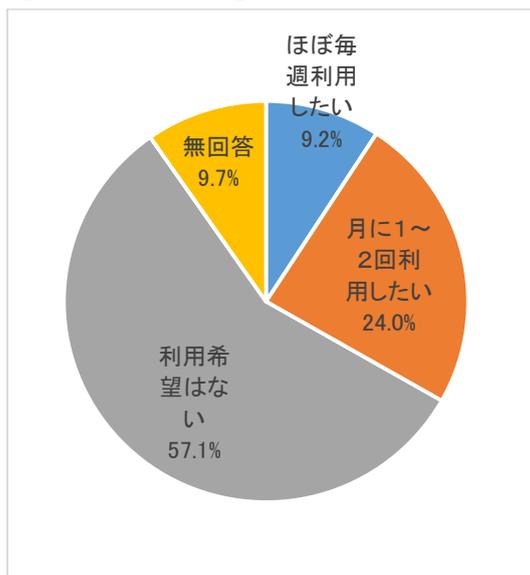
(6) 土曜、日曜や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用について

①土曜の利用希望の有無

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望としては、「月に1～2回利用したい」が24.0%で、「ほぼ毎週利用したい」(9.2%)を合わせた『利用したい』が33.2%となっています。また「利用希望はない」は57.0%となっています。

【就学前児童調査】

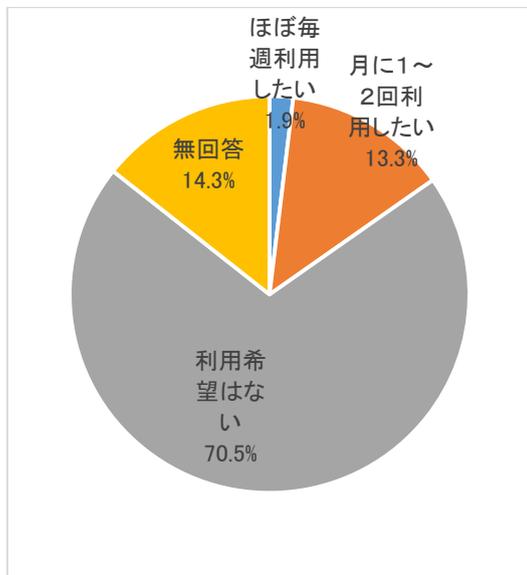
n=944



②日曜・祝日の利用希望の有無

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望としては、「月に1～2回利用したい」(13.3%)と「ほぼ毎週利用したい」(1.9%)を合わせた『利用したい』が15.2%となっています。また「利用希望はない」は70.5%となっています。

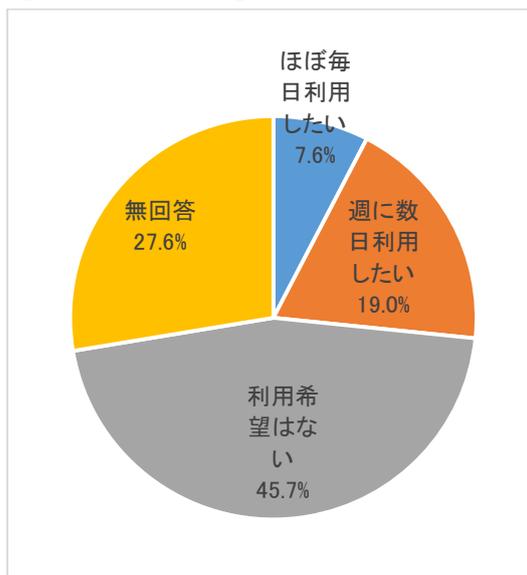
【就学前児童調査】 n=944



③長期休暇中の利用希望の有無 (幼稚園利用者のみ)

幼稚園利用者における、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望としては、「週に数日利用したい」(19.0%)と「ほぼ毎日利用したい」(7.6%)を合わせた『利用したい』が36.6%となっています。また、「利用希望はない」は4割を超えています。

【就学前児童調査】 n=105



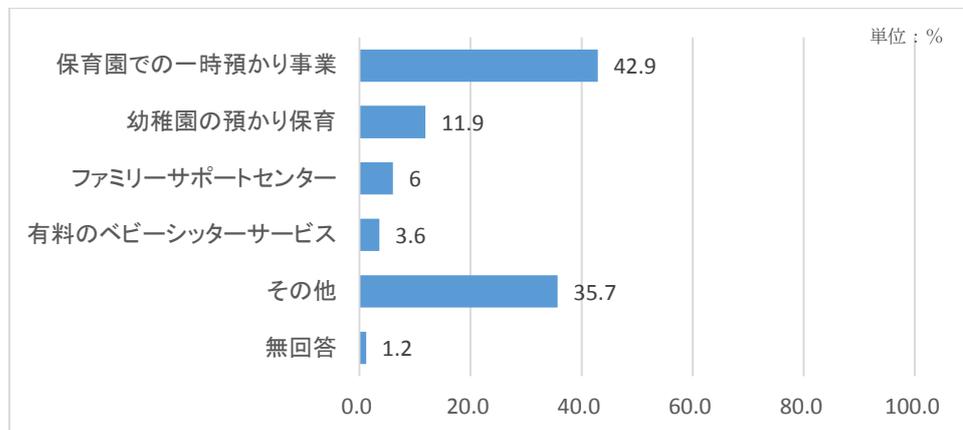
(7) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について

①利用した事業

親の通院や不定期の就労等で不定期の教育・保育サービスを利用した方が利用した事業については、「保育園での一時預かり事業」が42.9%で最も高く、次いで、「幼稚園の預かり保育」(11.9%)、「ファミリー・サポート・センター」(6.0%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=84

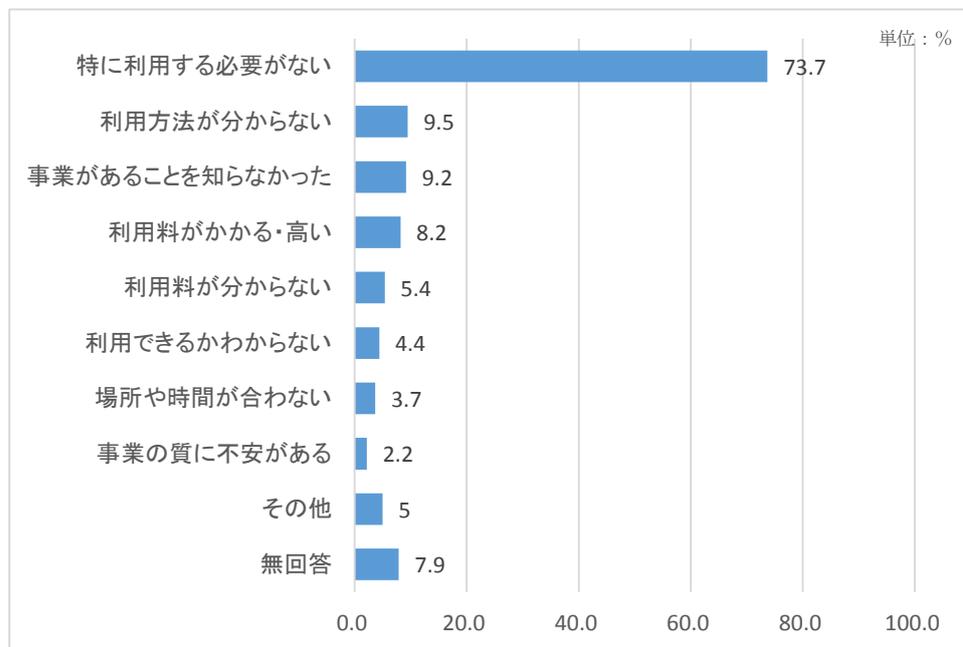


②利用しなかった理由

不定期の教育・保育サービスを利用しなかった理由としては、「特に利用する必要がない」が(73.7%)と最も高く、「利用方法が分からない」(9.5%)、「事業があることを知らなかった」(9.2%)、「利用料がかかる・高い」(8.2%)などが1割弱となっています。

【就学前児童調査】

n=818

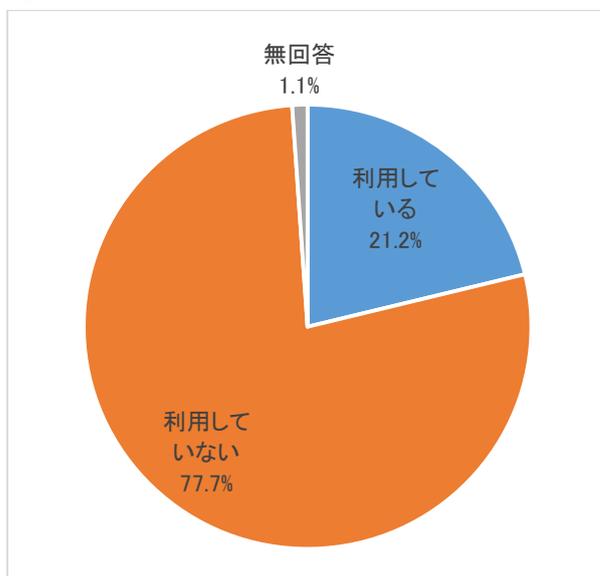


(8) 地域子育て支援拠点施設の利用について

①利用の有無

地域子育て支援拠点施設について、「利用している」は21.2%で、「利用していない」は77.7%となっています。

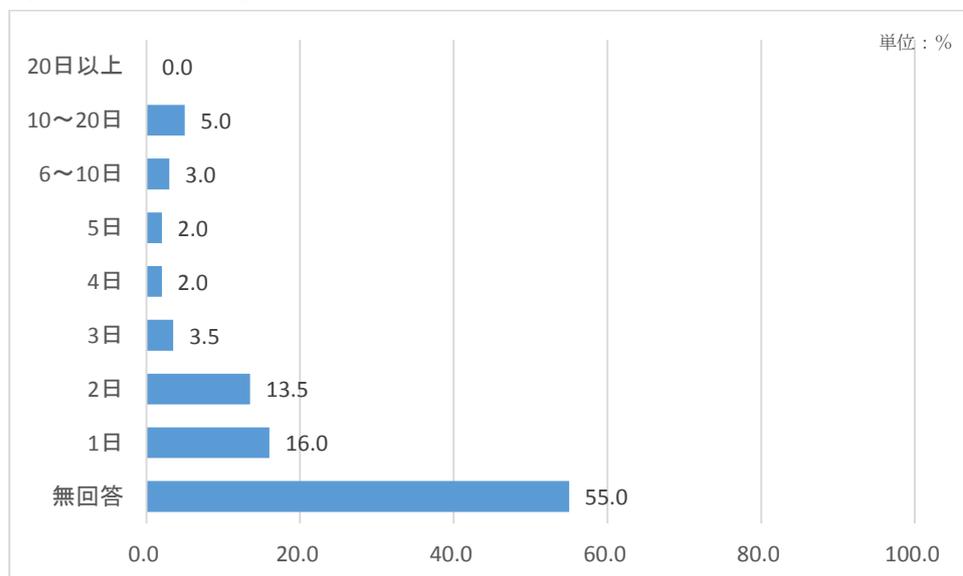
【就学前児童調査】 n=944



②利用回数(一月あたり)

地域子育て支援拠点施設を利用している方の一月あたりの利用回数は、「1日」が16.0%と最も多く、次いで、「2日」(13.5%)、「3日」(3.5%)が続いています。

【就学前児童調査】 n=200

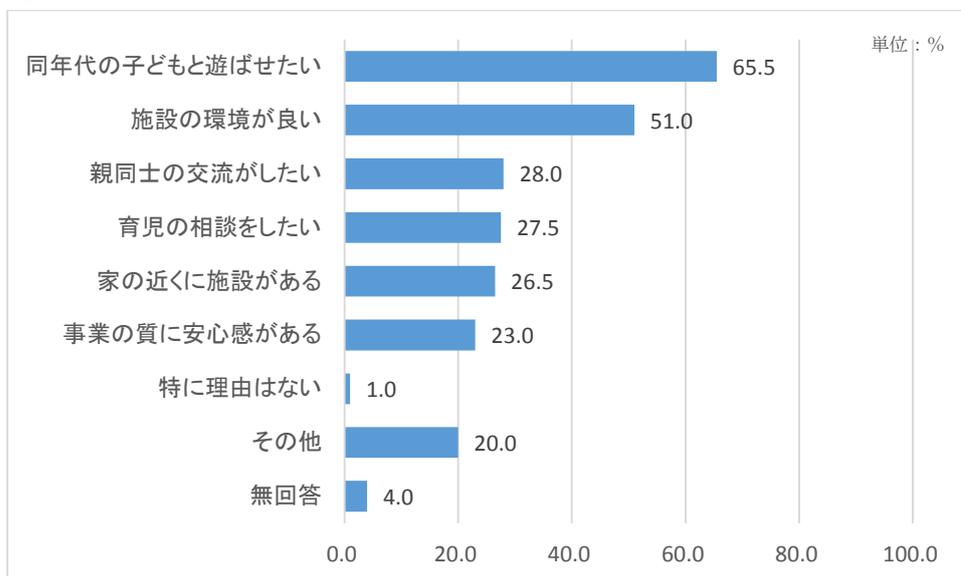


③利用している理由

地域子育て支援拠点施設を利用している方の利用している理由としては、「同年代の子どもと遊ばせたい」が65.5%と最も高く、次いで、「施設の良い環境が良い」(51.0%)、「親同士の交流がしたい」(28.0%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=200

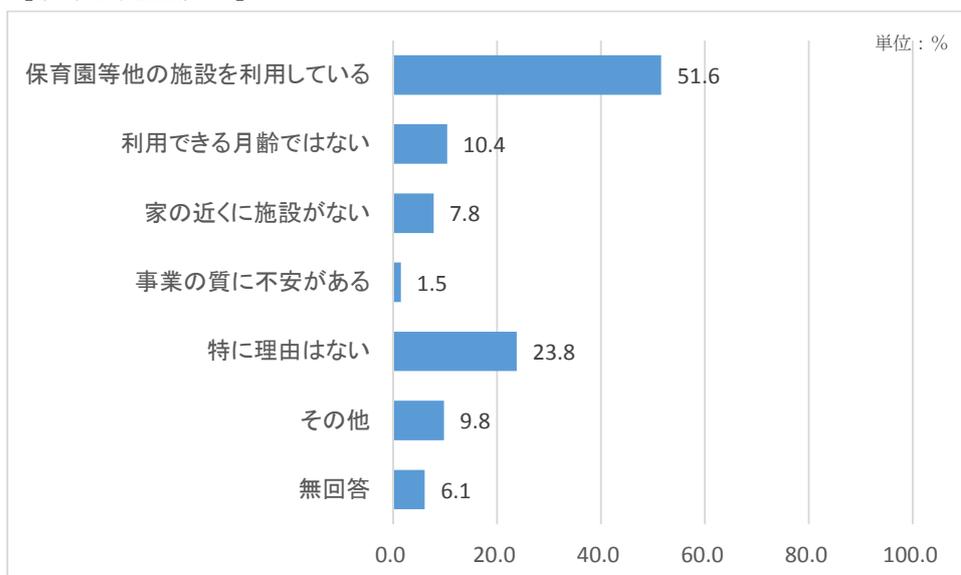


④利用していない理由

地域子育て支援拠点施設を利用していない方の利用していない理由としては、「保育園等他の施設を利用している」が51.6%と最も高く、次いで、「特に理由はない」(23.8%)、「利用できる月齢ではない」(10.4%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=734



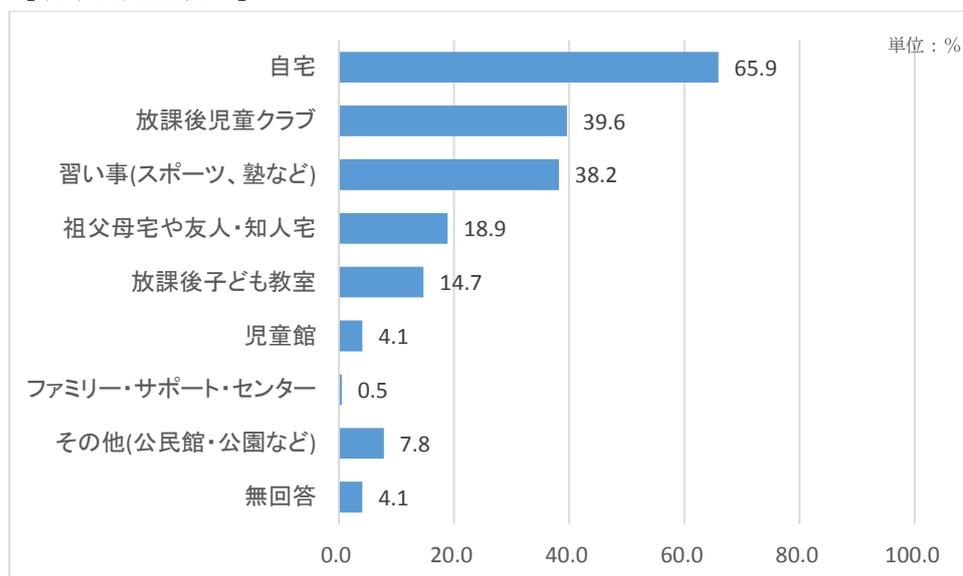
(9) 放課後の過ごし方について

①放課後を過ごす場所

就学前児童調査での小学校就学後における放課後の過ごし方としては、「自宅」が最も多く、65.9%となっており、次いで、「放課後児童クラブ」(39.6%)、「習い事(スポーツ、塾など)」(38.2%)が続いています。

【就学前児童調査】

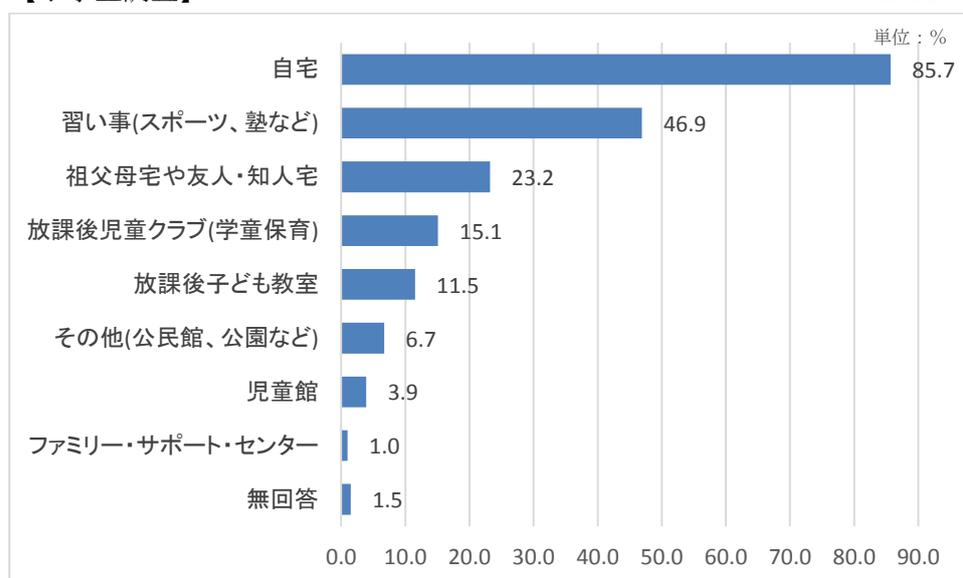
n=217



小学生調査における5歳以上の児童を対象として聞いた放課後を過ごす場所としては、「自宅」(85.7%)が最も多く、次いで、「習い事(スポーツ、塾など)」(46.9%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(23.2%)が続いています。

【小学生調査】

n=840



(10) 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望について

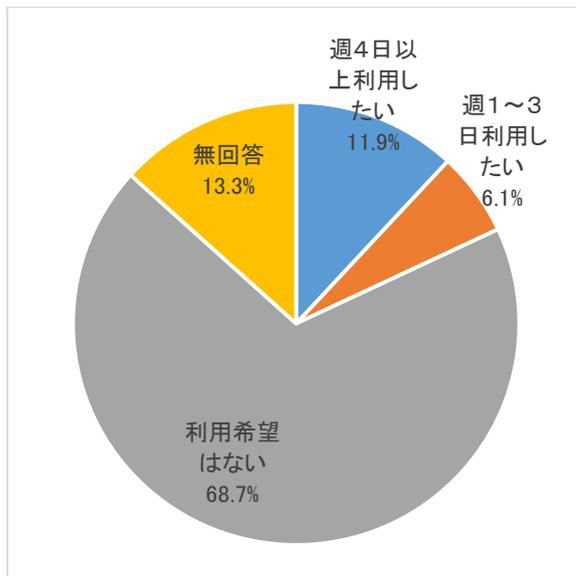
①平日の利用希望の有無（小学生調査のみ）

小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の平日の利用希望としては、「週4日以上利用したい」（11.9%）、「週1～3日利用したい」（6.1%）を合わせた『利用したい』が18.0%と、2割弱となっています。また「利用希望はない」は、68.7%となっています。

なお、無回答が、13.3%となっています。

【小学生調査】

n=840

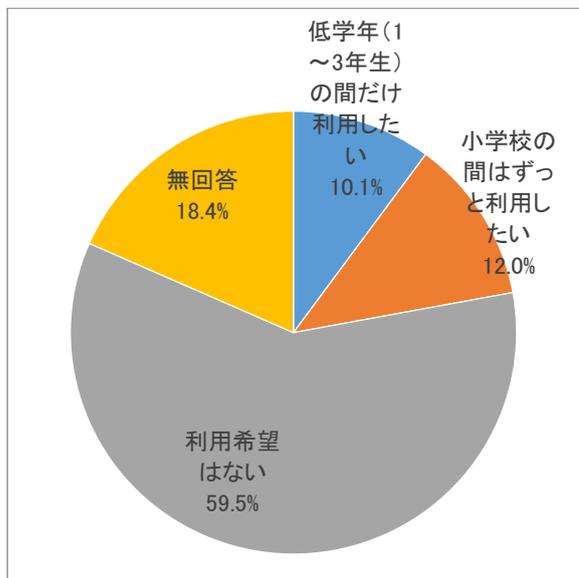


②土曜の利用希望の有無

就学前児童調査における放課後児童クラブ（学童保育）の土曜の利用希望としては、「低学年（1～3年生）の間だけ利用したい」、「小学校の間はずっと利用したい」を合わせた『利用したい』が、22.1%と、2割強となっています。また、「利用希望はない」は59.5%となっています。

【就学前児童調査】

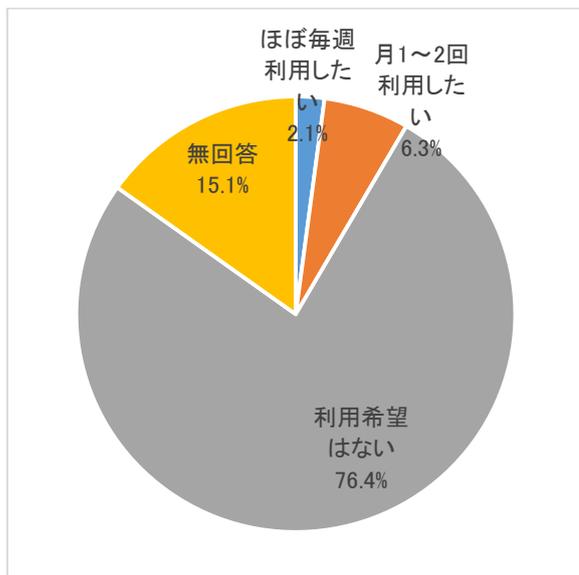
n=217



小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の土曜の利用希望としては、「ほぼ毎週利用したい」（2.1%）、「月1～2回利用したい」（6.3%）を合わせた『利用したい』が8.4%と、1割弱となっています。また「利用希望はない」は、76.4%となっています。

【小学生調査】

n=840

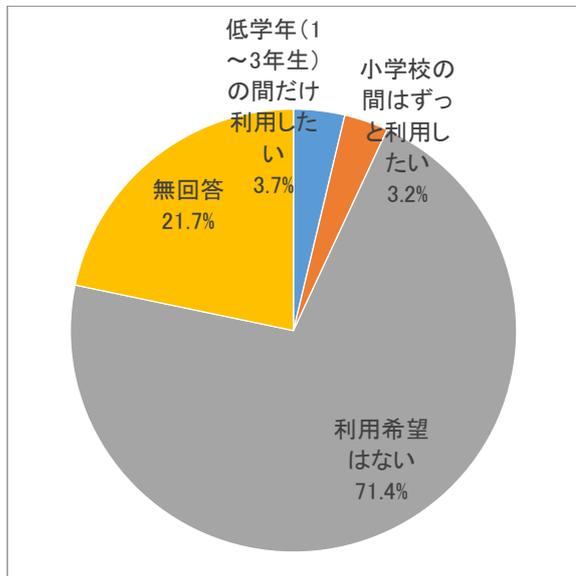


③日曜、祝日の利用希望の有無

就学前児童調査における放課後児童クラブ（学童保育）の日曜、祝日の利用希望としては、「低学年（1～3年生）の間だけ利用したい」（3.7%）、「小学校の間はずっと利用したい」（3.2%）を合わせた『利用したい』が、6.9%となっています。また、「利用希望はない」は71.4%となっています。

【就学前児童調査】

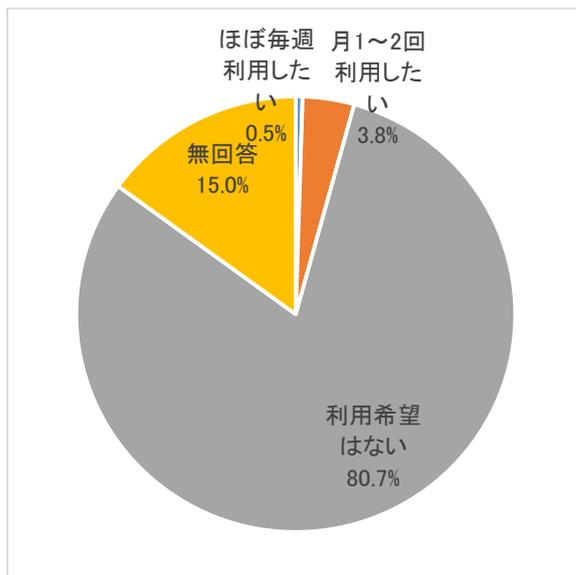
n=217



小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の日曜、祝日の利用希望としては、「ほぼ毎週利用したい」（0.5%）、「月1～2回利用したい」（3.8%）を合わせた『利用したい』が4.3%となっています。また、「利用希望はない」は、80.7%となっています。

【小学生調査】

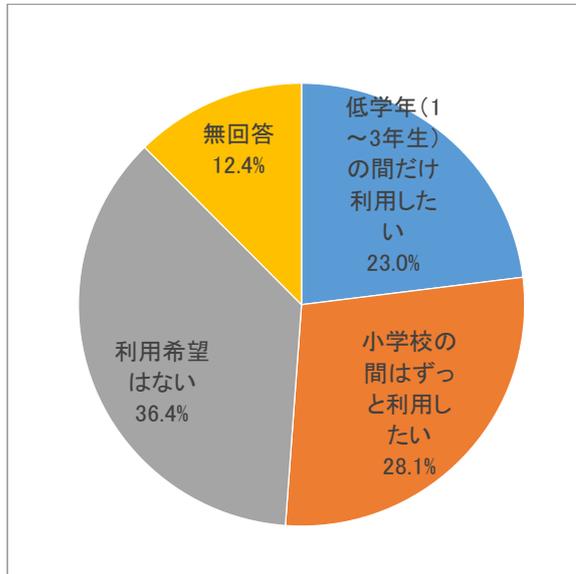
n=840



④長期休暇中の利用希望の有無

就学前児童調査における放課後児童クラブ（学童保育）の長期休暇中の利用希望としては、「低学年（1～3年生）の間だけ利用したい」（23.0%）、「小学校の間はずっと利用したい」（28.1%）を合わせた『利用したい』が、51.1%と、約半数となっています。また、「利用希望はない」は36.4%となっています。

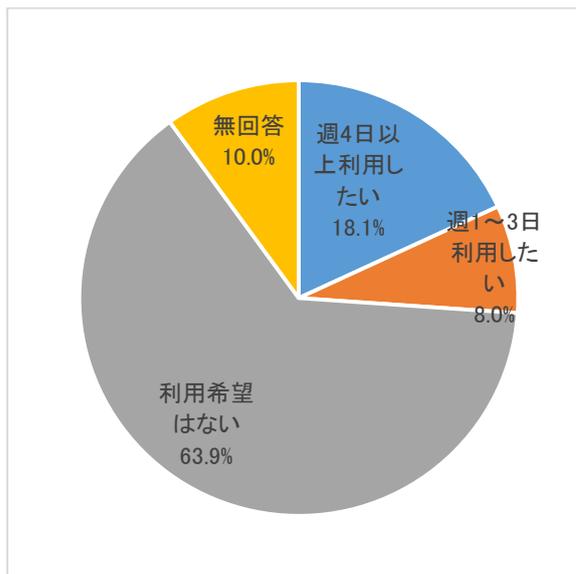
【就学前児童調査】 n=217



小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の長期休暇中の利用希望としては、「週4日以上利用したい」（18.1%）、「週1～3回利用したい」（8.0%）を合わせた『利用したい』が26.1%と、3割弱となっています。また「利用希望はない」は、63.9%となっています。

なお、無回答が、10.0%となっています。

【小学生調査】 n=840



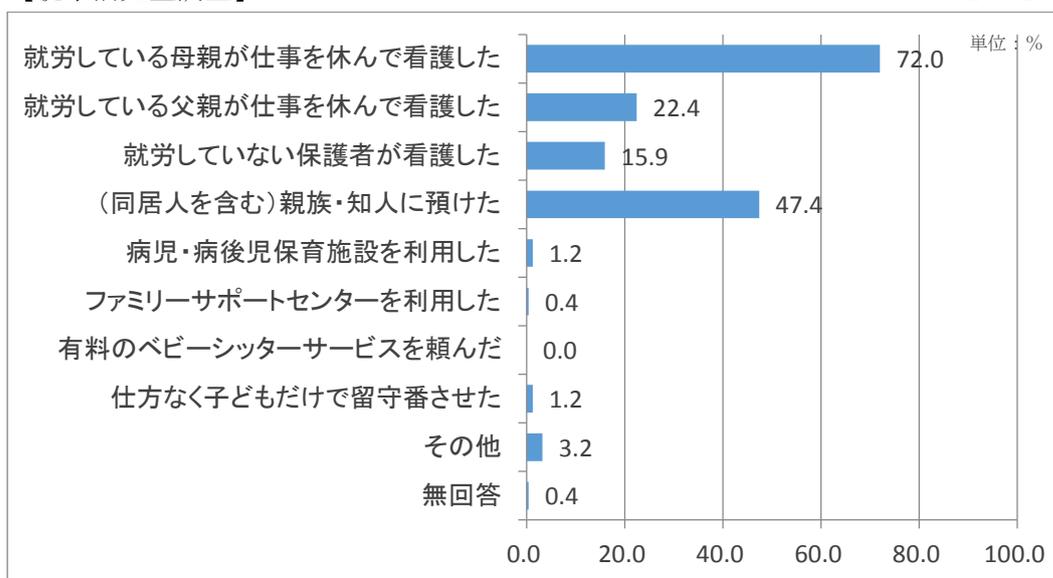
(11) 病気の際の対応について

① 対処方法

就学前児童調査において平日日中の定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方のうち、児童の病気の際の対処方法としては、「就労している母親が仕事を休んで看護した」が72.0%と最も多く、次いで、「(同居人を含む)親族・知人に預けた」(47.4%)、「就労している父親が仕事を休んで看護した」(22.4%)が続いています。

【就学前児童調査】

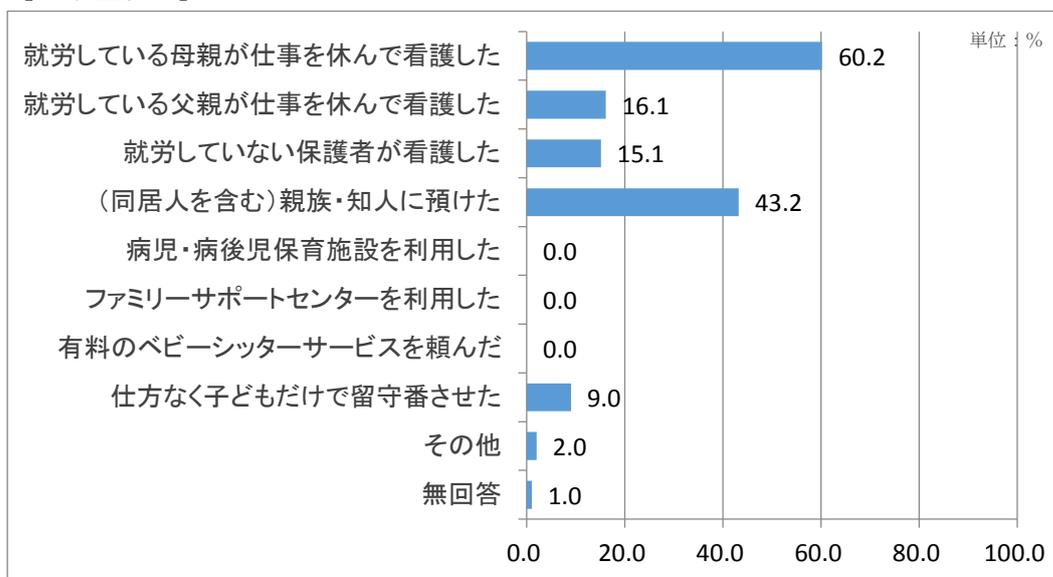
n=671



小学生調査における児童が病気の際の対処方法としては、「就労している母親が仕事を休んで看護した」が60.2%と最も多く、次いで、「(同居人を含む)親族・知人に預けた」(43.2%)、「就労している父親が仕事を休んで看護した」(16.1%)が続いています。

【小学生調査】

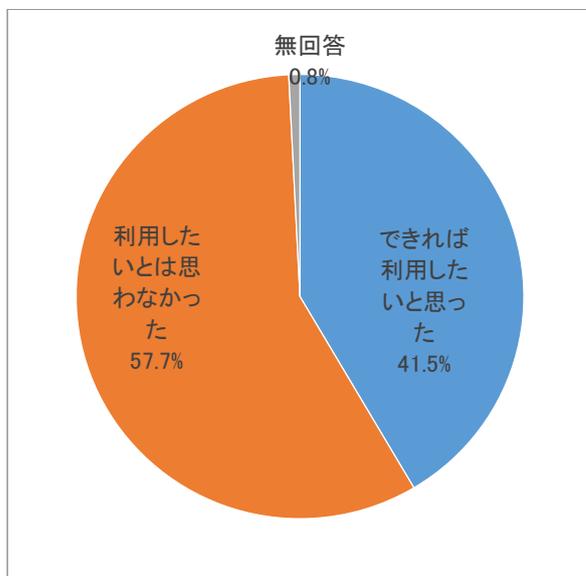
n=410



②病児・病後児保育事業の利用希望について

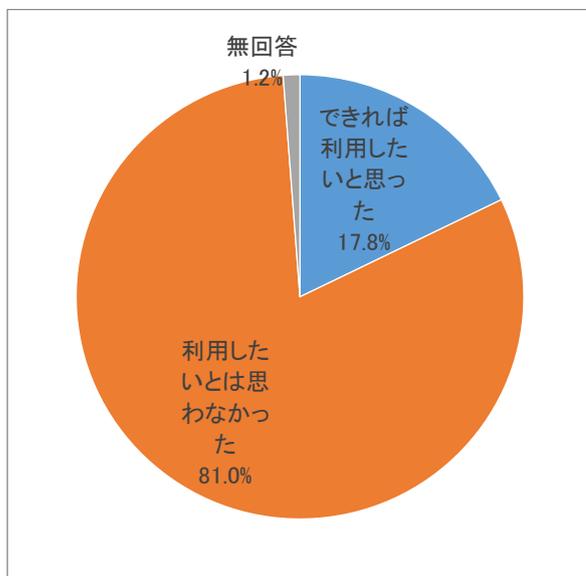
就学前児童調査では、「できれば利用したいと思った」が41.5%。「利用したいとは思わなかった」が57.7%となっています。

【就学前児童調査】 n=364



母親または父親が仕事を休んで病気の児童を看護したと回答した方のうち、病児・病後児保育を利用したいと思ったかという質問に対して、小学生調査では、「できれば利用したいと思った」が17.8%。「利用したいとは思わなかった」が81.0%となっています。

【小学生調査】 n=258



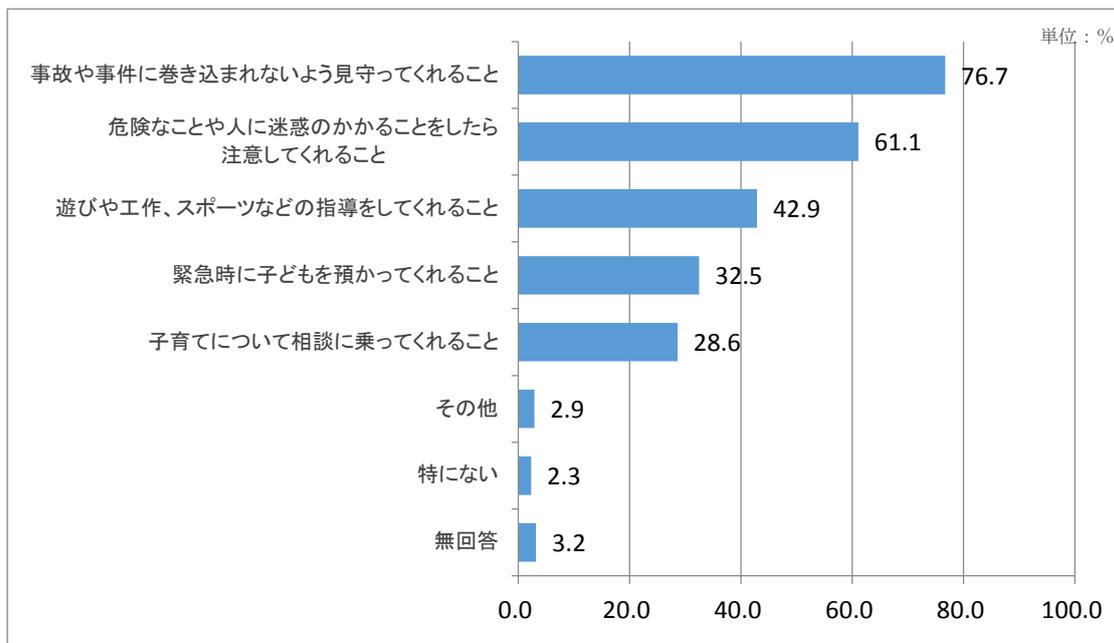
(12) 子育てに関して望むこと

①地域に望むこと

就学前児童調査では、「事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること」が76.7%と最も多く、次いで、「危険なことや人に迷惑のかかることをしたら注意してくれること」が61.1%となっています。

【就学前児童調査】

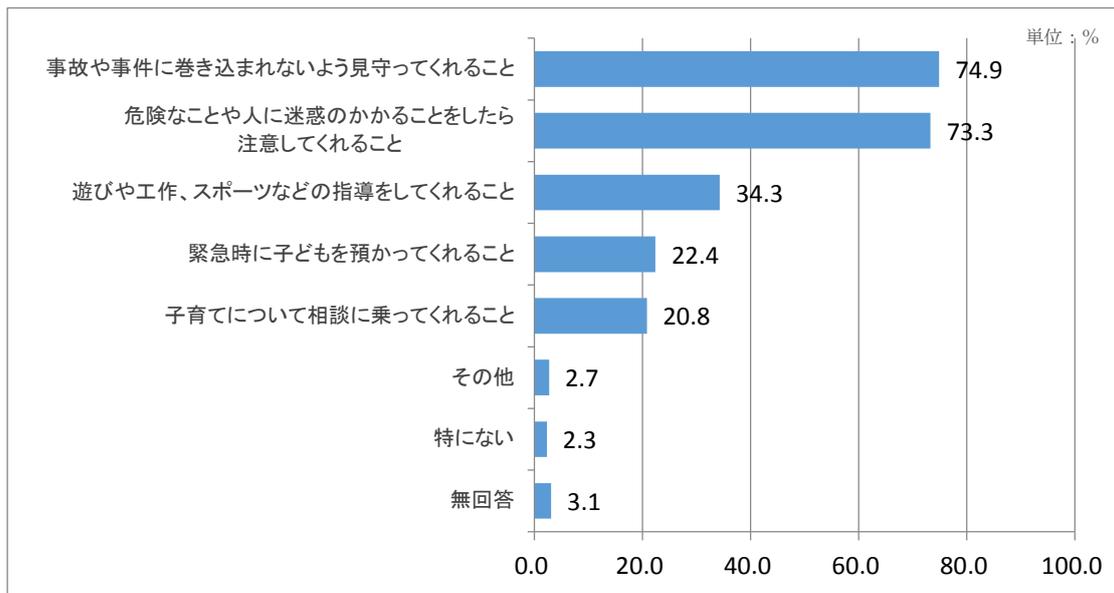
n=944



小学生調査では、「事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること」が74.9%と最も多く、次いで、「危険なことや人に迷惑のかかることをしたら注意してくれること」が73.3%となっています。

【小学生調査】

n=840

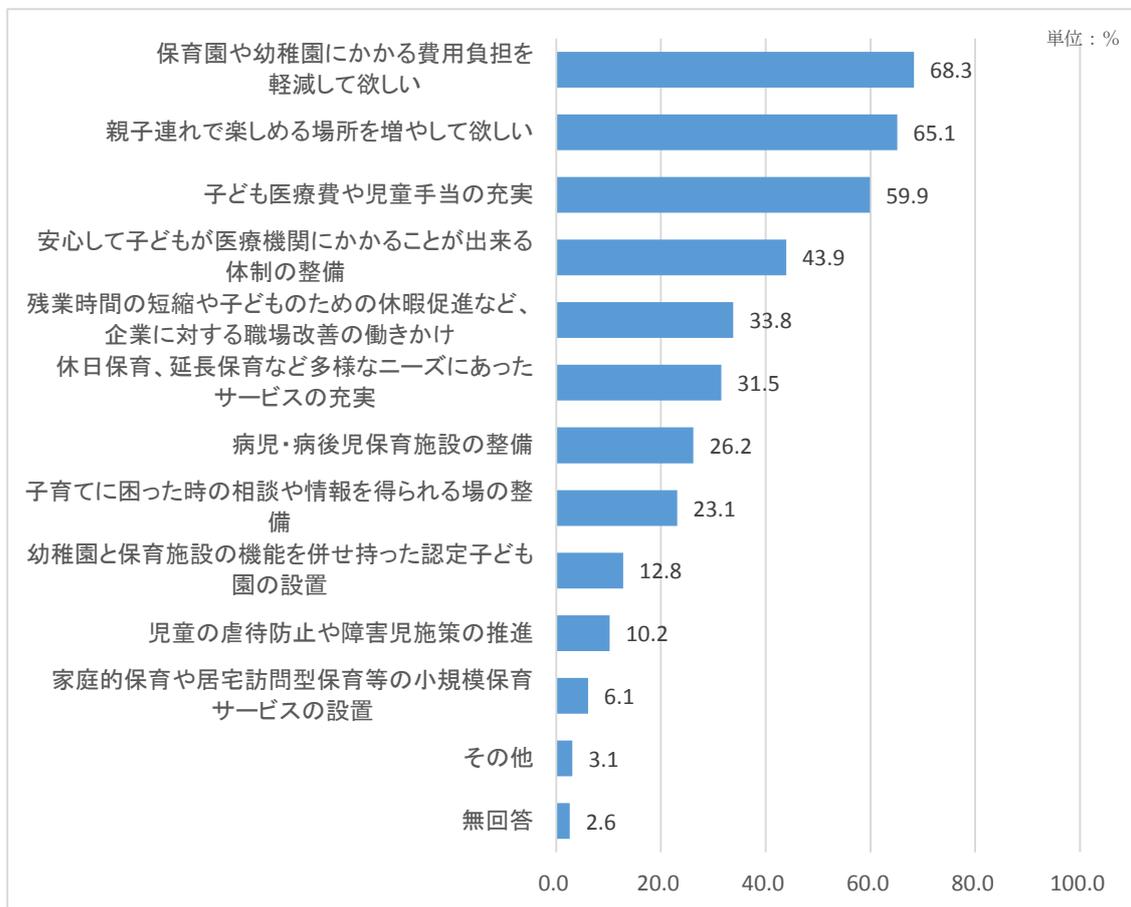


②市に望むこと

就学前児童調査では、「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が68.3%と最も高く、次いで、「親子連れで楽しめる場所を増やして欲しい」(65.1%)、「子ども医療費や児童手当¹⁴の充実」(59.9%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=944

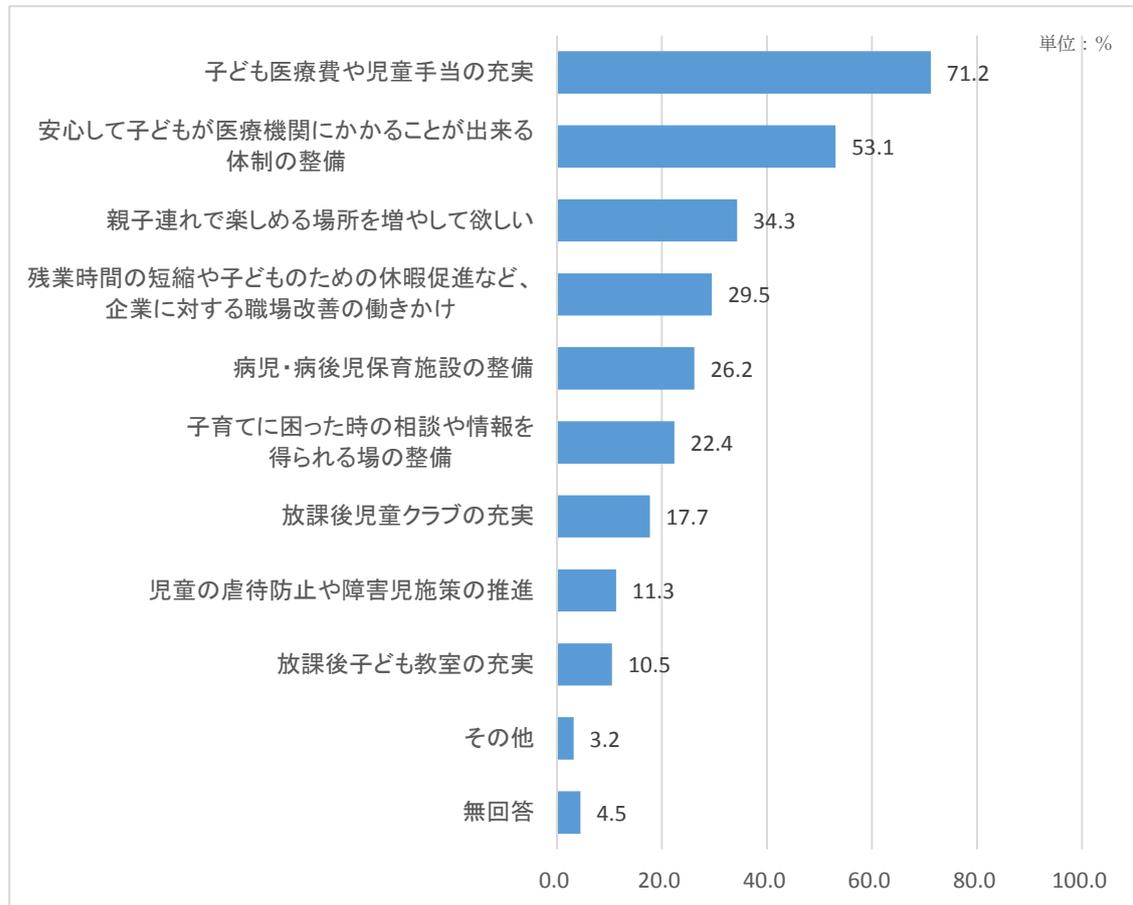


¹⁴ 「児童手当」・・・児童手当法に基づき、保護者の経済的負担を軽減し、児童の健全育成を図るために、中学校修了前の子どもを養育するなどの要件を満たす場合に支給する手当（所得要件有り）

小学生調査では、「子ども医療費や児童手当の充実」が71.2%と最も高く、次いで、「安心して子どもが医療機関にかかることが出来る体制の整備」(53.1%)、「親子連れで楽しめる場所を増やして欲しい」(34.3%)が続いています。

【小学生調査】

n=840



6 ニーズ調査等を踏まえた子ども・子育て分野における本市の課題

(1) 人口の減少

本市は、人口減少と少子高齢化が深刻な状況となっており、今後ますますその傾向に拍車がかかるものと想定されています。それらの理由としては、**若者の結婚、出産に対する考え方の変化や**厳しい雇用・労働情勢に伴う**出産適齢期の人口の減少**などが挙げられます。

本市の少子化対策としては、子育て世代に対する経済的な援助や保育サービスの充実はもとより、若者の定住促進として働きながら子育てしやすく、働きがいのある職場の確保が極めて重要であると考えられます。

また、市内には未婚者も多く在住していることから、男女の出会いの場の提供などにより、結婚を支援する必要があります。

(2) 保育サービス

市内には**公立保育園が9園、私立保育園が2園**あります。各保育園では、通常保育のほか、一時保育、延長保育を実施しています。その他にも**子育て支援センターでは、一時預かり**、病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育サービスを行っています。

保育サービスについて、利用方法等の情報不足や経済的な部分で支援を必要とする声がありますので、情報提供の手法や利用料についての検討が必要です。

(3) 幼児教育

市内には、公立幼稚園が2園、私立幼稚園が1園あります。公立幼稚園は、守門地域及び入広瀬地域に所在し、当該地域の少子化に伴い児童数の減少が続いています。また、私立幼稚園については湯之谷地域に所在していますが、両親の就労状況の変化や核家族化により保育を必要とする児童の割合が増えているためか、児童数が減少傾向にあります。

(4) 放課後児童クラブ

核家族化の進行や両親の就労状況の変化などにより、利用者数は緩やかに増加しています。近年は特別な支援が必要な児童の利用も増加傾向にあり、指導員が**不足**するケースも増えてきています。長期的には少子化の進行とともに利用者数の減少が見込まれます。

また、公立の**放課後**児童クラブでは保育時間を平日と土曜日に午後6時30分まで実施していますが、一部では開所時間の延長や日曜日・祝日の開所を希望する声もあります。

なお、利用者は両親の就労による入所がほとんどですが、入所していない児童についても、少子化の現状から隣近所に友達が全くいない、高齢な祖父母による監護など、子ども達の置かれる環境についても新たな問題として捉える必要があります。

(5) 保健・医療サービス

本市の母子保健体制については、各段階での基本的な健診や市独自の健診など合併当初の体制と比較すると充実してきていますが、**病児・病後児保育**への対応、小中学校養護教諭との連携など新たな取組については、保健業務が多様化している中で、十分な対応ができていない状況にあります。

また、小児医療体制は充分とはいえない状況ですが、特に小児救急医療の充実を望む要望が多くあります。

今後、新病院建設と併せ小児医療の拠点づくりも大きな課題となります。

(6) 子どもの遊び場

子どもの遊び場の確保については強い要望があります。特に市内に点在する地域の公園は安全で気軽に活用できることが求められていますが、ほとんどが地域の管理となっているため、地域の協力が不可欠です。

また、雨や雪の日に屋内での遊び場がないことへの不満が特に多く、市として児童館や公共施設等の有効利用を推進する必要があります。

(7) 経済的支援

出産、子育てにかかる経済的支援は、市への要望として、最も大きなものの1つであり、ニーズ調査の意見や要望の中でも、「保育料が高すぎる」「学童保育料が高い」「義務教育でもその他の費用が高い」など、今後も一層の支援が求められています。

(8) 職場環境

市内の事業所のうち、従業員数9人以下の事業所が **83.6%**(平成24年経済センサス)を占め、県のハッピー・パートナーへの登録企業も現在 **7社**(平成26年8月現在)に留まっており、待遇面で子育て支援ができる企業はわずかな状況です。ニーズ調査の意見や要望の中でも、子どもの病気や学校行事**の際に**職場の理解を求める声が多数ありました。

行政と企業が、共に子育て世代への支援に取り組んでいく必要があります。

(9) 情報提供・相談

現在では子育て支援サービスのメニューも多くなりましたが、必ずしも必要な情報が必要な人に提供されていない現状があります。原因としては行政側の体制や情報量が多い「市報」等から必要な情報を簡単に探せない等の問題があります。

今後、ホームページや、子育て情報メール配信の内容充実を図り、子育て情報の利用がいつでもどこでも得られる体系づくりを構築する必要があります。

また、相談業務については、各種の窓口が開設されていますので、**類似する分野の窓口については連携を図り対応していく必要があります。**

情報提供と共に相談窓口の**情報共有**や適切に相談できる体制づくりが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

未来に向かって

子ども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼

2 基本的な視点

子どもの力 = 幸せな生き方を切り開く力

家庭の力 = 家庭で子どもを育む力

地域の力 = 地域の中で子ども・子育てを支えあう力

3 計画の方向性

- ◆子どもの最善の利益が実現され、すべての親が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるようなまちを目指します。
- ◆子どもが社会の一員として、自立し成長していけるようなまちを目指します。
- ◆少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て環境が変化している中で、次代を担うすべての子どもが健やかに育つよう、地域全体で子育て家庭を支えあえるようなまちを目指します。

第 2 部 各論

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

本計画においては、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

2 区域設定

本計画においては、本市全域を1区域として設定します。

【区域設定の理由】

以下の理由により、教育・保育提供区域を「市内全域で1区域」とすることとしました。

- ① 近年、保護者の生活スタイルの多様化に伴い、現在、本市での幼稚園、保育園等の利用は、旧町村に関係なく市内全域で広域的な利用があること。
- ② 保護者の通勤、勤務状況に合わせた幼稚園、保育園の利用や市の様々な地域性を生かした特徴ある教育・保育を利用者が選べるなど、細かなニーズに柔軟に対応できること。
- ③ 旧町村単位では、区域ごとに幼稚園、保育園の設置数に差が出るため、現状において供給過剰となっている区域では、地域型保育事業の導入が難しくなること。
- ④ 人口減少が今後見込まれる中、区域を小さく設定すると、地域によっては見込み量が少なく、区域内での量の調整や確保が難しいこと。
- ⑤ 保護者の就労状況や希望するサービスの利用など考慮すると、区域を分けて確保策を検討するよりも、市全体で検討した方が既存施設の有効利用につながること。
- ⑥ 新設合併から既に10年を経過していることから、旧町村の枠にとらわれることなく『魚沼市』として計画を策定することが望ましいこと。

なお、必要に応じて地域別に対策の検討を加える場合があります。

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 幼児期の教育・保育の量の見込み

市は、これまでの教育・保育の利用実績、ニーズ調査の結果を踏まえ、人口推計、施設の配置状況、市の実情等を考慮し、認定区分ごとに、「必要利用定員総数」を設定します。

■必要利用定員総数

- ・ 1号認定（3～5歳 学校教育のみ）：幼稚園及び認定こども園に係る総数
- ・ 2号認定（3～5歳 保育の必要性あり）：保育園及び認定こども園に係る総数
- ・ 3号認定（0～2歳 保育の必要性あり）：保育園及び認定こども園、地域型保育事業に係る総数

■教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）

（単位：人）

計画年度 及び 認定区分	1年目 (H27)			2年目 (H28)			3年目 (H29)			4年目 (H30)			5年目 (H31)			
	1号	2号	3号													
①量の見込み (必要利用定員総数)	203	584	367	196	567	370	191	550	372	185	533	373	180	514	374	
②確保の内容	特定教育・保育施設															
	認定こども園			15	45	25	15	45	25	15	45	25	15	45	25	
	幼稚園	105			105			105			105			105		
	保育園		988	342		913	337		913	337		913	337		913	337
	従来型幼稚園	120			120			120			120			120		
地域型保育事業			0			20			20			20			20	
②-①	22	404	▲25	44	391	12	49	408	10	55	425	9	60	444	8	

※特定教育・保育施設は、子ども・子育て支援法の施設型給付を受ける幼稚園、保育園及び認定こども園をいう。

※従来型幼稚園は、現行制度を継続する市立幼稚園をいう。

※地域型保育事業は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育¹⁵をいう。

¹⁵ 「事業所内保育」・・・主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本市では、3号認定の需要量に対して供給が不足しているため、平成28年度までに施設整備による20人の定員増を図ります。施設整備によっても、なお不足する供給量については、既存施設の定員見直しによる定員増や、民間の力を活用した地域型保育事業によって確保体制を整備することを目指します。

1号ニーズに対応できる施設が市内に2施設(めぐみ幼稚園、入広瀬幼稚園)のみであるため、居住地から近い施設でニーズを満たすことができるように、既存の保育園を認定こども園に移行することについて検討します。

また、守門幼稚園、守門保育園については、平成28年度の改築にあわせて認定こども園に移行することを考えています。

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 利用者支援事業

子どもや保護者が保育園、幼稚園での学校教育・保育や放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

■今後の方向性

関係機関（子ども課、子育て支援センター、保育園、幼稚園、保健師など）の連携体制を更に強化したうえで、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行います。

また、子どもや保護者からの相談や利用に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

2 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター等で、子育て中の親子の交流や育児相談、子育て関連の情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図るとともに、地域の子育てサークルの活動を支援します。

■現在の実施状況・課題

小出子育て支援センターでは、月曜日から金曜日の9時から16時までと毎月第1・第2土曜日の9時から11時30分の自由開放、守門健康センターと入広瀬保健センターにおけるそれぞれ年間10回の出張広場（10時から11時30分）、各保育園等で年間1回から10回程度の園開放事業を実施しています。

また、堀之内子育て支援センターは平成27年度中の廃止を予定していますが、堀之内地域での自由開放事業については継続を検討しています。

子育てをする方が、安心感を持って利用できるように、事業内容をわかりやすく広報する必要があります。また、身近な場所での相談体制の充実と気軽に参加できる環境の整備が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後は、小出子育て支援センターの機能強化を進めながら、小出子育て支援センターから遠隔な地域については、地域に密着した保育園・幼稚園などで、子育て支援・保護者支援体制の充実を図りながらサービスの提供に努めます。

○目標事業量（小出子育て支援センターの年間総利用者数）

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	17,000人	16,000人	15,000人	14,000人	13,000人
②確保の内容	17,000人	16,000人	15,000人	14,000人	13,000人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】H24年度 22,281人、H25年度 20,430人

3 妊婦健診事業

妊娠・出産期から子育てまでの途切れない支援に配慮することが重要であり、母子保健施策の推進の一環として、妊婦の健康診査にかかる費用を助成しています。

■現在の実施状況・課題

母子健康手帳の交付から妊娠・出産・育児まで途切れない支援を関係機関と連携し、行っています。

妊婦健診では、健診診査費用の一部を助成することで、誰もが安心して妊娠・出産を迎えることができるように健康状態を定期的に確認し、様々な不安の相談に応じています。公費負担として、妊婦健康診査を14回実施しています。

■今後の方向性・目標事業量

引き続き県下統一した内容で健診助成を実施し、母体や胎児の健康状態の確認や妊娠や子育ての不安解消に努めます。

定期受診がない妊婦も見受けられることから、医療機関と協力し、受診の勧奨と妊婦健診の重要性を伝えていく必要があります。

○目標事業量【母子健康手帳交付数】

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
① 量の見込み	230人	230人	220人	220人	210人
② 確保の内容	230人	230人	220人	220人	210人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

▽母子健康手帳交付数（実績）

H21	H22	H23	H24	H25	H26(見込)
280	256	273	265	235	230

4 乳児家庭全戸訪問事業

訪問スタッフ、保健師等が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握しています。支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、母子の孤立を防ぎ、適切な支援につなげていきます。

■現在の実施状況・課題

平成25年度の訪問実施率は、97.1%です。未訪問の家庭は、長期里帰り者がほとんどであり、訪問しない場合は必ず連絡をとり、状況を確認しています。

訪問した際の相談内容が多様化しているため、訪問従事者の研修や意見交換、報告会等を行い、スキルアップを図ります。

■今後の方向性・目標事業量

今後も生後4か月までの乳児が**ら**いる家庭の養育環境の全数把握に努めます。

○目標事業量【訪問実施数】

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	230人	220人	220人	210人	200人
②確保の内容	230人	220人	220人	210人	200人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

▽訪問実施（実績）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26(見込)
出生数（暦年）	269	266	251	251	245	240
対象者数（年度）	220	251	263	233	242	240
訪問数（年度）	212	242	252	231	235	—

5 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行います。

■現在の実施状況・課題

継続的な支援が必要なことから特定妊婦¹⁶の把握に努めています。その上で、関係機関が連携して当該家庭に支援をしています。また、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については、養育支援の必要性を判断し、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行い、機関と連携しながら、個々の家庭の抱える養育上の問題を解決するよう、継続的に支援しています。

関係機関の中で対象となる家庭について具体的な基準を明確にすることが課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も、途切れなく適切な支援が行われるよう、関係機関と情報の共有を行い、更に連携を密接にするよう努めます。また、妊娠期から安定した家庭生活が営まれるよう支援に努めます。

○目標事業量【養育支援訪問事業実施件数】

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
②確保の内容	5人	5人	5人	5人	5人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

▽養育支援訪問事業実施件数

H21	H22	H23	H24	H25
0人	6人	1人	2人	2人

¹⁶ 「特定妊婦」・・・特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。

妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある。

6 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に保護するものです。

また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。

■現在の実施状況

本事業については、現時点において県内で実施している施設はありません。

■今後の方向性

現時点ではニーズがなく、本市が実施施設を単独で開設することは現実的ではないと考えますが、今後のニーズを把握する中で、ファミリー・サポート・センター事業等、類似の機能を持つ事業による対応の可能性を含め、検討していきます。

7 ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。

■現在の実施状況・課題

平成25年度の実績は、提供会員5人、依頼会員8人、利用回数は12回でした。他市の状況を見ると、利用者の多くは園や小学校・塾等の送迎が占めています。本市の場合は、市域が広いことから通園のバスやスクールバスが整備されており送迎のニーズが少ないことが考えられます。また、一時保育や延長保育、放課後児童健全育成事業等も実施しており、保護者が様々な事業を選んで利用していることも利用者が少ない要因と考えられます。

さらに、依頼会員の登録動機についても祖父母や友人等の協力が得られない場合の保険的な登録が多く、継続して登録していても利用実績が無い会員が多いという実態があります。また、援助を受けたくても、事業を知らないために利用できていない市民もいる可能性があります。

■今後の方向性・目標事業量

事業内容についての効果的なPR方法を検討しながら、年度ごとに提供会員の確保に努め、依頼会員の増加に努めます。

また、提供会員については、様々な預かりに対応できるように、研修の充実によりスキルの向上に努めます。

○目標事業量【依頼会員数及び援助会員数】

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	4人	4人	5人	5人	5人
	10人	11人	11人	12人	13人
②確保の内容	4人	4人	5人	5人	5人
	10人	11人	11人	12人	13人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人

※上段：依頼会員数、下段：援助会員数

※本項では、小学生を対象とした数字を掲載しています。

8 一時預かり事業

保護者の社会参加や病気、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、一時的に子どもを保育園等で預かる事業です

※ここでは、保育園での一時保育、幼稚園での在園児対象の預かり保育、ファミリー・サポート・センター（就学前児童対象分）、地域子育て拠点施設等での一時預かりが対象となっています。

■現在の実施状況・課題

現在、市内の全保育園で一時預かり事業を、全幼稚園で預かり保育事業を実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業は実施しているものの、前述のとおり利用実績は少ない状況です。

堀之内子育て支援センターでの一時預かりは、平成27年度中の施設廃止に伴い、各保育園へ機能を移転する予定です。

一時預かり事業の充実については、通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう、今後も、保護者の社会参加、疾病や心理的・肉体的ストレス解消などにより保育が困難な就学前児童について、適正な支援に努めていきます。

○目標事業量

【保育園】

(年間延べ利用人数)

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	720人	655人	609人	559人	523人
②確保の内容	720人	655人	609人	559人	523人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】 H24年度 580人 (保育園 234人 子育て支援センター 346人)

H25年度 707人 (保育園 299人 子育て支援センター 408人)

【幼稚園 (在園児対応)】

(年間延べ利用人数)

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	7,105人	6,860人	6,685人	6,475人	6,300人
②確保の内容	7,105人	6,860人	6,685人	6,475人	6,300人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】 H24年度 2,996人 H25年度 3,490人

【ファミリー・サポート・センターにおける依頼会員数及び援助会員数】

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	5人	6人	8人	8人	8人
	10人	11人	11人	12人	13人
②確保の内容	5人	6人	8人	8人	8人
	10人	11人	11人	12人	13人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人

※上段：依頼会員数、下段：援助会員数。

※ここでは、就学前児童を対象とした数字を掲載しています。

9 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に保育を行う事業です。

■現在の実施状況・課題

市内の全保育園で実施しています。平成 22 年度から 25 年度までの平均利用実人数は約 440 人です。

通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保護者の就労状況に応じたニーズに対応可能な開設時間や保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

身近な地域でサービスの提供を受けられるよう職員確保に努め、適正な実施サービスの確保に努めます。

○目標事業量【延長保育利用児童数】

(実人数)

	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
①量の見込み	431 人	422 人	413 人	404 人	395 人
②確保の内容	431 人	422 人	413 人	404 人	395 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【参考：利用実績】 H24 年度 510 人 H25 年度 435 人

10 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かるものです。

■現在の実施状況・課題

現在は、病後児保育を堀之内子育て支援センターで実施していますが、利用者の減少と固定化が見られます。新小出病院の整備に合わせて、病後児保育のほかに、病児保育にも対象を広げることが可能かどうかを含め、医療機関と連携しながら実施方法を検討する必要があります。

病氣中に一時的に預かる病児保育については、現在、本市では実施していません。

■今後の方向性・目標事業量

現在、病後児保育を実施している堀之内子育て支援センターの廃止に伴い、平成 27 年度から実施場所を小出子育て支援センターに移転し、その後、平成 28 年度から新小出病院内で病児保育 3 床、病後児保育 3 床開設について検討する予定です。これに伴い子育て支援センタ

一で実施している病後児保育は廃止する予定です。

新体制にあたっては保護者への制度の周知に努めます。

○目標事業量

【病児保育事業】

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)
②確保の内容	(0か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)
②-①	▲3人	0人	0人	0人	0人

【病後児保育事業】

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	定員2人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)
②確保の内容	定員2人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)	定員3人 (1か所)
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用延べ人数実績】H24年度 12人、H25年度 18人

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。

■現在の実施状況・課題

平成 26 年度においては、9 小学校区で 10 のクラブ（公立 9 クラブ、私立 1 クラブ）を開設し、338 人の児童（入所者のみ。長期利用者、一時利用者は除く）が利用しています。

施設面では、堀之内放課後児童クラブ、入広瀬放課後児童クラブが老朽化の進んでいる施設で開設しているほか、広神西よつばクラブが広神西小学校からの距離が約 1.5km あることなどの課題があります。

運営面では、非常勤職員等が指導員として従事しており長期的、安定的な人材の確保が難しいこと、夏休みの児童数の増加に伴う職員の確保が難しいこと、近年特別な支援が必要な児童の入所が増加傾向にあり指導員が日々の指導に困難を感じていることなどの課題が生じています。

また、現在開設している児童クラブの多くを市が運営していますが、開設時間の延長や食事の提供などの柔軟な施設運営が期待される民営化についても検討を行っていく必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

市全体としては、平成 27 年度から小学校 6 年生までが対象となることから一時的に需要が増加するため、新たな施設の確保や施設の改修による定員増により量の確保に努める必要があります。

一方、地域別に見ると、量の見込みと確保において差が生じていることから、地域別で量の見込みと確保の方策について検討する必要もあります。

また、小学校 6 年生までの受入拡大とあわせて、保育の質の向上や保護者との相談や連絡などの際のコミュニケーション能力の向上を目指し、職員に対する研修機会の充実を図ります。

さらに、放課後子ども教室¹⁷との連携のあり方についても検討します。

①堀之内地域（堀之内放課後児童クラブ）

堀之内放課後児童クラブは、堀之内小学校区と宇賀地小学校区を対象区域としています。

平成 26 年度に堀之内小学校敷地内に学校給食調理場との合築により新たな施設を建設しており、平成 27 年度中に移転する予定です。平成 27 年度から小学校 6 年生までが対象となることから需要の増加が見込まれることから、新たな施設で定員を増加し、量を確保します。また、クラブの規模が 40 人を超えていることから、施設内で保育の集団を複数に分割します。

②小出地域（小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブ、伊米

¹⁷ 「放課後子ども教室」…全ての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。

ヶ崎放課後児童クラブ)

小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブは、小出小学校区を対象区域としており、伊米ヶ崎放課後児童クラブは伊米ヶ崎小学校区を対象区域としています。

平成 27 年度から小学校 6 年生までが対象となることから一時的に需要が増加しますが、定員内に収まっていることから、継続して実施します。

伊米ヶ崎放課後児童クラブについては、伊米ヶ崎保育園内で実施しているものの近年徐々に利用者数が増加していることから、他の公共施設等での実施を検討します。

③湯之谷地域（湯之谷放課後児童クラブ）

湯之谷放課後児童クラブは、井口小学校区を対象区域としています。

平成 27 年度から小学校 6 年生までが対象となることから一時的に需要がやや超過する見込みです。そのため、施設の改修を実施して定員を増加することで量を確保します。

また、規模が 40 人を超えていることから、施設内で保育の集団を複数に分割します。

なお、井口小学校が平成 28 年度中に改築、移転を予定しており、現在の施設まで約 1 km の距離が生じることとなります。

④広神地域（広神東よつばクラブ、広神西よつばクラブ）

広神東よつばクラブは、広神東小学校区を対象区域としており、広神西よつばクラブは、広神西小学校区を対象区域としています。

広神地域の放課後児童クラブは、平成 21 年度に小学校区にあわせて分割したところですが、平成 27 年度から小学校 6 年生までが対象となることから需要が増加し、定員を大きく超過する見込みです。そのため、施設の改修を実施して定員を増加することで量を確保します。

⑤守門地域（守門きのめクラブ）

守門きのめクラブは、須原小学校区を対象区域としています。

平成 27 年度から小学校 6 年生までが対象となることで定員の超過が想定されるため、施設を改修して定員を増加することで量を確保します。

⑥入広瀬地域（入広瀬放課後児童クラブ）

入広瀬放課後児童クラブは、入広瀬小学校区を対象区域としています。

平成 27 年度から小学校 6 年生までが対象となることから一時的に需要が増加しますが、定員内に収まっていることから、継続して実施します。

なお、入広瀬放課後児童クラブを開設している入広瀬こどもの家が老朽化していることから、今後の対応を検討します。

○目標事業量

(単位：人)

	H24	H25	H26	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
児童数(5/1現在)	2,043	1,977	1,817	1,822	1,767	1,713	1,661	1,608
うち低学年	950	965	857	849	823	798	774	749
うち高学年	1,093	1,012	960	973	944	915	887	859
①見込み量(低学年)	-	-	-	315	305	296	287	278
週1回の利用児童の 減数補正	-	-	-	△9	△9	△8	△8	△8
週2回の利用児童の 減数補正	-	-	-	△18	△17	△17	△16	△16
週3回の利用児童の 減数補正	-	-	-	△12	△11	△11	△11	△10
補正後 ①見込み量(低学年)	266	293	290	277	268	260	252	244
①見込み量(高学年)	-	-	-	171	165	160	156	150
週1回の利用児童の 減数補正	-	-	-	△9	△8	△8	△8	△8
週2回の利用児童の 減数補正	-	-	-	△6	△6	△6	△6	△6
週3回の利用児童の 減数補正	-	-	-	△13	△12	△12	△12	△11
補正後 ①見込み量(高学年)	49	37	48	143	138	134	131	125
①合計	315	330	338	420	406	394	382	370
②確保の内容	370	370	370	420	420	420	420	420
②-①	55	40	32	0	14	26	38	50

※平成24年度から平成26年度の見込み量欄の数字は、**通年利用**の登録をしている児童の実数です。利用日数による減数補正等はありません。

~~12 実費徴収に係る補足給付を行う事業~~

~~保護者の所得状況等を勘案して市が定める基準に該当する子どもが、保育園・幼稚園等を利用する場合に、文房具等必要な物品を購入する費用を助成する事業です。~~

~~※詳細については、現時点、国で検討中~~

~~13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業~~

~~特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。~~

~~※詳細については、現時点、国で検討中~~

当初計画策提示においては、国の方針が固まっていないため実施しないこととします。

中間年での計画改訂時に、再度検討します。

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

新制度では、幼児教育と保育を一体的に提供する（幼稚園と保育所の機能を併せもつ）認定こども園の普及のため、設置に関する手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化を図り、教育・保育の総合的な提供を図るとされています。

本市では、現在、「認定こども園」の設置はありません。1号ニーズに対応できる「幼稚園」は市内に2施設（公・私立各1園）ありますが、市内全域を対象とした募集に対して、定員を大幅に下回っています。

ニーズ調査結果から、幼稚園のほか、少数ながら認定こども園の利用希望もあり、保護者の幼児教育への関心が伺えます。

まずは、既存施設の有効利用を図ることを第一とし、居住地から近い施設でもニーズを満たすことができるように、既存施設からの認定こども園への移行について検討を始めます。

2 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方策

現在、子どもやその家族を取り巻く環境は、急速な少子化に加え、核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育ての孤立感、負担感の増加、児童虐待¹⁸の深刻化、兄弟数の減少など様々な課題を抱えています。

子どもの健やかな育ちを等しく保障し、計画の基本的な視点である「子ども、家庭、地域の力」を育て、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の「環境」及び「質」の向上を図ります。

そのために、幼稚園教諭、保育士等の人材確保、教職員の資質向上のための研修の実施、職員の処遇改善を図ります。

また、既存施設の有効利用など適正な施設規模の確保、地域型保育事業導入の推進を図るとともに、財政健全化の観点から、公立保育園の民営化を含めた施設整備について検討を始めます。

地域の子育て支援では、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」などの事業の充実を図るほか、保護者や地域の子育ての力が高まるよう、地域性や園の特色を生かした活動、地域交流を通じて、子育ての視点に立った親支援、地域での子育て支援の推進を図ります。

¹⁸ 「児童虐待」・・・保護者が、18歳未満の児童に対して、身体的虐待、性的虐待、養育の放棄、怠慢（ネグレクト）、心理的虐待などの行為を行うこと。

3 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進

「幼保小連絡会議」に放課後児童クラブを加え、小1問題だけでなく各年齢で生じる様々な問題等に対し、一貫した指導が行えるよう、情報交換などによる課題を共有するほか、継続して職員及び関係者の共通理解を図ります。

職員の相互理解を深めるため、保育参観、授業参観への積極的な参加や一貫した教育のための合同研修などによる交流の場を設けるなど、連携に努めます。

また、円滑な接続のために、行事への相互参加など異年齢交流を推進します。

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

ニーズ調査結果では、育児休業を早めに切り上げ仕事に復帰した理由として、『経済的な理由で早く仕事復帰する必要があった』と回答した方が48.1%、『人事異動や業務の節目の時期に合わせるため』と回答した方が31.4%、『その他』と回答した方は28.1%で、記載理由の中でも『職場の要望』、『職場の人手不足』などが多く見られ、『希望する保育園に入るため』と回答した方は全体の8.1%にとどまりました。

現在育児休業取得中の方に『1歳になった時に必ず預けられる教育・保育施設の事業があれば1歳になるまで育児休業を取得しますか』という問いに対して、14.3%が1歳になる前に職場復帰をしたいと回答しています。

これらの回答から施設の充足をただけでは必ずしも1歳までの育児休業取得にはつながらない現状があります。

本市では、現在待機児童はいませんが、希望する保育施設利用のためと限定すると、少数ながら、その施設を利用するために育児休業を早めに切り上げている人がいます。

このため、特定教育・保育施設¹⁹又は特定地域型保育事業²⁰の利用を希望する保護者が育児休業満了時（原則1歳到達時）から利用できる環境を整えていくことが重要です。

今まで以上に育児休業取得中の保護者に対して市内各施設の情報提供を行うことで、市内全体で産後休業・育児休業後の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の円滑な利用の確保を目指します。

事業名	事業内容
子ども・子育てに関する広報・周知	市報・お知らせ版、市ホームページ、魚沼市情報メール配信サービス、暮らしのガイド、子育て便利帳を利用した周知活動を行う。
子ども・子育てに関する相談受付	市民相談センター、民生委員・児童委員、各保育園・幼稚園、子育て支援センター、保健師を活用して、妊娠、出産、育児、生活にかかる不安を取り除き、解消する。

¹⁹ 「特定教育・保育施設」・・・市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。なお、施設型給付とは、認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付をいう。

²⁰ 「特定地域型保育事業」・・・市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）」をいう。

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

1 児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待による重大な事件が後を絶たず深刻な社会問題となっています。その要因として、相談する相手がなく孤立感を抱えている親や、子どもとの接し方がわからない親の増加、家庭の子育て力の低下等、子育てが十分に行われぬ家庭が増えたこと等が考えられます。児童虐待の早期発見・早期対応につなげるためには、要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を中心とした子どもの命と安全を守る関係機関の連携だけでなく、地域全体による寄り添いが重要です。

協議会は、市（子ども課、健康課、市民課、福祉課）、児童相談所、保健所、民生委員・児童委員、学校、教育委員会、警察、医療機関により構成していますが、**今後は**、幅広い関係者の参加も得ていくように努めます。

また、虐待の発生を未然に防ぐため、健康診査や保健指導等の母子保健活動²¹や地域の医療機関との連携を進めます。

なお、妊婦がいる家庭を早期に把握するとともに、乳児家庭全戸訪問事業を通じて育児期に養育支援を必要とする子どもや養育者の把握に努め、特に支援を必要とすると判断した場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

事業名	事業内容
子どもからの相談体制確立	子どもスマイルコールを設置して、子ども達から直接「いじめ・虐待等」の相談を受ける。
「子どもスマイルコール」カード配布	「いじめ・虐待等」の相談、のための連絡先等周知カードを広く配付する。
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	生まれてから4か月までの乳児の家庭に訪問して、育児不安等について様子を伺う。（H21年から全戸訪問実施）
要保護児童対策地域協議会	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図る。
要保護児童関係機関との協働	要保護児童対策地域協議会の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行う。
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による支援を行う。

²¹ 「母子保健活動」…母子保健法に基づき、母性、乳幼児などの健康保持や増進を図るために実施する保健指導、健康診査、医療などの各種保健事業

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計維持の役割を一人で担っており、子どもの養育や経済面での困難に直面している事例も多く見られるため、市の就労支援員との連携による就労・養育などの支援を推進します。

また、子どもが健やかに成長していくうえで起きる様々な問題に対応するため、子どもや子育て家庭が安心して頼ることのできる相談窓口が求められており、関係者が連携していく必要があります。

事業名	事業内容
児童扶養手当	離婚等で父親と生計を別にしていない児童や、父親が一定の障害の状態にある児童を養育している方に支給手当。
ひとり親医療費助成	ひとり親家庭に対する医療費助成。内容は乳児・子ども医療費助成と同じ
ひとり親に対する放課後児童クラブ負担金の軽減	ひとり親家庭の負担金を1/2に軽減
保育料の軽減	母子世帯で、非課税世帯等の場合

3 障害児施策の充実

次世代を担う全ての子どもたちが、将来自立し社会に参加するため、障害のある子どもたちも、他の子どもと同じようにいきいきと安心して生活できるように一人一人の特性に応じた継続的な相談や支援の取組を推進します。

障害の早期発見、早期治療及び日常生活を送るための訓練の推進と、障害の原因となる疾病及び事故等の予防のため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進します。

乳幼児期を含めた早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、保育園・幼稚園、小・中学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通認識を深めることにより、保護者の障害受容やその後の円滑な支援につなげていくことが重要になります。

また、本人及び保護者と市、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について合意形成を図ることが重要です。

障害の特性が、いまだ社会的に十分理解されていないと思われることから、適切な情報の周知が必要であり、さらに、家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援体制の整備が必要です。

社会福祉法に基づき策定した「魚沼市地域福祉計画」、障害者基本法に基づき策定した「魚沼

市障害者計画」及び障害者総合支援法²²に基づき策定した「魚沼市障害福祉計画」と調和を図り、連携を密にして事業を推進していきます。

事業名	事業内容
つくしプレー教室	発達に課題のある就園前児童の療育教室
ステップアップ教室	発達に課題のある就学前児童の療育教室
教育相談	就学児童の適正就学について保護者の相談を受ける。
支援ファイルの活用	教育、医療、福祉、労働等の関係機関と連携による相談支援を継続的に実施するための「相談支援ファイル」を作成、活用
保育園障害児受入れ	職員の研修機会をつくり、障害・発達障害児の受入れを行う。
放課後児童クラブ障害児受入れ	職員の研修機会をつくり、小学生の障害・発達障害児の受入れを行う。
保育園・幼稚園巡回相談事業	保育園・幼稚園に相談員が訪問し、発達に不安のある児童とその保護者からの相談に応じ、園生活を安心して送られるよう支援する。
相談支援事業	「うおぬま相談支援センター」に委託し、身体、知的、精神、発達障害等を対象に様々な相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を図る。
日中一時支援事業	障害のある方に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の休息を目的とした一時的な見守りを行う。
発達障害への意識啓発	一般の保護者に対し、発達障害教育やセミナーの開催をとおして理解を深めてもらう。
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者の入院・通院に対し、保険診療による自己負担のうち、一部負担金を超える額を助成
年中児発達相談	年中児の（保護者の）希望者に対して、発達相談を受ける。
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者に日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の20歳未満の最重度の障害児に支給

²² 「障害者総合支援法」・・・正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

第7章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

全国的に少子高齢化の進行と併せて、長期の人口減少過程に入る見通しとなっており、少子化を改善するための各種施策が求められています。

厚生労働省社会保障審議会「人口構造の変化に関する特別部会」では、出生に影響を及ぼしているのは、「子育てしながら就労できる見通し」や「ワーク・ライフ・バランス²³の確保」であり、母親の育児不安は、今後の出産に及ぼす影響が大きいことから、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」が必要であるとの見解を示しています。

仕事と家庭の調和のとれた社会を実現するためには、社会全体で男女共同参画社会²⁴を推進し、働き方の見直しを進めることが重要です。

ニーズ調査結果では、育児休業を取得した人の約半数は1年以内に職場復帰をしています。希望よりも早く職場復帰した理由として、「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」、「人事異動や業務の節目時期に合わせるため」を合わせると約半数を占め、経済的な理由も含め、仕事を優先する社会意識が残っており、仕事と生活の調和が十分にとれていない状況があると考えられます。こうしたことから、事業所側にも育児休業中の経済支援制度の周知や理解を求め、事業所と協力しながらワーク・ライフ・バランスの重要性について更なる普及啓発が必要です。

一方、子育てしながら安心して働き続けるためには、多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童健全育成事業など、仕事と子育てが両立できるよう、更なる保育サービスの充実に向けた取組を継続して行います。

また、サービスの量的充実を進めていくことはもちろんですが、人間形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの成長に大きな影響を及ぼす特定教育・保育施設においては、職員のより一層のスキルアップに取り組めます。

事業名	事業内容
職場における子育て意識啓発	雇用主に対する子育て意識の啓発と支援策の提案等
	仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク（くるみん）及び特例認定マーク（プラチナくるみん（仮称））の周知
	雇用保険の被保険者の方の育児休業中の収入として、育児休業給付金受給があることの周知

²³ 「ワーク・ライフ・バランス」・・・仕事だけではなく、家事、育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことが出来ないものであるため、仕事と生活との調和があつてこそ人生の生きがいや喜びが増するという考え。

²⁴ 「男女共同参画社会」・・・男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことを指す。

第8章 母子保健計画

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1 現状と課題

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。妊娠・出産期から子育てまでの途切れない支援が重要となります。

現在は、10歳代や40歳代での妊娠、不妊治療による妊娠、家庭環境の変化などにより、妊娠・出産及び育児に不安や悩みを抱えやすい妊婦・母親が増えています。

核家族化や働きながら子育てをする母親は、子どもとの関わりに対して自信が持てなかったり、子どもの突然の病気の対応に苦慮したりするほかにも、祖父母世代や父親との子育て観の違いに不満を感じたりもしています。気軽に相談できる窓口や、親同士・同年代の子どもたち同士の交流の場、子育てに関する情報の提供が求められています。

情報の取得に関しては、市の広報誌や通知のほか、電子媒体であるホームページやメールでの配信等も希望するようになってきました。インターネットで容易に情報収集ができる反面、たくさんの方に振り回されないように取捨選択することも肝心です。

また、生涯にわたる健康のためには、子どものときから正しい生活習慣が身についていることが大切です。早寝・早起きの生活リズムや、3回の食事、歯みがきなどの生活習慣に対する意識を高めていく必要があります。

思春期の保健対策は、各学校に任されている現状ですが、将来、心身ともに健康な父親、母親になるため、子どもたちの心とからだの問題への対応は、重要な課題となります。関係機関と連携をして進めていく必要があります。

また、子どもを生み育てたいと考えても子育て・教育にお金がかかることなどから、経済的な支援を望む声も多く聞かれます。

本市では、妊娠届出及び母子健康手帳交付から母子保健活動を進めています。親子が健やかに、ともに育ち、子育てに喜びを感じる親が増えることを目指し、妊娠期から出産、育児を通して、育児不安を軽減し、子どもの成長・発達に応じた適切な支援ができるよう事業を進めていきます。

2 活動目標

- 安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができる
- 健やかな成長発達に必要な子育てに関する相談体制・学習機会がある
- 望ましい生活リズムや生活習慣が確立できる
- 子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導が受けられる
- 思春期に心とからだについての正しい知識を身につけることができる

3 母子保健事業の提供体制と量の見込み

○ 安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができる

◇親になるための準備と産じょく期の支援

◇子どもや母親の健康の確保

(1) 母子健康手帳の発行

■現状と課題

妊娠・出産期から子育てまでの途切れない支援の出発点として、母子健康手帳の交付を保健師が行うことで、妊婦の健康、家庭状況などを把握しています。

妊娠週数が12週を過ぎて交付を受ける妊婦が1割程度います。関係機関と連携し、健康相談や支援に努めています。

■今後の方向性・施策

妊娠届出及び母子健康手帳交付時を、保健師と妊婦の重要な接点と捉え、保健師による健康相談を積極的に実施し、継続した支援に努めます。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
母子健康手帳発行数	230人	230人	220人	220人	210人

(2) 妊婦一般健診助成事業

■現状と課題

県下統一した内容で、1人あたり14回分の健診助成を実施し、誰もが安心して妊娠・出産を迎えることができるように、母体や胎児の健康状態を定期的に確認し、様々な不安の相談に応じています。

定期受診をしない妊婦も見受けられるため、医療機関と協力し、受診勧奨と妊婦健診の重要性を伝えていく必要があります。

■今後の方向性・施策

今後も、健診助成を実施し、母体や胎児の異常の早期発見、正常な妊娠の経過を確認することなどを通じ、妊娠や子育ての不安解消につなげます。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
母子健康手帳発行数	230人	230人	220人	220人	210人

(3) 妊産婦・新生児訪問事業

■現状と課題

助産師又は保健師により、新生児のいる家庭へ、産婦と赤ちゃんの健康状態の確認及びアドバイスに訪問しています。

また、特定妊婦など支援が必要な妊婦に対して、妊娠中から保健師が訪問し、相談支援を行っています。

■今後の方向性・施策

今後も、新生児のいる家庭へ母子の健康状態の確認等のため、訪問を継続します。特に、第1子については母親の不安も大きいため、第1子新生児への訪問は、100%を目指します。そのためにも、出生連絡票の提出は欠かせないものであるため、母子健康手帳交付時の説明に注力します。

また、特定妊婦は、必要に応じ継続的に保健師が訪問を行うなどして支援していきます。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
第1子新生児への訪問率	100%	100%	100%	100%	100%

(4) 妊産婦入院医療費助成事業

■現状と課題

妊産婦の経済的負担軽減により、安心して出産できる環境を整えるため、入院医療費の一部を助成しています。

■今後の方向性・施策

妊娠期の経済的な負担軽減のため、入院医療費の一部助成を実施します。

また、不育症などに対応できるよう、制度や内容を見直していく必要があります。

(5) 不妊治療費助成事業

■現状と課題

子どもを望む夫婦にとって、高額な不妊治療費は大きな負担となるため、治療に対する経済的負担軽減により安心して治療できるよう、治療費の一部を助成しています。

不妊治療を行っている方を把握することが困難であり、制度の周知方法に工夫が必要です。

■今後の方向性・施策

不妊に悩む方の治療に対して治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、治療を実施している医療機関への事業案内を継続し、制度の周知に努めます。

○ 健やかな成長発達に必要な子育てに関する相談体制・学習機会がある

◇適切な情報提供

◇育児不安（負担）の軽減

◇相談体制、教育体制の充実

(1) 乳幼児・妊産婦健康相談

■現状と課題

妊産婦や母親が不安を抱え込まず、子どもの成長発達に合わせた育児ができるよう、随時、保健師等が電話や窓口、訪問等で乳幼児の成長発達、妊産婦の健康相談に応じています。

■今後の方向性・施策

今後も、乳幼児の成長発達や妊産婦の心身の不調などに対する健康相談、家庭環境の悩み等に応じる気軽な相談窓口を目指します。

また、相談先を知らずにいる妊産婦等もいるため、母子健康手帳交付時や、新生児訪問、乳幼児健診の際に紹介する等、周知方法の工夫、徹底を図ります。

■量の見込み・確保の内容

・乳幼児健診でのアンケート回答で下記の率及び人数を目指す。

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
子育てが楽しいと感じる人	90%	90%	90%	90%	90%
相談相手がない人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) パパ・ママ準備教室

■現状と課題

妊婦及びその夫を対象に、市の制度紹介やマタニティ体操、擬似妊婦体験等を実施しています。座談会では、同じ立場の人同士で話ができ、安心して妊娠期を過ごすことにもつながっています。

一方で、近年、参加者が少なくなっているため、内容の見直しが必要です。

■今後の方向性・施策

年間6回の開催に対し、各回8～10組の参加者を目指し、出産後の育児に関する知識として、医師や保健師が、生後1か月までにかかりやすい病気の解説や、予防接種のスケジュールの組み方などを講義するような内容を取り入れることを検討します。

また、教室自体のあり方について、出産前の支援として必要とされる事業とともに検討します。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
年間の参加組数	30組	36組	42組	48組	50組

(3) 1歳よちよち教室

■現状と課題

1歳頃の成長発達を目安や心身の発達を促すための関わりの大切さがわかり、子どもの成長発達を楽しみながら関わることができることを目的に、教室を開催しています。規則正しい生活リズムの大切さ、むし歯予防の意識など、成長発達に応じた適切な指導により、不安の軽減や必要な知識の習得につながっています。

■今後の方向性・施策

今後も、関わり不足・体験不足による発達の遅れの予防や、育児不安の軽減、口腔衛生の意識向上のため、親子遊びの紹介、むし歯予防の話や歯みがき指導、子どもの生活習慣指導等を実施します。

教室への参加者が対象者数の半数以上になるよう、参加率の増加を目指します。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
1歳よちよち教室への参加率	42%	45%	47%	50%	53%

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

■現状と課題

訪問スタッフ、保健師等が、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等をしています。

長期里帰り等で訪問できない場合は、必ず連絡を取り、状況を確認しています。

訪問従事者の質が一定に保たれるための研修等が必要です。

■今後の方向性・施策

今後も、生後4か月までの乳児のいる家庭の養育環境の全数把握に努めます。

また、親子の心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

さらに、訪問従事者の研修や意見交換、報告会等を行い、スキルアップを図ります。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
訪問実施数	230人	220人	220人	210人	200人

(5) 養育支援訪問事業

■現状と課題

養育に関する支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行っています。

■今後の方向性・施策

今後も途切れなく、適切な支援が行われるよう、関係機関と情報を共有し、連携を密にするよう努めます。

また、妊娠期からの支援についても、安定した家庭生活が営まれるよう支援に努めます。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
養育支援訪問実施数	5件	5件	5件	5件	5件

(6) 未熟児訪問

■現状と課題

助産師又は保健師により、未熟児養育医療の対象となった児や、2,500g未満で生まれ、必要と思われる児を対象として訪問指導しています。

■今後の方向性・施策

今後も、未熟児養育医療の対象となった児を重点に、必要と思われる未熟児を対象として、100%の訪問指導を目指します。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

(7) ことばの相談会

■現状と課題

幼児健診等で、発達について経過観察が必要とされた児に対して、言語聴覚士によって児の発達状況に合わせた具体的な関わりをアドバイスすることで、児の発達を促し、育児不安を軽減します。

■今後の方向性・施策

今後も、対象児の発達及び保護者の不安の軽減を目指し、言語聴覚士による相談会を継続します。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
3歳児健診での2語文の通過率	90%	90%	90%	90%	90%

○ 望ましい生活リズムや生活習慣が確立できる

◇食育²⁵推進計画に基づいた食育の推進

◇歯科保健計画に基づいた歯科教育

(1) 離乳食講習会

■現状と課題

離乳食の進め方やよい食習慣についての講話、食材の固さ体験、食生活の相談を3段階に分けて実施し、望ましい食生活を考える機会としています。

また、食習慣の基礎づくりの場としてのほか、参加者同士の情報交換の場となっており、子育てサポーターや食生活改善推進員のアドバイスもよい支援となっています。

■今後の方向性・施策

今後も、生まれたときからの生活習慣病予防のため、離乳食を正しく進めることができ、よい食習慣を身につけられる支援の場として、また、参加者同士の情報交換の場として実施していきます。

ステップ1への第1子参加については80%維持を目指します。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
(ステップ1)第1子参加率	80%	80%	83%	83%	85%

(2) おやこ食育教室

■現状と課題

おやこ料理教室として、親子での調理体験を通して、食材に興味を持つ、食への関心や意欲を高めるなど、自ら食について考え、判断し、望ましい食行動が取れるよう、家庭での食習慣を見直すきっかけづくりの事業として実施しています。

■今後の方向性・施策

今後も、食材に興味を持つことや、食への関心や意欲を高めることなど、自ら食について考え、望ましい食行動が取れるよう、食育推進計画に基づいた食育を推進する中で、家庭を中心とした食習慣の見直しを支援する事業を検討していきます。

事業の募集人員に対して100%の参加を目指します。

²⁵ 「食育」…子どもたちが生きていく上で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送る5つの能力「食べ物を選択する能力」、「料理する能力」、「味が分かる能力」、「食べ物の育ちを感じる能力」、「元気な体の分かる能力」を育てることのほか、これらに関連して環境や農業等といった社会や文化に関する知識も学んでいくことが望まれています。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
おやこ料理教室における募集に対する参加率	100%	100%	100%	100%	100%

(3) 歯科保健教育

■現状と課題

魚沼市歯科保健計画に基づき、乳幼児健診や1歳よちよち教室における歯の健康教育を実施しています。

■今後の方向性・施策

魚沼市歯科保健計画におけるライフステージのうち、「乳幼児期（0～3歳）」の施策に合わせて事業を推進する中で、乳幼児健診や1歳よちよち教室における歯の健康教育を継続し、3歳での虫歯のない子の率90%維持を目指します。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
3歳で虫歯のない子の率	90%	90%	90%	90%	90%

(4) 健診・各種教室での指導

■現状と課題

生涯にわたる健康づくりを推進するためには、子どもの頃からの正しい生活習慣を確立しておくことが望まれます。

健診や各種教室において、早寝早起きの生活リズム、3回の食事、歯みがきの習慣などについて指導しています。

■今後の方向性・施策

今後も健診・各種教室の場を活用し、規則正しい生活習慣について理解を深めてもらうような指導を続け、3回の食事をしている子、規則正しい就寝・起床ができる子の割合を伸ばしていくことを目指します。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
3回の食事をしている子の割合	90%	90%	90%	90%	90%
7時までに起床している子の割合	60%	60%	70%	70%	70%

○ 子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導が受けられる

◇健康増進事業の充実

(1) 乳幼児健診

■現状と課題

子どもの成長や発達段階に応じた育児支援ができるよう、乳幼児健診を通じて、育児不安の軽減、乳幼児の健康管理、健康増進を図っています。

受診率は高く維持されており、欠席者に対しても通知や電話で受診勧奨を行い、未受診理由の把握に努めています。健診に出席できない場合は、地区担当保健師が訪問等により生活・発達状況の確認を行っています。

■今後の方向性・施策

今後も、子どもの成長発達を知る大切な機会であることを訴え、積極的に受診してもらえるよう働きかけをし、対象児の100%受診を目指していきます。

未受診者には、電話等により個別に周知するなどの対応を継続します。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
乳幼児健診の受診率	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 予防接種

■現状と課題

保護者が予防接種の必要性を理解し、子どもの健康管理のため主体的に接種できるように、小学校入学前に受ける全ての予診票を生後2か月頃に通知しています。

対象年齢が上がってから接種時期が来るワクチンは、少し接種率が下がることと、保護者が接種のスケジュール管理に苦労していることや、任意接種費用への助成を希望する声が聞かれることが課題となっています。

■今後の方向性・施策

乳児期の予防接種が増え、接種スケジュールの調整が難しくなっているため、適切な時期に接種できるよう、健診などの機会に状況確認をして順番のアドバイスをする支援や、未接種者への効果的な勧奨方法の検討をして、定期予防接種の接種率90%台維持を目指します。

また、予防効果の高い任意の予防接種への助成を検討します。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
定期予防接種の接種率	90%	90%	90%	90%	90%

○ 思春期に心とからだについての正しい知識を身に付けることができる

◇性に対する正しい知識の普及

◇喫煙・薬物に関する教育

(1) 学校養護教諭との連絡会

■現状と課題

これまで、思春期の健康教育は、各学校に任されており、母子保健担当部署の関わりがほとんどありませんでした。

今後は、学校現場と母子保健担当で情報共有をしつつ、将来の父性・母性の健全な育成に有効に必要な教育がどのようなものであるか、検討する機会を持つ必要があります。

■今後の方向性・施策

各学校の養護教諭と保健師が情報共有をする連絡会などを立ち上げ、思春期における健康教育の具体的な内容を検討します。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
連絡会の開催回数	3回	3回	3回	3回	3回

(2) 保健所との連携

■現状と課題

保健所は、管轄内の高等学校で思春期健康教育を実施していますが、市の母子保健担当の関わりはありませんでした。

今後は、保健所と市母子保健担当で連携し、小学生から高校生までの情報を共有する必要があります。

■今後の方向性・施策

保健所と保健師が情報共有をしたり、健康教育のプログラムを考案したりする機会を持ち、連携しながら幅広い対象者の思春期健康教育を実施できるようにします。

■量の見込み・確保の内容

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
思春期健康教育の開催回数	3回	3回	3回	3回	3回

參考資料

1 魚沼市子ども・子育て会議

(1) 構成

区分	団体・機関等	所 属	氏 名	備考
子どもの 保護者	保育園・幼稚園保護者 会	守門保育園保護者会	高橋 麻衣子	教育保育
	学童保育保護者会	魚沼市学童保育連絡協議会	伊佐 里美	(H26.3 まで)
			長谷部チエミ	(H26.4 から) 地域子ども
	小学校保護者会	魚沼市 PTA 連絡協議会	佐藤 代志子	(H26.3 まで)
		魚沼市 PTA 連絡協議会	小幡 賢之	(H26.4 から) 地域子ども
	中学校保護者会	広神中学校 PTA 副会長	山本 裕之	(H26.3 まで)
		広神中学校 PTA 副会長	小林 栄一	(H26.4 から) 連携調整
障がい児団体(親の会)	さくらんぼの会	今井 久子	連携調整	
学識 経験者	主任児童委員	魚沼市民生児童委員協議会	浅井 和代	連携調整
	魚沼市教育振興会	堀之内小学校	中山 節子	◎会長
子育て 支援事業 従事者	私立保育園	小出保育園	山本 都子	教育保育
	私立幼稚園	めぐみ幼稚園	羽鳥 敦子	教育保育
	公立保育園	佐梨保育園	星 弘子	教育保育
	学童保育	湯之谷放課後児童クラブ	星 智裕	地域子ども
関係団体	子育て団体	魚沼の子育ちを考える会	星 春子	教育保育
	ハッピー・パートナー企業	銀山開発(株)	上重 礼子	連携調整
	社会福祉団体	魚沼市社会福祉協議会	坂大 優	○副会長 連携調整
公募委員			星 麻衣	地域子ども

備考欄中の用語については、所属部会を表しています。

「教育保育」・・・教育・保育部会

「地域子ども」・・・地域子ども・子育て支援事業部会

「連携調整」・・・子ども・子育て連携調整部会

(2) 魚沼市子ども・子育て会議条例

○魚沼市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 4 日

条例第 40 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、魚沼市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。以下同じ。)に関する法律による施策について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関し学識経験のある者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 関係団体の推薦を受けた者

(5) 公募による市民

(6) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(魚沼市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 魚沼市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年魚沼市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(任期の特例)

3 この条例の施行後、初めて委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

2 策定の経過

(1) 魚沼市子ども・子育て会議

日付	審議内容	出席者数
平成 25 年 11 月 8 日	第 1 回魚沼市子ども・子育て会議 (1)子ども・子育て新制度について (2)魚沼市の子ども・子育て事業について (3)次世代育成支援行動計画について (4)子ども・子育て事業計画策定にかかるニーズ調査素案の検討について	13 人
平成 26 年 2 月 26 日	第 2 回魚沼市子ども・子育て会議 (1)子ども・子育て支援ニーズ調査について	12 人
平成 26 年 3 月 17 日	第 3 回魚沼市子ども・子育て会議 (1)平成 25 年度次世代育成支援行動計画（後期計画）事業評価 ・評価シート一覧の事業順に担当者が評価内容を説明 ・質疑	11 人
平成 26 年 6 月 2 日	第 4 回魚沼市子ども・子育て会議 (1)子ども・子育て支援事業計画について ・策定スケジュールについて ・骨子案について ・教育・保育提供区域の設定について ・計画の基本理念について	9 人
平成 26 年 7 月 29 日	第 5 回魚沼市子ども・子育て会議 (1)子ども・子育て支援事業計画について ・母子保健計画について ・基本理念について ・区域設定について ・各部会検討案について (2)子ども・子育て新制度に係る各種基準について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について	10 人
平成 26 年 8 月 20 日	第 6 回魚沼市子ども・子育て会議 (1)子ども・子育て支援事業計画について ・基本理念について ・第 1 部(総論)について ・第 2 部(各論)について ・第 2 部(母子保健計画)について (2)子ども・子育て新制度に係る各種基準等について ・各種基準について ・保育の必要性について	10 人
平成 26 年 9 月 19 日	(1)子ども・子育て支援事業計画について ・計画素案について ・母子保健計画について (2)保育の必要性について (3)今後のスケジュールについて	● 人

(2)魚沼市子ども・子育て会議部会会議

部会名	日付	審議内容	出席者数
教育・保育部会	平成 26 年 6 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域の設定について ・量の見込みと確保方策について 	5 人
	平成 26 年 7 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域の設定について ・量の見込みと確保方策について 	5 人
	平成 26 年 7 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念（案）について ・魚沼市の認可基準、運営基準の考え方について ・量の見込みの補正について 	5 人
地域子ども・子育て支援事業部会	平成 26 年 6 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業について 	5 人
	平成 26 年 7 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業について ・放課後児童クラブの基準について 	6 人
	平成 26 年 7 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念について ・地域子ども・子育て支援事業について ・放課後児童クラブの基準について 	4 人
子ども・子育て連携調整部会	平成 26 年 6 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項について 	3 人
	平成 26 年 7 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項について 	4 人

(3) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施（再掲）

①調査の目的

子ども・子育て支援法第 61 条に基づく新制度の開始に向けて、子ども・子育てに関する実態とニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることを目的として就学前児童及び小学生の保護者を対象に調査（以下「ニーズ調査」という。）を行いました。

②調査設計

ア 調査対象

本市に居住する平成 13 年 4 月 2 日から平成 25 年 10 月 1 日（小学 6 年生から 0 歳）の間に生まれた子どもの保護者全員を調査対象としました。

ただし、複数の児童がいる世帯には、最年少児童についてのみ回答を依頼しました。（1 世帯に 1 枚のみ配布）。

調査種類	調査対象	配布人数
就学前児童	本市在住の就学前児童の保護者	1,239 人
小学生	本市在住の小学生の保護者	987 人

イ 調査期間

平成 25 年 12 月 9 日～12 月 18 日

ウ 調査方法

調査種類	調査対象
就学前児童	通園者は園を通じての配布・回収。 未就園者は郵送による配布・回収。
小学生	原則、小学校を通じての配布・回収。 ただし、一部については郵送による配布・回収。

③回収結果

調査種類	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,239	945	944	76.2%
小学生	987	840	840	85.1%

3 パブリックコメントの結果とその反映状況

魚沼市子ども・子育て支援事業計画

平成27年 月策定

発行 平成27年 月

編集 魚沼市教育委員会子ども課

〒949-7494 新潟県魚沼市堀之内130番地

TEL : 025-794-6027

FAX : 025-794-3890

E-Mail : kosodate@city.uonuma.niigata.jp



Uonuma City